

養生所/(長崎)医学校等遺跡中核区域北部一帯遺跡の

取扱い(調査・保存・保護・整備・公開・継承)に関する提案と要望

一 養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より

2019年(令和元年)7月9日 火曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

2019年(平成31年)に入り、養生所/(長崎)医学校等遺跡に関して、私達 当会、及び、長崎市の理事者に於いては、相互の基礎的な情報交換により、当該遺跡の中核区域の長崎医学校建物敷地北部の実態について、長崎醫學専門學校卒業記念写真帳での大正初期の長崎医学校等北部正門東西両翼石垣の写真群、並びに、長崎醫科大學卒業記念写真帳での長崎醫科大學の“記念館”即ち大學構内ぐらヶ丘に移築された旧甲種長崎医学校(新)講堂の四面が撮影された写真群の再発見、又、養生所/(長崎)医学校等遺跡中核区域長崎医学校等敷地東部に於ける外周道路拡幅工事での敷地境界等遺跡の検出、等に関し新しい知見が生じている事実を共有しています。

私達 当会は、当該遺跡又遺跡一般に対して、その土地に開発行為を計画し実施することについて、度重なる、長崎市議會議長への陳情書、並びに、長崎県知事同時に市長を筆頭宛先とする要望書、他の時々の書面資料にて、皆様に、提案し要望しています。

私達 当会は、同時に、当該遺跡の存在と長崎市立仁田佐古小学校の建設との開発行為との関係に於いて、当該遺跡の中核区域の実態は、遺跡としての実態が大幅に破壊されつつある、と認識します。

私達 当会は、当該遺跡地に計画して建設中の長崎市立仁田佐古小学校の状態や運用、例えば、屋外運動場の面積が、長崎市立佐古小学校の原状に対して、外周道路拡幅に伴う敷地削減と校舎面積の拡張に伴い、相当程度、縮小されつつある計画と実施の実態にも、留意しています。

私達 当会は、皆様に、以上の現況を認識し、当該の現状の計画と実施に対して、遺跡を遺跡として少しでも活かす、同時に、小学校の活動と運営をより望ましいものにする、との観点より、以下、三段階に形成する提案により、提案し要望します。

私達 当会は、前述の趣旨の範囲において、第一段階提案(要望)を静的な措置に係る局地的な提案、第二段階提案(要望)を静的な措置に係る総合的な提案、第三段階提案(要望)を静的な措置及び動的な措置を併用する総合的な提案として、直面する遺跡保存対策措置のみならず経時的計画をも併用して、第一段階提案(要望)又は第二段階提案(要望)の実現を経て、第三段階提案(要望)を実現するよう、総合的な検討と実施を、提案し要望します。

長崎市の現状計画、私達 当会の第一段階提案(要望)又は第二段階提案(要望)から第三段階提案(要望)へと、長崎市立仁田佐古小学校の屋外運動場の集団活用有効面積が増大する提案且つ要望ですので、併せて御検討ください。

1. 第一段階提案(要望)

2019年(平成31年)2月議会に提出された長崎市立仁田佐古小学校及び外周道路拡幅整備計画の図面を基盤とした、文化財(養生所/(長崎)医学校等遺跡の中核区域である記念物の一部)としての長崎医学校等北西部正門東翼石垣等石垣群及び旧長崎市佐古国民学校等並びに長崎市立佐古小学校の記念としての当該校北西通用門外側扇形石段の双方の存在を活かす四つの提案と要望です。

長崎医学校等北西部正門東翼石垣等石垣群は、その実態が文献記録資料並びに図面や写真等図像資料等補完資料と遺跡の実態が相互に違和感なく一致し、よって、施工時期や様式の示標ともなり、施工時期や施工者、石材や石積みの状態のみならず、天川石灰が遺存しその施工時期や耐久性等に係る、多様な学術上価値があります。

(1)長崎医学校等北西部正門東翼石垣等石垣群の現状保存、及び、旧長崎市佐古国民学校等並びに長崎市立佐古小学校北西通用門外側扇形石段の移築と旧形態再建

①旧長崎市立佐古小学校北敷地北東隅に移設 ②旧長崎市立佐古小学校南敷地北西隅に移設
③長崎市立仁田佐古小学校校舎棟北階段部に移設 ④長崎市立仁田佐古小学校校舎棟東北に接して移設

《長崎医学校等北西部正門東翼石垣等石垣群... ...現状保存のための旧長崎市佐古国民学校等並びに長崎市立佐古小学校の記念としての当該校北西通用門外側扇形石段移設の四つの提案の比較》					
提案	公益要件	長崎医学校等北西正門東翼石垣等 石垣群の現状保存	扇形石段の移設、及び、旧形再建	屋外運動場の 集団活用有効面積×周辺部活用	備考
① 旧長崎市立佐古小学校北敷地 北東隅に移設	④ 現状保存は計画されていない	① ほぼ完全を計画していると想定	△ 当該有効面積が欠損する × ◎	当該公益要件に対し以下比較上不充分	位置は移動するが屋外運動場への入口として旧焼瓦庭園の入り口として選択する
② 旧長崎市立佐古小学校南敷地 北西隅に移設	④ 完全	○ やや調整が必要と想定	◎ × ◎	遺跡歴史展示施設の入口として景観や印象の統一感がある	校舎正面入口として風格がある
③ 長崎市立仁田佐古小学校校舎棟北 階段部に移設	④ 完全	② ほぼ完全と想定	◎ × ◎	計画当初正面を継承する	階段としての実用を設定できるか?
④ 長崎市立仁田佐古小学校校舎棟東北 に接して移設	④ 完全	△ 一部に欠損が生ずる	◎ × ○		

(添付資料(1)図面 参照)

2. 第二段階提案(要望)

ほぼ、2019年(令和元年)7月1日の遺跡及び文化財と学校の記念と工事の進捗実態の現状を維持しつつ長崎市立仁田佐古小学校施設及び運営及び外周道路拡幅等関連当該事象を実施する提案と要望です。

- (1)文化財(養生所/(長崎)医学校等遺跡の中核区域である記念物の一部)としての長崎医学校等北西部正門東翼石垣等石垣群を現状保存する。
- (2)旧長崎市佐古国民学校等並びに長崎市立佐古小学校の記念としての当該校北西通用門外側扇形石段を現状保存し石段として使用する。
- (3)旧長崎市立佐古小学校地西面外周道路拡幅工事について、現状を維持する。
- (4)長崎医学校等敷地北部東突端部敷地境界線等遺跡を現状保存する。
- (5)旧長崎市立佐古小学校地東面外周道路拡幅工事について、長崎医学校等敷地北部東突端部敷地境界線等遺跡を現状保存する状態で拡幅を行う。場合により、拡幅計画幅を縮小する。

3. 第三段階提案(要望)

- (1)養生所/(長崎)医学校等遺跡の中核区域について、“土地の造形”的に、建物敷地境界部と外周道路について、憶測の余地のない再建、即ち、原状回復を行い、遺跡の大きさ及びその形状及びその細部を回復する。
- (2)養生所/(長崎)医学校等遺跡の中核区域について、“土地の造形”的に、建物敷地境界部内について、長崎市立仁田佐古小学校校舎等施設構造物以外の校庭部分に於いて、憶測の余地のない再建、原状回復を行い、遺跡の高さ及び形状及びその細部を回復する。

4. 第一段階提案、及び、第二段階提案、及び、第三段階提案に共通する事項の提案(要望)

- (1)当該の土地の範囲は、遺跡であり、建物敷地等が周知の埋蔵文化財包蔵地に決定されており、開発行為による土地の掘削、施設の解体移築に係る土地の掘削、その他の現状変更の計画と実施については、土地の掘削、現状変更の実施以前に発掘等調査を実施する事を要望します。
- (2)長崎医学校等並びに長崎市佐古尋常高等小学校及び長崎市佐古国民学校の敷地境界法面に施工されて遺存する石垣群(上記、長崎医学校等北西部正門東翼石垣等石垣群以外の石垣群)については、現状保存し、又は、石材等構成材料を保存し、位置を変更し、局部的な憶測の余地のない再建を行い、再建しない部分の石材等については、之を局部的な憶測の余地のない再建をできる状態で保存することを要望します。

5. 添付資料

- (1)『養生所/(長崎)医学校等遺跡中核区域北部一帯遺跡の取扱い(調査・保存・保護・整備・公開・継承)に関する提案と要望 [第一段階提案(要望)の図面]
【長崎医学校等北西部正門東翼石垣等石垣群(文化財一関係性一景観)現状保存のための旧長崎市佐古国民学校等並びに長崎市立佐古小学校の記念としての当該校北西通用門外側扇形石段移設の四つの提案と要望】
- 2019年(令和元年)7月9日 火曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

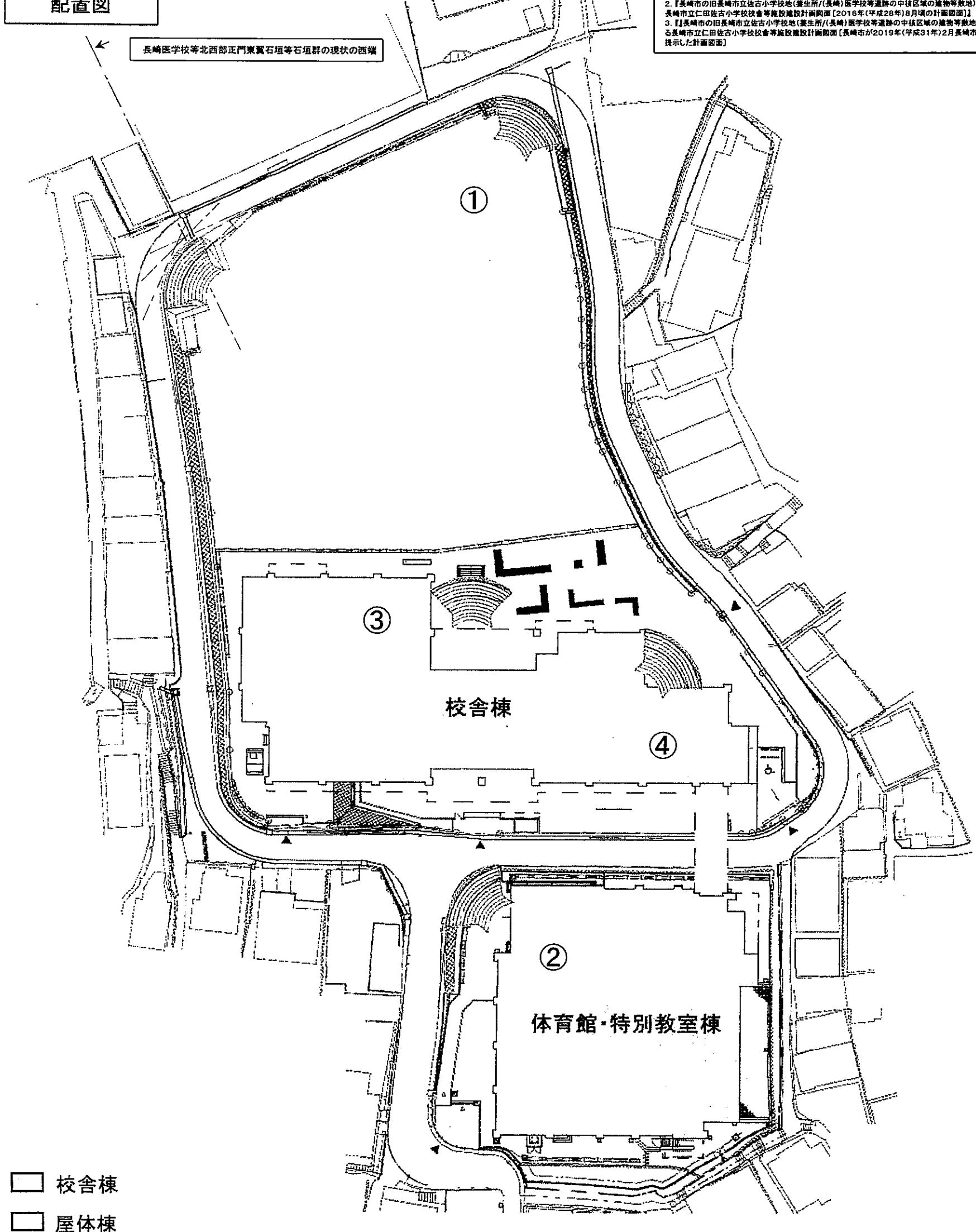
7 新設建物等の施設配置

配置図

長崎医学校等北西部正門東翼石垣等石垣群の現状の西端

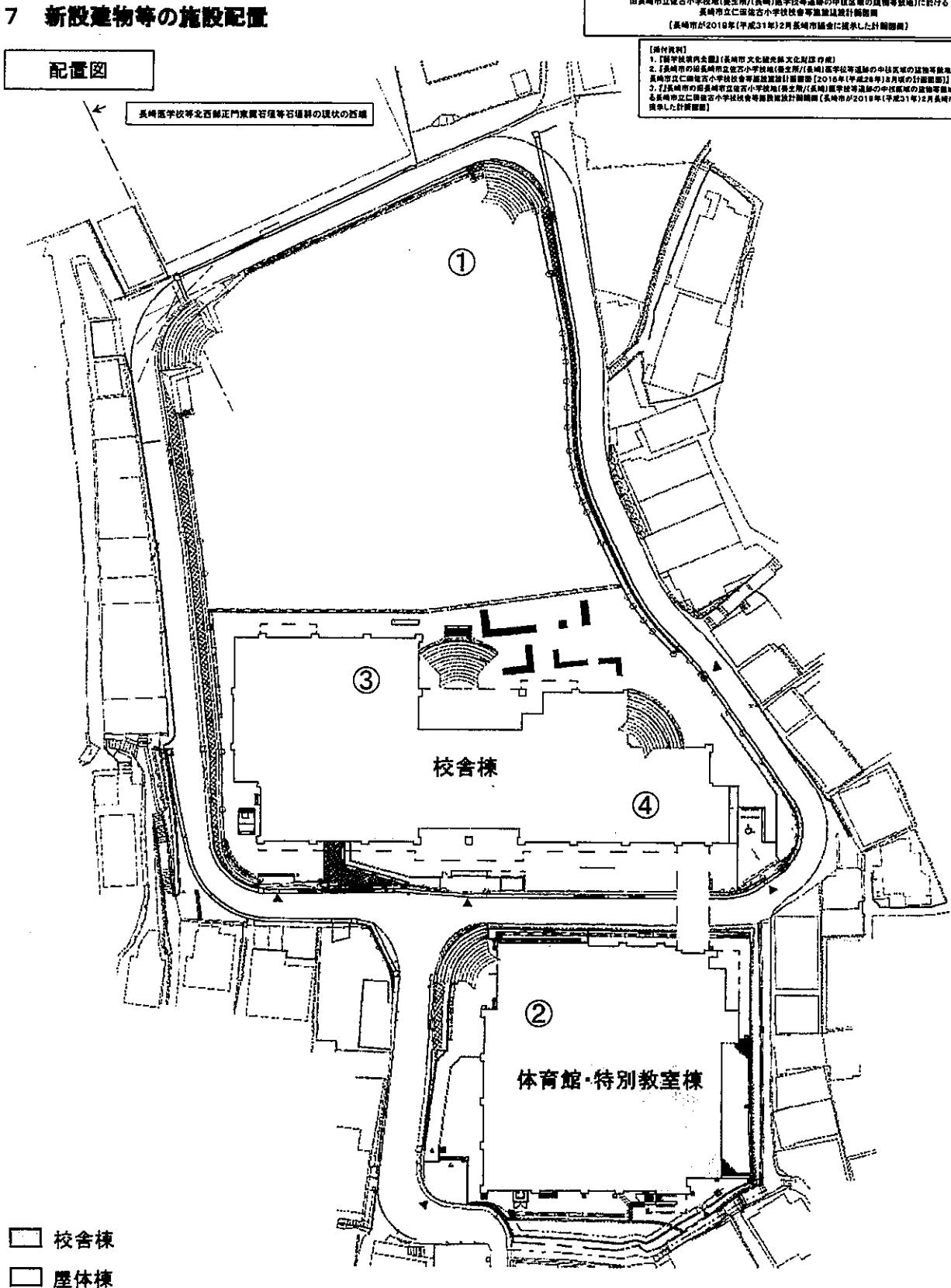
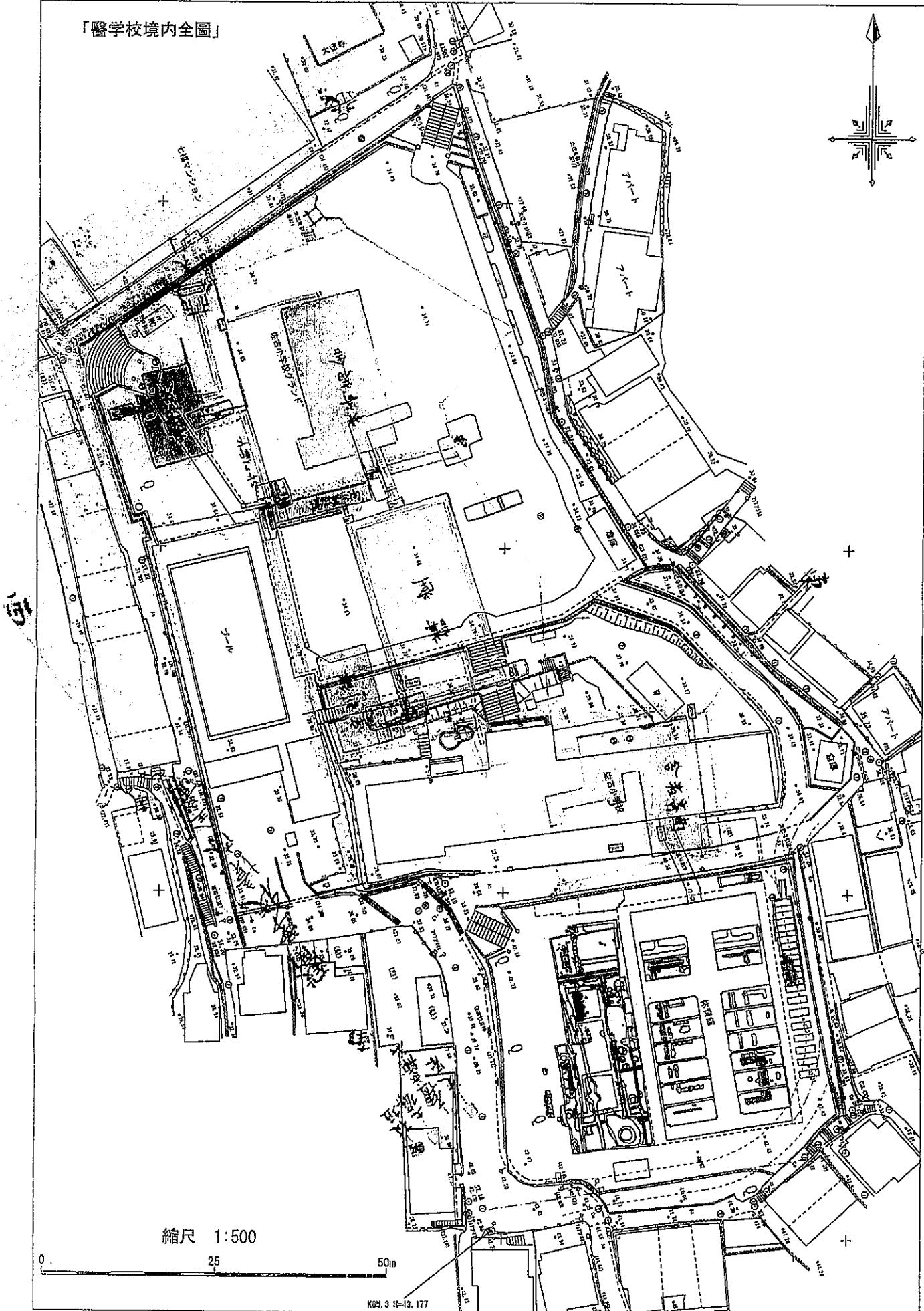
原図
長崎市の
旧長崎市立佐古小学校地(養生所/(長崎)医学校等遺跡の中核区域の建物等敷地)における
長崎市立仁田佐古小学校校舎等施設建設設計図面
【長崎市が2019年(平成31年)2月長崎市議会に提示した計画図面】

添付資料
1.『整学境内全圖』(長崎市 文化観光部 文化財課 作成)
2.『長崎市立佐古小学校地(養生所/(長崎)医学校等遺跡の中核区域の建物等敷地)における
長崎市立仁田佐古小学校校舎等施設建設設計図面』[2016年(平成28年)8月頃の計画図面]
3.『長崎市立佐古小学校地(養生所/(長崎)医学校等遺跡の中核区域の建物等敷地)における
長崎市立仁田佐古小学校校舎等施設建設設計図面』[長崎市が2019年(平成31年)2月長崎市議会に
提示した計画図面]



《長崎医学校等北西部正門東翼石垣等石垣群の現状保存のための旧長崎市佐古国民学校等並びに長崎市立佐古小学校の記念としての当該校北西通用門外側扇形石段移設の四つの提案の比較》

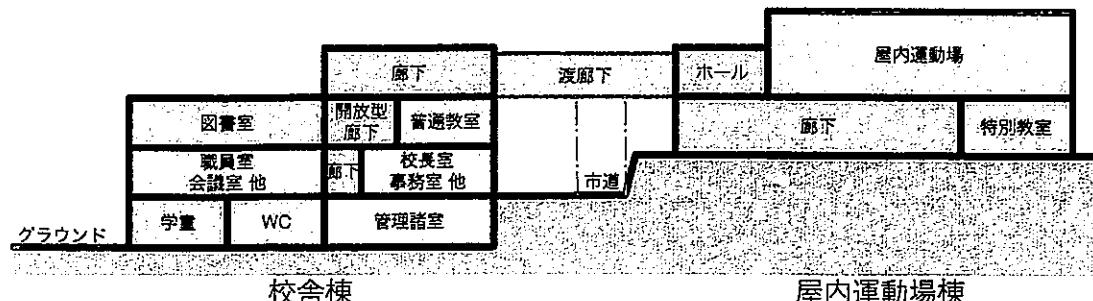
提案	公益要件 長崎医学校等北西部正門東翼石垣等 石垣群の現状保存	扇形石段の移設、及び、旧態再建	屋外運動場の 集団活用有効面積 × 周辺部活用	備考
一 長崎市の現行計画	× 現状保存は計画されていない	◎ ほぼ完全を計画していると想定	△ 当該有効面積が欠損する × ◎	当該公益要件に対し以下比較上不充分
① 旧長崎市立佐古小学校北敷地 北東隅に移設	◎ 完全	◎ ほぼ完全と想定	◎ × ○	位置は移動するが屋外運動場への 入口として旧態を継承する
② 旧長崎市立佐古小学校南敷地 北西隅に移設	◎ 完全	○ やや調整が必要と想定	◎ × ◎	遺跡歴史展示施設の入口として 景観や印象の統一感がある
③ 長崎市立仁田佐古小学校校舎棟北 階段部に移設	◎ 完全	◎ ほぼ完全と想定	◎ × ◎	校舎正面入口として風格がある
④ 長崎市立仁田佐古小学校校舎棟東北 に接して移設	◎ 完全	△ 一部に欠損が生ずる	◎ × ○	計画当初図面を継承する 階段としての実用を設定できるか?



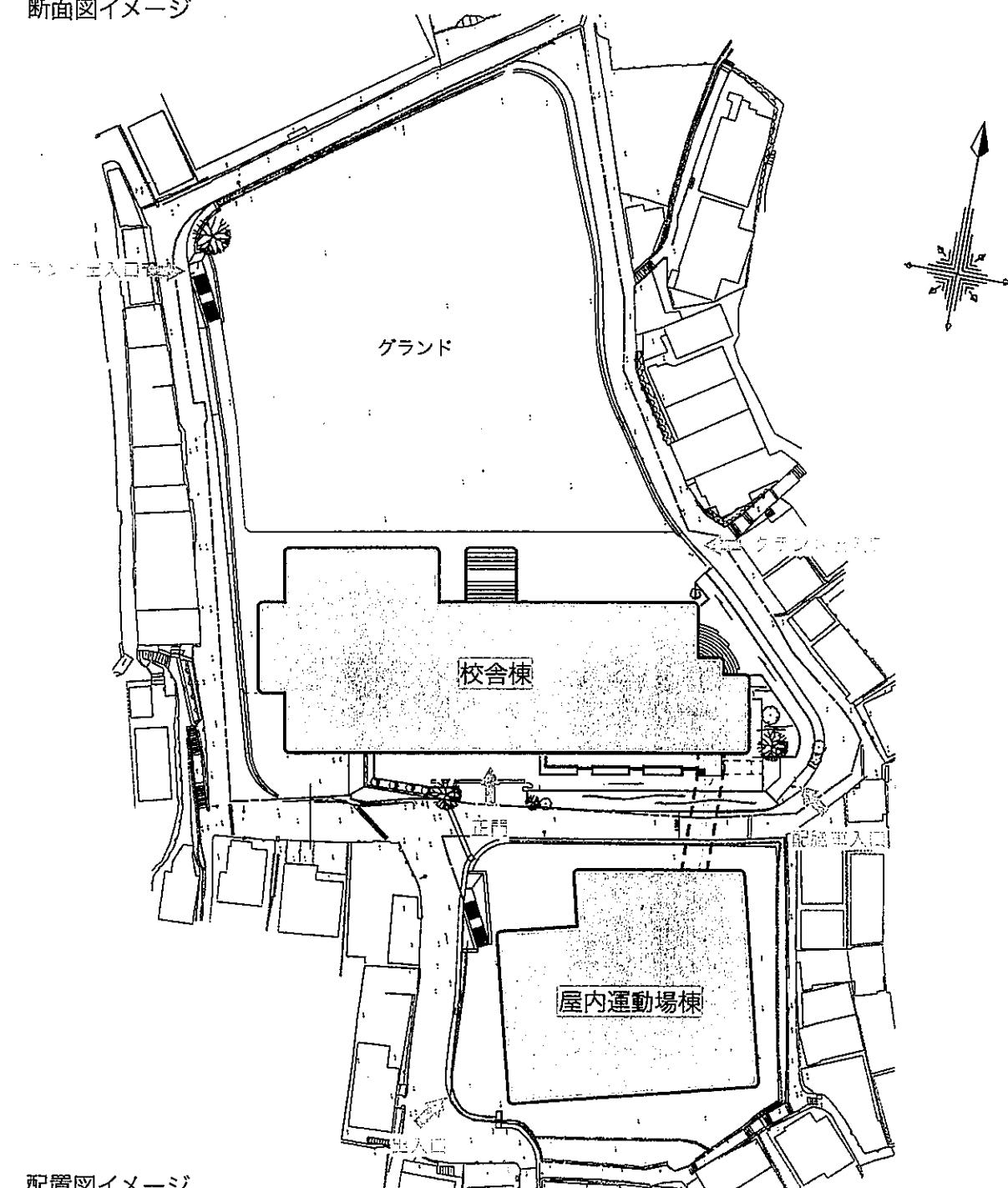
《長崎医学校等北西部正門東翼石垣等石垣群.....現状保存のための旧長崎市佐古国民学校等並びに長崎市立佐古小学校の記念としての当該校北西通用門外側扇形石段移設の四つの提案の比較》

提案	公益要件	長崎医学校等北西正門東翼石垣等 石垣群の現状条件	扇形石段の移設、及び、旧壁再建	屋外運動場の 集団活用有効面積 × 周辺部活用	備考
長崎市の現行計画	×	現状保存は計画されていない	○ ほぼ完全と計画していると想定	△ 当該有効面積が欠損する × ○	当該公益要件に対し以下比較上不充分
① 旧長崎市立佐古小学校北敷地 北東隅に移設	● 完全		○ ほぼ完全と想定	○ × ○	位置は移動するが屋外運動場への人口として旧壁を維持する
② 旧長崎市立佐古小学校南敷地 北西隅に移設	● 完全		○ やや調整が必要と想定	○ × ○	遺跡歴史展示施設の入口として景観や印象の統一感がある
③ 長崎市立仁田佐古小学校校舎棟北 階段部に移設	● 完全		○ ほぼ完全と想定	○ × ○	校舎正面入口として風格がある
④ 長崎市立仁田佐古小学校校舎棟東北 に接して移設	● 完全		△ 一部に欠損が生ずる	○ × ○	計画当初面積を維持する 階段としての実用を設定できるか?

○仁田佐古小学校 新校舎等の配置計画（案）



断面図イメージ



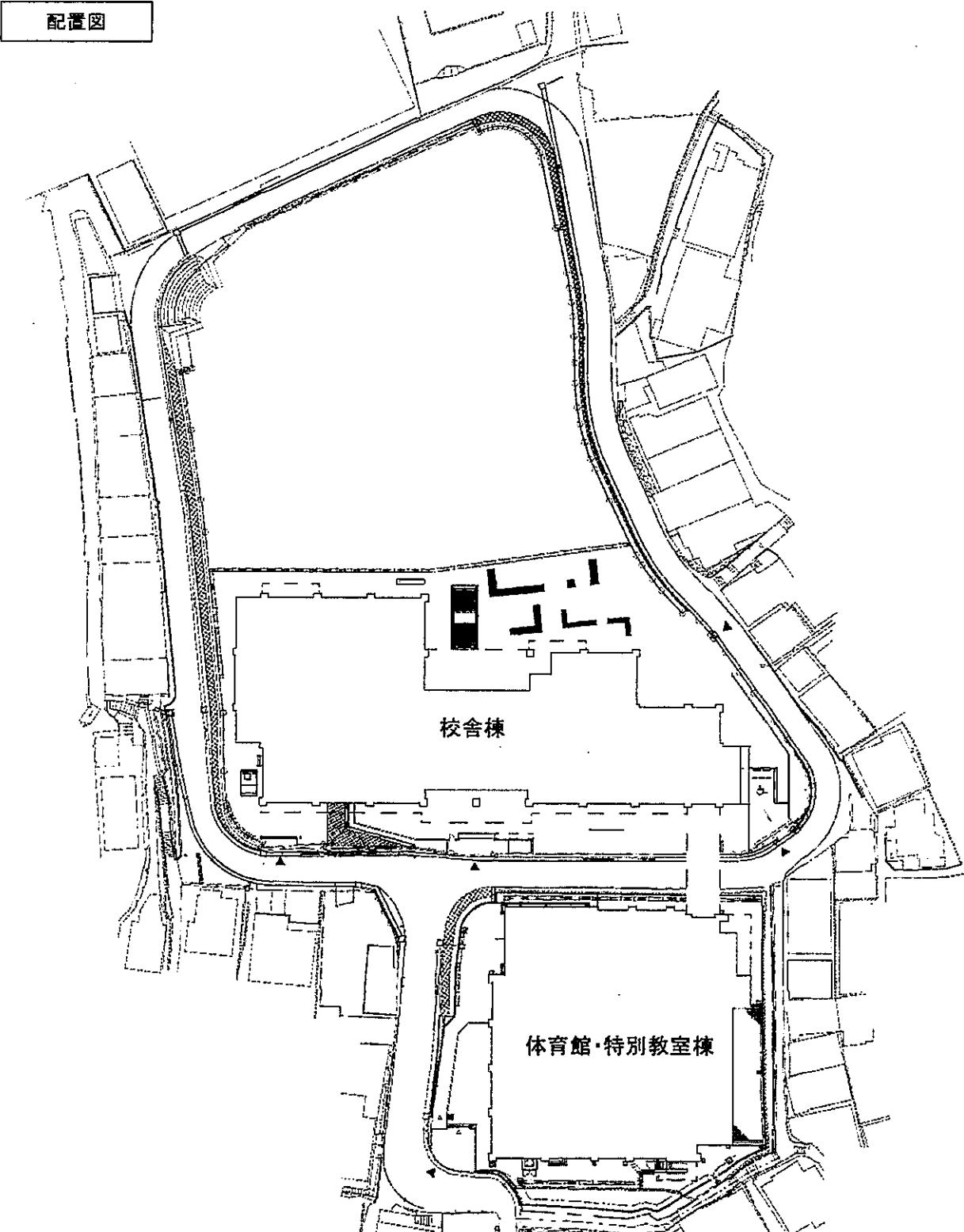
配置図イメージ

仁田佐古小学校校舎等建設に伴う基本設計書

長崎市の
旧長崎市立佐古小学校地(養生所/(長崎)医学校等遺跡の中核区域の建物等敷地)に於ける
長崎市立仁田佐古小学校校舎等施設建設設計図面
[2016年(平成28年)8月頃の計画図面]

7 新設建物等の施設配置

配置図



□ 校舎棟
■ 屋体棟

長崎市の
旧長崎市立佐古小学校地(養生所/(長崎)医学校等遺跡の中核区域の建物等敷地)に於ける
長崎市立仁田佐古小学校校舎等施設建設設計図面
[長崎市が2019年(平成31年)2月長崎市議会に提示した計画図面]

長崎県知事
長崎県教育委員会教育長
長崎県企画振興部長
長崎県文化観光国際部長
長崎県土木部長
長崎県環境部長
長崎県文化財保護審議会長
長崎市長
長崎市教育委員会教育長
長崎市企画財政部長
長崎市文化観光部長
長崎市まちづくり部長
長崎市土木部長
長崎市環境部長
長崎市理材部長
長崎市中央総合事務所長
長崎市文化財審議会長

中村法道 様
池松誠二 様
柿本敏晶 様
中崎謙司 様
岩見洋一 様
宮崎浩善 様
林 一馬 様
田上富久 様
橋田慶信 様
片岡研之 様
股張一男 様
片江伸一 様
吉田安秀 様
宮崎忠彦 様
小田 徹 様
大串昌之 様
下川達彌 様

養生所を考える会 代表 池知和恭



産炭地等における環境汚染等に関する要望書について

標記の件について、別添書類の如く、産炭地等における環境汚染等に関して要望いたします。

どうぞ、ご検討くださるようお願い申し上げます。

なお、当件の具体的な措置につきましては、2019年8月23日(金)までに、ご回答をくださるようお願い申し上げます。

記

1. 別添書類

『産炭地等における環境汚染等に関する要望書』 一通

以上

連絡先:要望人

養生所を考える会 代表 池知和恭

〒852-8127

長崎県長崎市大手二丁目十七一四十六一一〇二

携帯電話 [REDACTED]

産炭地等における環境汚染等に関する要望書

2019年(令和元年)8月5日 月曜日

長崎県知事
長崎県教育委員会教育長
長崎県企画振興部長
長崎県文化観光国際部長
長崎県土木部長
長崎県環境部長
長崎県文化財保護審議会長
長崎市長
長崎市教育委員会教育長
長崎市企画財政部長
長崎市文化観光部長
長崎市まちづくり部長
長崎市土木部長
長崎市環境部長
長崎市理材部長
長崎市中央総合事務所長
長崎市文化財審議会長

中村法道 様
池松誠二 様
柿本敏晶 様
中崎謙司 様
岩見洋一 様
宮崎浩善 様
林 一馬 様
田上富久 様
橋田慶信 様
片岡研之 様
股張一男 様
片江伸一 様
吉田安秀 様
宮崎忠彦 様
小田 徹 様
大串昌之 様
下川達彌 様

要望人

〒852-8127

長崎県長崎市大手二丁目十七-四十六-一〇二

養生所を考える会 代表 池知和恭



連絡先 携帯電話 [REDACTED]

産炭地等における環境汚染等に関する要望

— 養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より —

2019年(令和元年)8月5日 月曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

I. 「端島炭坑」(軍艦島)遺跡における環境汚染の出現について

2019年(令和元年)8月1日 木曜日 長崎新聞 朝刊 は、第一面で『軍艦島で石綿検出か 長崎市、観光客の上陸禁止』と表題し、「長崎市は31日、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」を構成する「端島炭坑」(軍艦島)で、アスベスト(石綿)とみられる纖維物質を検出したと発表した。同日、観光客の上陸を禁止した。2009年の上陸解禁後、天候以外の理由で上陸を禁止したのは初めて。……」と報じました。「明治日本の産業革命遺産」は2015年の第39回世界遺産委員会でUNESCOの世界遺産リストに登録された日本の世界遺産の一つです。

当該の世界遺産の構成資産である「端島炭坑」(軍艦島)での当該の環境汚染の可能性の出現は、長崎市管下、長崎県管下、九州、日本全国の産炭地、さらに、世界の産炭地に於ける、環境汚染の可能性を指摘する結果となりました。

私達 当会は、世界遺産リストに登録された世界遺産の資産に於ける、事後的な、環境汚染の可能性の出現について、とても、残念な出来事である、と認識します。

私達 当会は、一般に、斯かる能動計画の発効に対する、事後的な環境汚染の出現について、あってはならない事象である、と理解します。

私達 当会は、皆様に、行政上の諸般の能動並びに受動計画において、環境汚染、その他の事象の可能性の認識に基づく、事前の総合的なアセスメント (assessment:評価、査定、分析、判断、客観的に評価すること)、事前の調査、科学的な経過の観測、有効な対策、の実施により、事後的な環境汚染、遺跡の損壊、その他の不可逆的な事象の出現を防止すること、を要望します。

II. 養生所/(長崎)医学校等遺跡の取扱いの経過について

1. 長崎市の養生所/(長崎)医学校等遺跡の取扱いについて

長崎市管下では、長崎市の理事者は、養生所/(長崎)医学校等遺跡の中核区域である長崎市立佐古小学校及び外周道路に於ける小学校新設統合に由来する、遺跡を掘削して行う、長崎市立仁田佐古小学校設置及び校舎等施設建設並びに当該敷地外周道路拡幅建設について、

(1) 2010年(平成22年)2月より長崎市の理事者は、地元自治会及びPTA関係者に佐古小学校・仁田小学校の統合の検討の必要性を説明し、当該事象に着手

(2) 2011年(平成23年)8月19日「平成23年度 第1回 長崎市立小中学校適正配置検討会議」開催(長崎市一教育委員会主催) 長崎市の理事者間で協議

「佐古小学校・仁田小学校の統合について」第一案:佐古小に新設校を設置する案及び第二案:仁田小に新設校を設置する案を提示し「府内関係部局への周知及び意見を伺った。」

○主な内容(抜粋): 敷地の使い勝手から言えば佐古の方だろう。(・土木部長)・佐古小に新設校を設置する方がいい。仁田小跡地は、道路拡幅のための移転交渉の代替地や公共用地としても使える。(・建築部長)

○結果: 今後、地元へは、2つの案を提示したうえで、市としては佐古小に統合新設校を設置する案をもって地元との協議に臨むことで委員の了解を得た。

○今後の検討課題(抜粋):・統合校が、仁田小に建設できない理由の整理。

(3) 2014年(平成26年)11月 地域が複数の候補地より当該地に小学校建設用地を合意し、用地選定から当該地に於ける小学校運営建設を前提とした調整局面に入った後、2015年(平成27年)3月 当該遺跡を文化財と認識して記載する『長崎市歴史文化基本構想』を発行し発表、同時期、2015年(平成27年)3月から5月にかけて当該遺跡での開発行為に関する『埋蔵文化財事前審査願』を発動して、試掘調査を実施し、新規の遺跡の発見とし、「周知の埋蔵文化財包蔵地」として遺跡登録

(4) 2016年(平成28年)4月 旧長崎市立仁田小学校に長崎市立仁田佐古小学校が発足し、2016年(平成28年)4月「第1回長崎市立仁田佐古小学校 校舎等建設設計画地域懇話会」を当該地域で開催し、調整から小学校校舎建設局面に入った後、2017年(平成29年)2月「第5回長崎市立仁田佐古小学校 校舎等建設設計画地域懇話会」に於いて、出席者である地域居住の委員より当該地が養生所/病院であったことより土壤汚染の可能性の指摘がなされ、長崎市理事者は「相当な年数が経っており…影響は無いものと考えている」と応答、後、当該地における土壤汚染等の可能性と調査等の検討に着手し、小学校の統廃合検討並びに用地選定並びに小学校施設建設並びに当該敷地外周道路拡幅建設に対し、当該地が文化財であることを認知しつつ、文化庁次長通知発出等ある処、遺跡である文化財(記念物並びに埋蔵文化財)としての踏査や発掘調査や補完資料検討等による遺跡の実態把握と遺跡保存と開発計画との調整、又、土壤汚染並びに水質汚染の可能性について一定の認知がありながら「土壤汚染状況調査」等による実態把握、について事後の措置を執り、行政行為の錯綜を提示している処です。

2. 養生所を考える会の養生所/(長崎)医学校等遺跡への取組

私達当会は、2015年(平成27年)10月20日長崎市の平成27年度小島養生所跡発掘調査現地見学会開催を契機として、2016年(平成28年)1月1日 養生所を考える会を発足、2016年(平成28年)7月17日 シンポジウム『養生所遺構を考える』を開催(主催:養生所を考える会 於:長崎市仁田佐古地区ふれあいセンター)、2016年(平成28年)9月7日『養生所/医学校の遺構の保存・修復・整備・復元に関する陳情書(旧長崎市立佐古小学校地と一部の隣接道路について)』(養生所を考える会、毎熊政直長崎市議会議長宛)を提出、以降、養生所を考える会は、当該事象について、長崎市定例議会毎に陳情書を提出、適宜、長崎県知事、並びに、長崎市長を筆頭に関係理事者並びに行政上関係者に要望書を提出し、記者会見を為し、適宜、皆様に、関係資料を提示し、又、提案と要望を伝達しています。

私達当会は、2017年(平成29年)2月20日 以降、私達当会は、長崎市長並びに長崎市の理事者の皆様に、当該地が、土壤汚染への対策の為されない時代に87年の長きに亘り、病院、医学校、理化学研究所、梅毒専門病院として活用された土地の利用の履歴に鑑み、梅毒治療薬である水銀化合物並びに砒素化合物を主とするサルバルサン又その国産品その他に由来する水銀と砒素その他物質による土壤汚染並びに水質汚染の可能性を指摘し、又、土壤汚染対策法第十四条第3項に規定される「土壤汚染状況調査とみなす」ことができる調査等を実施することにより土壤汚染と水質汚染の実態を明らかにすることを要望しています。

3. 養生所/(長崎)医学校等遺跡の取扱いの推移(当該事象の概略について)

□2010年(平成22年)2月~10月 地元自治会及びPTA関係者に佐古小学校・仁田小学校の統合の検討の必要性を説明(長崎市)
(両校の児童数の減少、小規模化、300mと近接している、施設の老朽化を理由とする) 長崎市立佐古小学校所在地:長崎市西小島1丁目7番1号/長崎市立仁田小学校所在地:西小島2丁目6番15号

□2011年(平成23年)8月19日「平成23年度 第1回 長崎市立小中学校適正配置検討会議」開催(長崎市一教育委員会主催)
長崎市の理事者間で協議

「佐古小学校・仁田小学校の統合について」第一案:佐古小に新設校を設置する案及び第二案:仁田小に新設校を設置する案を提示し「府内関係部局への周知及び意見を伺った。」

○主な内容(抜粋)

..... 敷地の使い勝手から言えば佐古の方だろう。(・土木部長)

・佐古小に新設校を設置する方がいい。仁田小跡地は、道路拡幅のための移転交渉の代替地や公共用地としても使える。(・建築部長)

○結果

・今後、地元へは、2つの案を提示したうえで、市としては佐古小に統合新設校を設置する案をもって地元との協議に臨むことで委員の了解を得た。

○今後の検討課題

・統合校が、仁田小に建設できない理由の整理。

・バス通学の検討(現状4キロ以上の縛りあり)。

■2014年(平成26年)11月13日(木)「第4回佐古小学校・仁田小学校統廃合検討協議会」開催

(地域委員が当該地への統合校施設建設用地合意について長崎市に対して外周等道路拡幅を条件付けたところを長崎市理事者がこれに合意、同時に、地域委員が当該地を統合校施設建設用地として合意を形成)

■平成27年1月27日『佐古小学校・仁田小学校統廃合計画 一次報告書』佐古小学校・仁田小学校統廃合検討協議会

(「2 新設校の用地について 新設校の用地については・佐古小学校跡地とする。」)

◎平成27年3月『長崎市歴史文化基本構想』(長崎市文化財課)策定発行

(以下記載:資料編 3. 関連文化財群のテーマの概要 長崎市の歴史文化の特性 G 近代化の先進地 関連文化財群のテーマ G-1 近代化の黎明 概要 ●鳴瀬塾と医学伝習また、安政4年(1857)に実施された海軍伝習の第2次伝習教師団には、幕府の医学・博物学の教授招集の要望を受けて軍医ボンペが派遣された。同年末には幕府から派遣された医師松本良順の援助によりボンペの講義が始まり、大村町に医学伝習所が開かれた。翌5年夏、長崎から大流行したコレラにボンペは防疫や治療に当たり、その貢献により十善寺郷の唐人屋敷の裏山に病院が建設され、さらに小島養生所が開設された。小島養生所は、我が国初の近代的なヨーロッパ式の病院、医学校と呼ばれ、その後も精得館など名称を変えつつ医学教育が行われており、長崎は近代医学の発祥地として、その発展に貢献した。)

★平成27年3月23日『埋蔵文化財事前審査願』教施号外 長崎市教育委員会(長崎市教育委員会教育総務部施設課)、長崎市教育委員会(経済局文化観光課文化財課)宛

(下記所在地におきまして、開発行為を計画しておりますので、事前に埋蔵文化財の有無の確認をお願いします。記 所在地:長崎市西小島1丁目1101番地、面積1561m²、地目:宅地、開発用途(目的):新校舎建設のため、開発予定(年月日):平成29年4月1日~平成31年3月31日、連絡先:教育委員会095-829-1192(直通)添付図面:1.位置図(現況図)2.建物配置図)

☆平成27年4月1日~9日 養生所(病院)敷地を試掘調査(長崎市経済局文化観光部文化財課)

★2015年(平成27年)4月15日『遺跡発見の通知について』(長崎市文化財課)(長崎県教育委員会教育長宛。(文化財保護法第九十七条一項))

★2015年(平成27年)4月23日『遺跡の発見について(通知)』(県教育庁学芸文化課)(長崎市教育委員会教育長宛)

(新規遺跡「小島養生所跡」として登録)

■2015年(平成27年)5月15日(金)付 市長決済「長崎市立佐古小学校と長崎市立仁田小学校の統廃合について(同)」

(「1 統合形態 佐古小学校と仁田小学校を廃止し、仁田佐古小学校を設置する。(新設統合) 2 統合時期 平成28年4月1日 3 統合理由 仁田小学校及び佐古小学校においては児童数の減少により小規模化しており、距離が約300mと近接していることに加え、両校の校舎が老朽化しているため。 4 新設校設置場所 現在の佐古小学校敷地に新校舎を建設するが、新校舎が整備されるまでの措置として仁田小学校を仮校舎として活用する。」)

★2015年(平成27年)5月18日『埋蔵文化財包蔵地カードの提出について』

(長崎市文化財課、長崎県教育長宛、養生所/(長崎)医学校遺跡のうち養生所(病院)~小島病院の敷地について「埋蔵文化財包蔵地」と決定) 長崎県遺跡地図に登載

(長崎県教育委員会、養生所/(長崎)医学校遺跡のうち養生所(病院)~小島病院の敷地が「周知の埋蔵文化財包蔵地」となる、(文化財保護法第九十三条に規定))

☆平成27年8月17日 平成27年度小島養生所跡発掘調査(養生所(病院)敷地西部体育館前庭)開始(長崎市文化財課)

★平成27年10月20日 平成27年度小島養生所跡発掘調査現地見学会開催(長崎市)

☆平成27年10月23日 平成27年度小島養生所跡発掘調査(養生所(病院)敷地西部体育館前庭)終了(352m²)(長崎市文化財課)

■2015年(平成27年)12月8日(火) 土木部長及び教育庁長にて決裁「仁田佐古小学校外周道路整備事業の施行について(同)」

(路線名:仁田佐古外周道路(市道西小島稻田町1号線ほか2路線)、整備箇所:西小島1丁目ほか、事業期間:平成28年度~平成32年度(予定)、全体事業費120,000千円、施行理由:当該路線は、仁田佐古小学校の外周に位置する道路であるが、道路幅員が2~3m程度とせまいため、車両が進入できないことから、日常の買い物や通院、介護等において、不便をきたしているとともに、緊急時における救急搬送や消防活動等にも支障をきたしている。このようなことから、住環境の改善、及び交通安全面や防災面での向上を図るとともに、地域の活性化を図るため、道路整備を行うものである。)

◎2016年(平成28年)1月1日 養生所を考える会 発足 (代表:池知和恭、副代表:日本医史学会会員 長崎大学名誉教授(医学部)相川忠臣) 国平成28年1月20日(水)「小島養生所跡遺構等の取扱いについて」(都市経営会議)

(会議報告書【結果】学校建設はこれまでどおり進めながら、まずは記録保存を行う。露出保存については、平成28年度に実施を予定している既存体育館下の埋蔵文化財本調査終了後に遺構の評価を行って、その結果を踏まえて検討する。

■平成28年3月31日付 市長決裁「小島養生所跡遺構等の取扱い方針について(同)」

(【方針】1 学校建設を優先して進める。2 まずは記録保存を行う。3 露出保存については、平成27年、28年度の発掘調査終了後に遺構等の評価を行い、その結果を踏まえて検討する。)

□2016年(平成28年)4月1日 旧長崎市立仁田小学校に長崎市立仁田佐古小学校が発足

□2016年(平成28年)4月22日(金)「第1回長崎市立仁田佐古小学校 校舎等建設計画地域懇話会」を当該の地域で開催

◎2016年(平成28年)7月17日 シンポジウム『養生所遺構を考える』(主催:養生所を考える会 於:長崎市仁田佐古地区ふれあいセンター) (幕末佐賀研究会からの参加もあり、九十名を超える出席者があり、活発な意見交換があった。)

◎2016年(平成28年)9月7日『養生所/医学校の遺構の保存・修復・整備・復元に関する陳情書(旧長崎市立仁田佐古小学校地と一部の隣接道路について)』提出(養生所を考える会、毎熊政直長崎市議会議長宛)

【以降、養生所を考える会は、当該事象について、長崎市定例議会毎に陳情書を提出、適宜、長崎県知事、並びに、長崎市長を筆頭に関係理事者に要望書を提出】 □平成29年2月15日(水)「第5回長崎市立仁田佐古小学校 校舎等建設計画地域懇話会」に於いて、出席者である地域居住の委員より当該地につき(Q6)今東京の方で、例えば、豊洲で建物を建てて、空気が汚れているなど色々あるが、養生所跡で薬がまかれていたりなど、そういったことは全くないのか。土壤汚染などはどうなのか。(A6)病院があった場所であるため、いろいろな薬品が使われていたとは思うが、相当な年数が経つおり、学校が建っていた場所でもあるため、影響は無いものと考えている。」と指摘があり、長崎市の理事者が応答

◎2017年(平成29年)2月19日『長崎市旧佐古小学校校地の養生所遺跡群の調査と保存に関する要望書』(梅毒治療薬等に由来する水銀化合物と砒素化合物等による土壤汚染の可能性に言及)を作成 / 2017年(平成29年)2月21日 発送

(日本医史学会と洋学史学会が連名、中村法道長崎県知事 池松誠二長崎県教育委員会教育長 田上富久長崎市長 馬場豊子長崎市教育委員会教育長 下川達彌長崎市文化財審議会会長 宛)

◎2017年(平成29年)2月20日『長崎市小島の養生所/(長崎)医学校の遺跡の土壤汚染に関わる見解と要望の書』を提出
(養生所を考える会、中村法道長崎県知事 池松誠二長崎県教育委員会教育長 田上富久長崎市長 馬場豊子長崎市教育委員会教育長 下川達彌長崎市文化財審議会会長 宛)

◎2017年(平成29年)2月21日 記者会見を実施

(日本医史学会(長崎大学名誉教授(医学部)相川忠臣)と養生所を考える会(代表 池知和恭)が共同で、養生所/(長崎)医学校の遺跡の調査と保存と活用上の新たな問題(土壤汚染)及び遺跡の調査保存活用について記者会見を実施(於:市政記者室))

【この間、長崎市議会は、長崎市が議会に提出する当該の議案を、順次可決します。

・以来、養生所を考える会では、養生所/(長崎)医学校等遺跡の実態検討と併行して、当該遺跡の調査、現状保存、活用、遺跡破壊に対する原状回復、"土地の造形"及び一部の構造物の憶測の余地のない再建、遺跡整備、公開、日本遺産取得並びに世界遺産登録への取組、土壤汚染並びに水質汚染の可能性への対応の実施、又、『小学校施設整備指針 平成28年3月 文部科学省大臣官房文教施設企画部』(平成4年3月31日……平成28年3月25日(第七次)改訂)の記載に従い、旧長崎市立仁田小学校地と旧長崎市立佐古小学校地の比較に於ける学校用地としての適性を検討し旧長崎市立仁田小学校地に優位性があると提案し、当該遺跡に於ける、小学校建設用地の決定及び当該小学校建設並びに外周道路拡幅建設の計画と工事の取消し、その他、を提案し要望しています。

・以降、当該の遺跡と開発の現場では、校舎等施設の解体に由来する土地の掘削が始まり、又、地盤の不安定が確認され、一方で、養生所以降医学校及び病院並びに梅毒病院の遺跡の検出が相次ぎ、丘陵先端部の現在では住宅密集地帯に位置する遺跡に於ける学校建設と遺跡保存と土壤汚染への行政措置がさらに錯綜を提示します。】

III. 本紙 I、及び、II より

私達 当会は、長崎市の行政行為に係る、2010年以降の養生所/(長崎)医学校等遺跡における関連事象取扱いの推移、又、「端島炭坑」(軍艦島)遺跡における環境汚染の事後的な出現、に考察する処、遺跡の実態の把握、環境汚染の実態の把握、並びに、関連する行政行為について、いづれも、能動計画の決定や実現から数年以内に、指摘があり、出現し、事後的に措置されている、と理解します。

私達 当会は、長崎市の行政行為に係る諸般の能動計画について、事前の総合的なアセスメント (assessment:評価、査定、分析、判断、客観的に評価すること)、並びに、事前の調査、に対する完全性の概念が欠如するのではないか、と推測します。

私達 当会は、皆様に、長崎地域の地方公共団体の行政行為に係る諸般の能動並びに受動計画について、考え得る、事前の総合的なアセスメント (assessment:評価、査定、分析、判断、客観的に評価すること)、並びに、事前の調査 の、完全性の概念に基づく策定と実施、を提案し要望します。

IV. 長崎市管下、並びに、長崎県管下の産炭地に関する

私達 当会は、皆様に、長崎市管下、並びに、長崎県管下の全ての産炭地(遺跡を含む)について、環境汚染その他事象に関する、事前の(事後的な場合も含め)総合的なアセスメント (assessment:評価、査定、分析、判断、客観的に評価すること)、並びに、事前の調査 の速やか、且つ、完全性の概念に基づく策定と実施、を提案し要望します。

私達 当会は、皆様に、当該の事前の(事後的なものも含め)総合的なアセスメント (assessment:評価、査定、分析、判断、客観的に評価すること)の成果、並びに、事前の調査の成果、について、速やかに、長崎市民、並びに、長崎県民、並びに、日本国民、並びに、世界の人々と共有すること、を提案し要望します。

私達 当会は、皆様に、当該地が遺跡であると認知し、遺跡の調査、保存、活用、公開、整備、継承を前提とした、当該の事前の総合的なアセスメント (assessment:評価、査定、分析、判断、客観的に評価すること)、事前の調査、科学的な経過の観測、有効な対策、の実施により、遺跡の遺跡としての存在と機能の保全と、事後的な、環境汚染、災害、遺跡の損壊 等の不可逆的な事象の出現の防止を両立すること、を要望します。

V. 長崎奉行所西役所等遺跡群に関する

私達 当会は、長崎奉行所西役所等遺跡群について、元亀二年三月(1571年)に始まる有馬氏並びに大村氏とローマ・カトリックによる町立て以来、2018年(平成30年)現在まで、447年間、中世ー近世ー近代ー現代を通じて都市の中心部として、又、この間、交易、軍事、行政、長崎海軍伝習の拠点として、活用された土地の利用の履歴より、多様な物質の取扱い並びに貯蔵の可能性が想定でき、土壤汚染、水質汚染、その他、様々な環境汚染が既に出現し、今後出現する可能性が想定できると理解します。

私達 当会は、長崎奉行所西役所等遺跡群について、建物等解体、遺跡としての発掘調査等、土地の掘削、土地の形状の変更、土壤の搬出、その他の行為を直ちに中止し、総合的なアセスメント (assessment:評価、査定、分析、判断、客観的に評価すること)を実施し、同時に、遺跡の遺跡としての存在と機能の保全と遺跡の調査を前提とした、土壤汚染、水質汚染、その他、環境汚染に関する実態調査の計画、土壤汚染に対しては土壤汚染対策法第十四条第3項に規定される「土壤汚染状況調査とみなす」ことができる調査等の実施と方法策定の計画、を形成し、之を実施し、遺跡の遺跡としての存在と機能の保全と遺跡の調査を前提とした、汚染対策措置の計画を形成し、遺跡の遺跡としての存在と機能の保全と遺跡の調査、並びに、環境汚染への調査と対策、の双方の措置を両立させることを、要望します。

遺跡について

－養生所/(長崎)医学校等遺跡 並びに 長崎奉行所西役所等遺跡群 の保存と活用より－

2019年(令和元年)9月6日 金曜日

養生所を考える会 代表 池知和恭

連絡先 Mobile. [REDACTED]

遺跡について

—養生所/(長崎)医学校等遺跡並びに長崎奉行所西役所等遺跡群の保存と活用より—

目録

2019年(令和元年)9月6日 金曜日
養生所を考える会 代表 池知和恭

I. 第一部 (遺跡について)

- 1.『日本の開国 マルクスからエンゲルス宛の書簡』
2018年(平成30年)7月1日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- 2.『遺跡の考察への現状と私達の見解』
2018年(平成30年)7月1日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- 3.『「遺跡」と遺跡の「遺跡としての空間」』
2018年(平成30年)7月16日 木曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- 4.『私達は選択できる 何を選択するのか』
2018年(平成30年)9月11日 火曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- 5.『遺跡――――――、又、遺跡の「人類存在上の価値」について』
2019年(令和元年)5月11日 土曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- 6.『再興空間主義宣言』
2019年(令和元年)6月29日 土曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- 7.『遺跡の美』
2019年(令和元年)7月4日 木曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- 8.『「共存」と遺跡』
2019年(令和元年)7月19日 金曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- 9.『風土と遺跡』
2019年(令和元年)7月26日 金曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- 10.『遺跡と建築ー記憶の空間+道』よりー文化財』
2019年(令和元年)8月12日 月曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- 11.『遺跡ー人類に於ける正統としての創造と幸福より』
2019年(令和元年)8月16日 金曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

(1/8)

- 12.『文明のかたちと長崎、提案と要望風土と遺跡』
2019年(令和元年)8月21日 水曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- 13.『[日記]“文明のかたちと遺跡の保存と継承”』
2019年(令和元年)8月23日 金曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- 14.『[日記]“建築と遺跡”』
2019年(令和元年)8月24日 土曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- 15.『[アジアの大衆芸術+道]よりー変容と表現、変化』
2019年(令和元年)8月28日 水曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

(2/8)

V. 第五部 参考資料(4) (新聞報道記事より)

- 1.『旧市街全体・世界文化遺産』
2019年(令和元年)5月5日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- 2.『わからないを受け止めよ』
2019年(令和元年)6月26日 水曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- 3.『未来へ残す』
2019年(令和元年)7月7日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- 4.『文字は踊る、遺跡は壊す』
2019年(令和元年)8月9日 金曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- 5.『[遺跡都市=平和都市]』
2019年(令和元年)8月9日 金曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- 6.『旧中島地区(広島)』
2019年(令和元年)7月28日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- 7.『墓じまい』
2019年(令和元年)8月12日 月曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- 8.『共栄・民主主義の原点』
2019年(令和元年)8月12日 月曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- 9.『インフラツーリズム』
2019年(令和元年)8月12日 月曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- 10.『近代という実験』
2019年(令和元年)8月19日 月曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- 11.『…による「幻想」』
2019年(令和元年)8月28日 水曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- 12.『世俗的、肉体的方向へ走っている』
2019年(令和元年)8月28日 水曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- 13.『クラフトツーリズム』
2019年(令和元年)8月31日 土曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- 14.『日本博(2020年)』
2019年(令和元年)9月1日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

(5/8)

VI. 第六部 参考資料(5) (新聞書評記事 より)

- 1.『本を燃やす人間』
2019年(令和元年)5月4日 土曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- 2.『過剰…クライシス』
2019年(令和元年)5月4日 土曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- 3.『…むしろ…』
2019年(令和元年)5月18日 土曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- 4.『間もなく恵む…』
2019年(令和元年)6月15日 土曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- 5.『欠けていることから…』
2019年(令和元年)7月13日 土曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- 6.『偶然・必然・望ましい姿』
2019年(令和元年)7月20日 土曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

VII. 第七部 参考資料(6) (日本経済新聞新聞 文化欄 より)

- 1.『藤原宮跡』
2019年(令和元年)5月1日 水曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- 2.『凍結』
2019年(令和元年)7月14日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- 3.『…もうもどらない…』
2019年(令和元年)8月4日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- 4.『…床や天井がゆがみ…』
2019年(令和元年)8月10日 土曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- 5.『メッセージを…受けとめる』
2019年(令和元年)8月25日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

(6/8)

II. 第二部 参考資料(1) (長崎地域の遺跡について)

- 1.『長崎国際歴史文化都市構想ー「日本開闢」ー日本遺産・世界遺産へ向けた一創建環境の共有(share)ー』
2019年(平成31年)1月18日 金曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
改訂1版: 2019年(平成31年)1月27日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
改訂2版: 2019年(令和元年)7月24日 水曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- 2.『[世界遺産]日本遺産 “都市長崎よりの日本開闢 世界文明の始発”』
2019年(平成31年)2月11日 月曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
改訂1版: 2019年(平成31年)3月3日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- 3.『文化財保護法の一部改訂に伴う長崎県の「大綱」への提案と要望』
2019年(令和元年)5月1日 水曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

III. 第三部 参考資料(2) (長崎地域の個別の遺跡より)

- 1.『養生所/(長崎)医学校等遺跡の概要』
2019年(令和元年)9月6日 金曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- 2.『「時間をかけた豊かな変化」の提案』 (養生所/(長崎)医学校等遺跡より)
2018年(平成30年)7月26日 木曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
【添付別紙】
『時間をかけた豊かな変化への仮説としての羅針盤』
2018年(平成30年)7月26日 木曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- 3.『長崎奉行所西役所等遺跡群について』
2019年(令和元年)6月24日 月曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- 4.『起工式』 (長崎市魚ノ町遺跡より)
2019年(令和元年)8月27日 火曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

(3/8)

IV. 第四部 参考資料(3) (『文化財保護法』等)

- 1.『日本の文化財保護に関する旧法等抜粋』
2018年(平成30年)7月26日 木曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- 2.『文化財保護法抜粋』
2018年(平成30年)11月1日 木曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- 3.『国指定文化財の指定等基準抜粋』
2019年(平成31年)2月6日 水曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- 4.『[文化財保護法]における代表的な文化庁次長通知及び委員会報告の要約と簡略な抜粋』
2018年(平成30年)11月23日 金曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- 5.『「日本遺産(Japan Heritage)」について』
2018年(平成30年)3月6日 火曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

(4/8)

VIII. 第八部 参考資料(7) (その他)

- 1.『危機』
2018年(平成30年)9月14日 金曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- 2.『危機!!』
2018年(平成30年)12月3日 月曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- 3.『突然ですが』
2018年(平成30年)12月3日 月曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- 4.『「遺跡は」』
2018年(平成30年)12月3日 月曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- 5.『江戸ー長崎』
2018年(平成30年)12月4日 火曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- 6.『「文化財と活用」』
2019年(平成31年)1月19日 土曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- 7.『「文化財と活用II」』
2019年(平成31年)1月20日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- 8.『「文化財~遺跡を」』
2019年(平成31年)1月21日 月曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- 9.『「遺跡はII」』
2019年(平成31年)1月25日 金曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- 10.『[世界遺産]日本遺産 “都市長崎よりの日本開闢 世界文明の始発ー山と海と空・水・都市遺跡のハーモニーー”』
2019年(平成31年)2月11日 月曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- 11.『「都市は」』
2019年(平成31年)3月6日 水曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- 12.『「私達当会は」』
2019年(平成31年)3月10日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- 13.『「例えば」』
2019年(令和元年)6月28日 金曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- 14.『「私達当会は(II)」』
2019年(令和元年)7月19日 金曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

(7/8)

- 15.『“WE are”』
2019年(令和元年)7月23日 火曜日 養生所を考える会

以上

(8/8)

[世界史の窓] <https://www.y-history.net/appendix/wh1203-082.html>

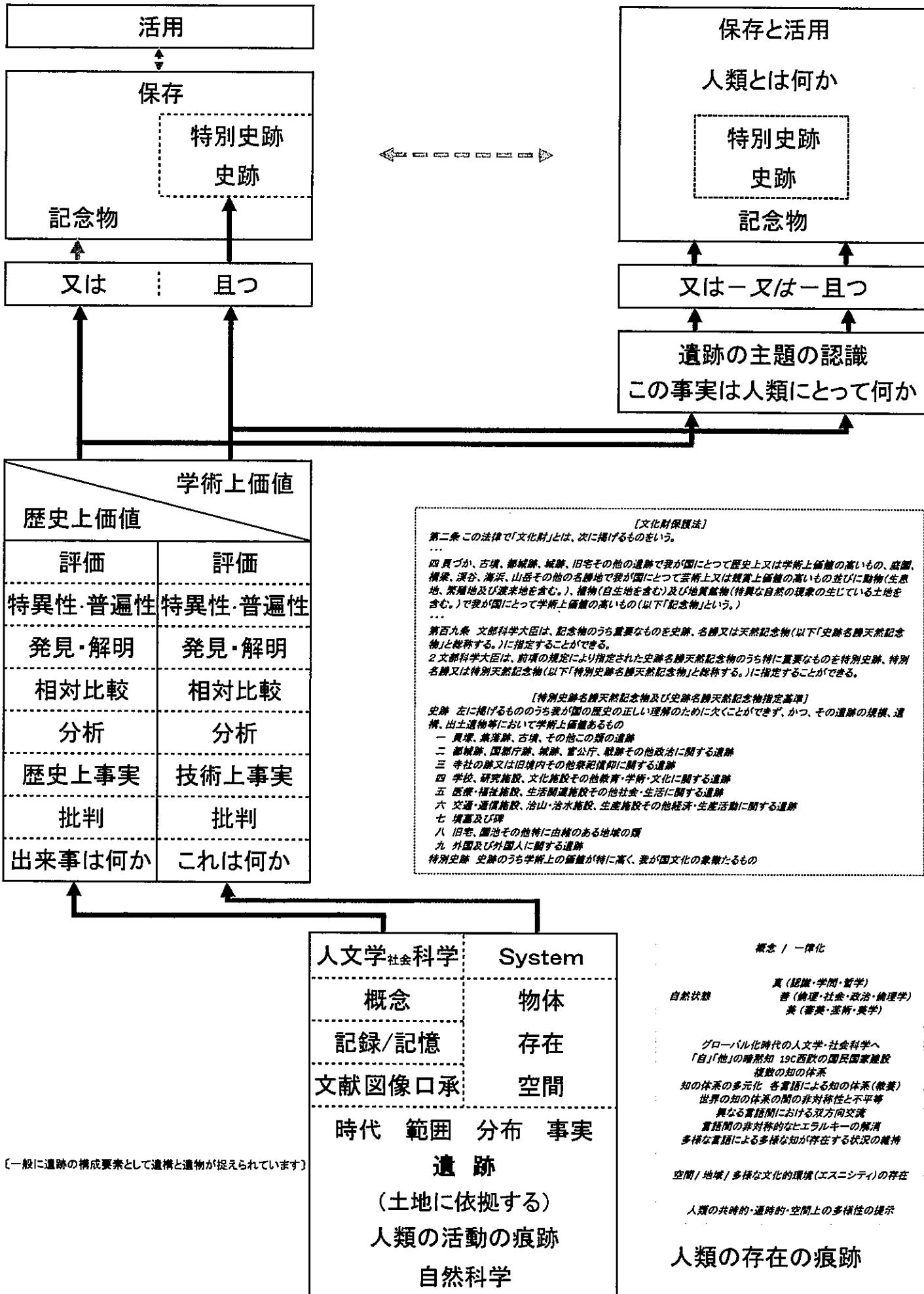
[日本の開国]

.....

日本開国の意義

日本が開国したことは、日本が世界経済に巻き込まれることとなっただけでなく、資本主義の経済圏(世界市場)が地球を一周したことになり、世界史的な意義があることであつた。1858年のエンゲルス宛マルクスの書簡には次のような一節がある。
(引用)「ブルジョア社会の固有の任務は、世界市場及びその基礎の上に立つ生産を作り出すことである。世界は円形であるから、このことはカリフォルニア並びにオーストラリアの植民地化と支那並びに日本の開放によって結末に至ってきたと考えられる。」
羽仁五郎『明治維新史研究』1956年 P.94

⇒世界の一体化



“遺跡”と遺跡の“遺跡としての空間”

— 養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より — 2018年(平成30年)7月16日 月曜日(祝日) 養生所を考える会 代表 池知和恭

2017年(平成29年)5月30日火曜日 青山学院大学名誉教授文学博士片桐一男先生(蘭学史、洋学史、日蘭文化交渉史)が、関東より遠方長崎をお訪ねになり、先生の長崎での数日の日程の内、筆者は、その日の午後から二時間程、養生所/(長崎)医学校等遺跡を案内致しました。

遺跡地は、2017年(平成29年)5月21日日曜日迄に、旧長崎市立佐古小学校の三階建て鉄筋コンクリート造校舎等の施設の解体撤去が完了して、現代の建築物が消滅し、一旦整地され、遺跡の要素として、随所に残る石垣と共に、各所より一望のもとに、遺跡の建物敷地の段丘状の“土地の造形”とその大きさが粗方明らかになつた処でした。

先生は、養生所の病院方面から一巡して見学され、最後に「ここから見るとどうかな」と旧長崎市立佐古小学校正門の階段を自らお登りになり、遺跡地をご覧になり、その場で「(当時の写真や図面等の)資料を見せてもらつたからよくわかるよ、ありがとう……これはこれでいいね。心の目でみるということだよね」と首肯されました。

心の目でみる、ということ

私達は、私達が、遺跡を考えるに際して、建築物の遺存に固執する必要はない、と考えます。

むしろ、遺跡の遺跡としての空間の保存にこそ、留意すべきです。

私達人類には、遺跡の僅かな契機と傍証資料より、その空間を、“特別なものだ”、と認知する能力があります。

私達は、遺跡が占有すべき遺跡としての空間について、次の、三つの空間を考えます。

○第一は、遺跡の物体及びその状態に由来する空間です

即ち、遺構の存在と遺物の散布及びその存在と状態を保持する土地とその範囲の広さと高さと深さの空間です。この空間を遺跡として占有できない場合には即ち直ちに遺跡の破壊との現象を伴います。

○第二に、遺跡の遺跡に固有の空間です

即ち、遺跡の主題の時代の人類が活動した空間です。人々が歩くのに必要な高さの空間やかつての建物や櫓等建造物の高さ、また、日本では、一般に、その土地の地上や地下は文化的にも社会的にもその土地に附隨する空間と見なされる場合が多いようであり、そのような人類の集団的な文化的社会的通念も想定しています。

○ 第三に、遺跡の人類の認知と遺跡の環境としての空間です

遺跡に関する自然や文化的・社会的な環境とその環境を保全すべき空間、及び、その遺跡の保全整備の為に必要な空間です。

私達の遺跡への印象を形成する景観としての空間もこれに含めて考えます。

私達 当会は、歴史学と遺跡について、歴史学は、まさに歴史上の事実であると概念上に認知される事象及び
よって概念上に知られる人類の過去及びよって構成し得る現在と未来への希望を形成する“知の体系”と云い、
遺跡は、人類の活動と存在の痕跡であり歴史上の事実そのものである物体とその状態、systemまたはその一部
であり、及びよって概念上に知られる人類の過去及びよって構成し得る現在と未来への希望の源であり歴史
を証徴する地球の空間上の存在であり、そして双方の照合と補完、これらは、人類が、人類の過去を知り、現在
と未来の形成への概念を継続的に蓄積し考察し、是等の全てを人類に与えることにおいて、すべてが、人類に
とって、貴重であり、重要であり、人々の「意図的措置」によって「その一部でも損壊や滅失によって失われるこ
と」があってはならないものごとである、と考えます。

遺跡は、地球上の空間の特定の位置に存在することで、その位置に附隨する特異性を包含します。

このことにより、夫々の遺跡は、私達人類の過去を知るために、他に代替のない、必要で不可欠な存在です。

遺跡は、元来、人々に忘れられたものが再発見されたものであり、人々の概念や記号や言語を断絶し、人々に対して寡黙であり、人々の考察を誘導するに際して、わずかな契機を与えるだけです。

人々が、遺跡に接するとき、わずかな契機を拾い上げて是に接する必要があります。

又、人類が遺跡を人類の過去への理解に結び付けるには、歴史学や考古学の知見や傍証資料も必要です。

私達は、遺跡の空間から遺跡以外の夾雜物を排除して遺跡の遺跡としての空間を保存し保全することで、わずかな契機の認知がよりよく可能となり、そこから、遺跡の存在の受容が始まり、ひいては、人類は、広く、人類の知のsystemへの理解へと導かれる期待します。

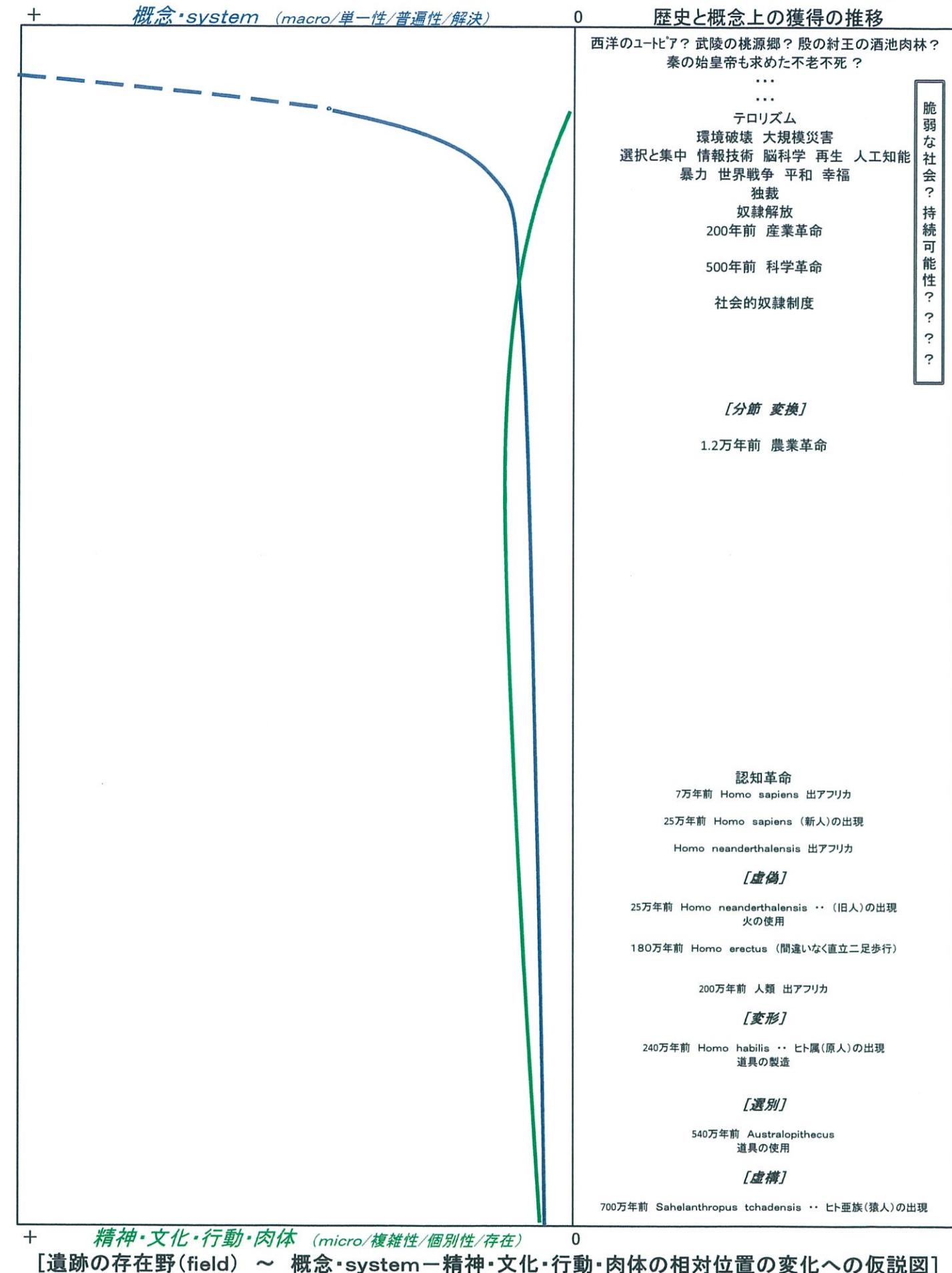
私達は、遺跡の遺跡としての空間は、遺跡の歴史上の事実との存在及び人々のその遺跡や人類の過去への理解及び現在と未来への考察、遺跡の歴史上価値/学術上価値と保存と活用を保持する構造／鍵と理解します

私達は、本然たるるべき姿の遺跡の遺跡としての空間こそが、私達に遺跡を「心の目でみる」ことを可能にすると考えます。

私達は選択できる 何を選択するのか

– 養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より

2018年(平成30年)9月11日 火曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭



遺跡、又、遺跡の「人類存在上の価値」について

— 養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より —

2019年(令和元年)5月11日 土曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

人類(ヒト:Humanity)は、約700万年前に、アフリカ中央部で、類人猿と分岐したと考えられています。

人類(ヒト)に、共通している特徴としては、直立歩行できること、犬歯の短小化がおきていること、尾が退化していること、などが考えられています。

135億年前、物質とエネルギーが現れる。物理的現象の始まり。

原子と分子が現れる。化学的現象の始まり。

45億年前、地球という惑星が形成される。

38億年前、有機体(生物)が出現する。生物学的現象の始まり。

○[ヒト亞族:Hominina] (猿人) :チンパンジー亞族との分岐

・*Sahelanthropus* (サヘラントロpus属):約700万年前

.....

《400万年前、アウストラロピテクスが骨を道具として用いた可能性の証拠》

.....

《260万年前、初めて、石器の証拠》

.....

○[ヒト属:Homo] (原人～ホモ・サピエンス～現生人類)

・*Homo habilis* (ホモ・ハビリス:南アフリカと東アフリカで出現):約240万年前～140万年前。石とおそらく動物の骨から道具を製造した。

.....

《200万年前、人類がアフリカ大陸からユーラシア大陸へ拡がる》

.....

・*Homo erectus* (ホモ・エレクトス):約180万年前～約7万年前、間違いなく直立二足歩行

.....

(66万年前～47万年前にネアンデルタール人と共通祖先から古代型サピエンスが分岐した。)

・*Homo heidelbergensis* (ホモ・ヘルメイ)

・*Homo rhodesiensis* (ローデシエンシス):約30万年前～約12.5万年前

・*Homo sapiens neanderthalensis*、又は、*Homo neanderthalensis*(ホモ・サピエンス・ネアンデルタレンシス、又は、ホモ・ネアンデルタレンシス):約25万年前～約4万年前～約3万年前～約2.4万年前

・*Homo sapiens idaltu* (ホモ・サピエンス・イダルトウ:ヘルト人:エチオピアで発見):約16万年前

《12.5万年前、初めて、日常的に火を使用した証拠》

・*Homo sapiens sapiens* (ホモ・サピエンス・サピエンス:現生人類):約25万年前

《7万年前、ホモ・サピエンスがアフリカ大陸の外へと拡がる》

3万年前、ネアンデルタール人が絶滅する。

1万6000年前、ホモ・サピエンスがアメリカ大陸に住みつく。アメリカ大陸の大型動物相が絶滅する。(現生人類の地球各地への拡散が完了)

1万3000年前、ホモ・フローレンシスが絶滅する。ホモ・サピエンスが唯一生き残っている人類種となる。

1万2000年前、農耕を開始。

9000年前、小麦を栽培植物化。ヤギを家畜化。

5800年前、牛を家畜化(牧牛)。

4200年前、馬を家畜化(乗馬)。

紀元前2250年頃、メソポタミアのアッシリアの小さな都市国家キシュの王シャッルキン一世のアッカド帝国。(サルゴン一世はヘブライ語に基づく英語表記)

—現代

→

ホモ・サピエンス(Homo sapiens:ヒト)の誕生を概略すると、ホモ・サピエンス・イダルトウ(Homo sapiens idaltu:ヘルト人)から約80万年前にネアンデルタール人(Homo sapiens neanderthalensis、又は、Homo neanderthalensis)が分岐し、40～50万年前にはホモ・サピエンス・アルタイ(Homo sapiens Altai:デニソワ人(Denisova hominin))が分岐し、最終的にホモ・サピエンス・イダルトウから約28万年前に現生人類、即ち、ホモ・サピエンス・サピエンス(Homo sapiens sapiens)が分岐して、その後10万年前までにホモ・サピエンス・イダルトウは絶滅した。これらはヒト属の兄弟種にあたる。

2010年5月7日のサイエンス誌に、アフリカのネグロイドを除く現生人類の核遺伝子には絶滅したネアンデルタール人特有の遺伝子が1～4%混入しているとの研究結果が発表された。.....

.....このようなネアンデルタール人、デニソワ人、現生人類の間の遺伝子交換現象からは、兄弟種間の混血は通常のことであったとも考えられる。

→(「ネアンデルタール人」—Wikipedia 2019/05/10より)

私達 現生人類(ホモ・サピエンス・サピエンス:Homo sapiens sapiens:ヒト)は、ネアンデルタール人の遺伝子によって、環境への対応の多様性そのほか、個体の生存にとって重要な様々な形質を継承している、と云われます。

私達 現生人類は、古代型サピエンス以来、現在までに、約80万年強の時間を経過してきたと考えられます。

私達 現生人類は、草創期より、道具を作り之を用い、又、火を用い、アナトリアーステップー中東ー西欧文明では、有史時代に入り、15世紀末以来、大航海時代を迎える、18世紀から19世紀にかけて、産業革命や自然科学の発展を経過しつつ、近代社会を形成し、之を、世界に拡散しながら、様々な人間関係の内に、福祉と利便と力の拡張への指向の強い、現代の社会を構成しつつあります。

この動向は、私達人類にとって、その存在と知性の方向性の一つを明確に表現していると考え得ますが、一方では、過去500年に間に特に蓄積された自然科学の認識を基盤として形成する自然の応用関係に係る社会は、通時的・共時的に、普遍的な事象である、と判断することはできません。

現生人類の生存期間のうち、私達 人類の現代の生活に直結する期間、即ち、80万年の時間の経過に対する500年の時間の経過は、僅か、0.000625でしかありません。

想像、空想、言語の超越性、物語、共有する想像、創作、虚構、社会的構成概念、想像上の現実、想像上の秩序、擬制、欲望:

ユヴァル・ノア・ハラリはその著書で、人類について、神話、宗教、暴力、虐殺、戦争、法律、書記体系、官僚制、数の言語、ヒエラルキー(hierarchy:階層制度)、不正、差別、奴隸、男女、家父長制、矛盾・認知的不協和、私たち(自己)と彼ら(他者)、人類統一の可能性の予見・貿易商人・征服者・預言者、貨幣-a. 普遍的転換性-b. 普遍的信頼性、帝国・政治秩序-a. 文化的多様性-b. 変更可能な国境-人類の多様性が激減-非常に安定した統治形態-大量殺戮-迫害-戦争-奴隸化-国外追放-組織的大量虐殺-哲学や芸術-道義や慈善-支配-これはお前たちのためなのだ(ペルシアのキュロス大王)-天命(中国)-採用-混成文明、制度、社会政治的体制、榨取、慈悲、王権神授説、ロマン主義-国民主義-資本主義-消費主義-人間至上主義-民主主義-平等-人権-自決-キリスト教-市場経験-自由主義-共産主義-フェミニズム(feminism)-社会主義、イデオロギー(ideologie)、正義、ハンムラビ法典やアメリカ合衆国の独立宣言、文化など、共同主觀とその現実(コミュニケーション・ネットワーク:CommunicationNetworkの中に存在する)、が、噂話の助けを得てまとまる150人を超える、より多くの人々より成る集団の人々の(共通性に基づく)信頼を媒介とする融通が利く協力とその多様な形態を可能なものにした、一方で、思考力の代償:大きな思考装置-大きな脳は体に大きな消耗を強いる-直立二足歩行-骨髓をする-大きな獲物を狩り始める-性急な飛躍-生態系が順応できない-人類自身が順応できない(～ゲノムを巡回する)---私たちはつい最近までサバンナの負け組の一員だったため、自分の位置についての恐れと不安でいっぱいです、そのためなおさら残酷で危険な存在となっている、調理をする動物:火の使用-食物の化学的生物学的性質の変化-来るべきものの前兆、兄弟たちはどうなったか?:私たちはどうやって他の人類種をすべて忘却の彼方へ追いやったのか?-比類なき言語、狩猟採集民の豊かな暮らし-隆盛を極める進化心理学の分野では、私たちの現在の社会的特徴や心理的特徴の多くは、農耕以前のこの長い時代に形成されたと言われている、歴史(文化とその変化)と生物学(領域arena)の境界):...私たちの知る限りでは、およそ三万年前にシューター・デル洞窟のライオン人間を彫った人々は、私たちと同じ身体的、情緒的、知的能力を備えていた、口を利く死者の靈:アニマ(anima)-アニミズム(animism)-こうしたコミュニケーション行為はみな、呼びかける対象が地元の存在であるのが特徴だ-障壁がない-ヒエラルキーもない、平和か戦争か?:暴力による死-ボルトガル0.25%-イスラエル0.5%-ドナウ川流域4.5%-バイエルン40.7%-バイエルンのオフネット洞窟38人/二つの墓穴に放り込まれていた/おそらく、狩猟採集集団がオフネットでまるごと一つ虐殺されたのだろう、沈黙の帳:古代狩猟採集民の生活の全体像を復元するのが難しいとすれば、具体的な出来事はほぼ回復不能だ...それでもなお、答えが得られないような問い合わせを発することは不可欠だ。そうしなければ、「当時の人々は重要なことは何もしなかった」などという言い訳をして、人類史七万年のうちの六万年を切り捨てる誘惑に駆られかねない、告発のとおり有罪:動植物種の絶滅、農耕への移行:私たちの祖先が狩猟採集した何千もの種のうち、農耕や牧畜の候補として適したもののはほんのわずかしかなかった。それらは特定の地域に生息しており、そこが農業革命の舞台となった、計算違い:人々は、自らの決定がもたらす結果の全貌を捉え切れない-小さな変化が積み重なって社会を変えるまでには何世代もかかり社会が変わったところにはかつて違う暮らしをしていたことを思い出せる人が誰もいなかった-人口が増加したためにもう引き返せなかつた、聖なる介入:他の強い願望、革命の犠牲者たち:家畜、...とその過去を考察しています。

(『サピエンス全史(上)ー文明の構造と人類の幸福』2016年9月30日初版発行 著者:ユヴァル・ノア・ハラリ 発行所:株式会社河出書房新社より)

私達当会は、遺跡について、現代の人類にとって、人類の存在に関する唯一の鏡である、と理解します。遺跡は又、私達人類の風土又環境・景観、又は、その基層で在り得る、と理解します。私達当会は、遺跡について、人・類、又は、人・類の社会にとって、人・類の過去を客体である事実として認識することにより、現在を相対的に位置付け、未来への選択肢を形成する、基礎的で欠かせない契機であり、又は、基盤となる、他に代替できない事象である、と理解します。

遺跡について、昭和25年に設置された『文化財保護法』は、第二条四にて「貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国に亘つて歴史上又は学術上価値の高いもの、……(以下「記念物」という。)」、第百九条にて「文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物(以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。」と規定し、又、昭和二十六年文化財保護委員会告示(後文部省告示にて改正)『特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準』は、史跡:左に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、構造、出土遺物等において学術上価値あるもの 一 貝塚、集落跡、古墳、その他この類の遺跡 二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡 三 寺社の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡 四 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡 五 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡 六 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡 七 墓及び碑 八 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類 九 外国及び外国人に関する遺跡 特別史跡:史跡のうち学術上の価値が特に高く、我が国文化の象徴たるもの と記しています。遺跡は、「有形文化財」、「文化的景観」、「伝統的建造物群」でもあります。また、第九十二条にて 土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)…、第九十三条にて …貝づか、古墳その他の文化財を埋蔵する土地として届出されている土地(以下「届出の埋蔵文化財包蔵地」といいます。)…、第九十五条にて 国及び地方公共団体は、届出の埋蔵文化財包蔵地について…その届出の実績に必要な措置の実績に努めなければならない。と明文し、土地に埋蔵されている状態の文化財とその届出を規定します。(埋蔵文化財包蔵地の把握と届出の埋蔵文化財包蔵地としての決定は、平成十年九月二十九日 庁保記第七五号 文化庁次長通知を参照)

『文化財保護法』は、「文化財」を、各々の明文の性質を備える事象として規定し、何人かが各々の事象を「文化財」と決定するように明文規定しません。

私達当会は、このことが、「文化財」の取扱いの内容を柔軟で広範なものにしていくことに、十分な留意が必要と認識します。

私達当会は、人類が、歴史や文化財や事象を、歴史や文化財や事象と認識する迄に、一定の時間を要することに、十分な留意が必要と認識します。

私達当会は、皆様に、遺跡の存在に関して從来検討されてきた①「歴史上価値」(人類の過去の認知に関する事象への認識:歴史の理解に於て意義あるもの)、及び、②「学術上価値」(現在存在する自然や人類の遺跡の認知に関する事象への認識:考古学上、人類学上、地理学上、歴史学上、民族学上、民俗学上、地政学上、論理学上、哲学上、倫理学上、美学上、芸術学上、心理学上、宗教学上、経済学上…教育学上…数学上…植物学上・生物学上・生命科学上・医学上・工学上・建築学上・環境学上…人文学上、自然科学上、応用科学上)に加えて、③「人類存在上の価値」(過去、現在から未来へかけての人類の存在の認知に関する事象への認識:食事と健康と真善美と幸福への基盤)を、導入する事を、提案し要望します。

私達当会は、「歴史上価値」及び「学術上価値」が、主に遺跡の保存の措置との関係で取り上げられた概念であり、又、「人類存在上の価値」こそは、遺跡の保存は勿論、遺跡の活用において、その骨子となる筈の概念であると認識します。

私達当会は、遺跡の考察において、「人類存在上の価値」は、「歴史上価値」及び「学術上価値」の範疇で検討され得る“事象への認識”であると認識しますが、從来、斯かる視点を、主題として取り上げて検討されることが少なかったのではないかとの懸念より、今回、改めて、当該の概念を提案します。

私達当会は、遺跡について、①身近な遺跡、②遺跡の網(network)の二つの観点より調査、現状保存と活用、整備と公開、継承することが、遺跡の「歴史上価値」及び「学術上価値」又は「人類存在上の価値」の効果的な発現に必要且つ有効である、と理解します。私達当会は、遺跡について、当該の二つの観点による措置、を提案し、要望します。

私達当会は、皆様に、人類の都市又は現代の生活と遺跡の存在との(相互に全き、又は、住み分けによる)“共存”、を提案し要望します。

私達当会は、人類の美学上の概念又は価値に於いて、“繰り返しつつ変化する様相”が、最も根源的で普遍的な概念又は価値の一つである、と捉えます。

私達当会は、遺跡が、“繰り返しつつ変化する様相”を具現する、と理解します。

文化財は、私達の生活、又はその環境を形成する要素の一つです。

文化財的な価値は、結果としての物や特定の事象やその関係に依拠しますが、本来、過程や動機や道具や材料の形成や工程、即ち、人の概念、行動、動作に由来すると考え得ます。

文化財的な事象は、茲、自然とは性格を異にしつつ、自然に次ぐ、豊かな情報と情報量を保有します。是は、現代経済効率性概念で行う情報/事象の選別淘汰集約と性質/集約度が異なります。現代経済効率性概念による事象は、一つの類型を形成する一方で、之による文化財的な事象の安易な修補、開発行為による代替は、私達の生活に於ける、多様で豊かな情報を滅失し、之を一律でともすれば形骸的な情報に置換します。

私達当会は、私達の現代の生活に於ける社会基盤として豊かな情報と情報量を確保することを念頭に、遺跡の調査、現状保存と活用、整備と公開、原状回復、再建、継承を提案し要望します。

遺跡は、一般に、「人類の活動の痕跡」と云われます。

私達当会は、遺跡について、様々な経緯や要因、自然の変化、人類の概念の変化、又、忘却により、人類の認識から断絶された人類の過去の事実の一部が、何らかの契機によって、人類に再発見された事象で、人類にとって、人類の思惑や概念、人類の主觀、相対の関係を排除した、唯一、客体である、人類の過去に關わる絶対の存在としての事実であり情報、と理解します。

遺跡は、人類にとって、本来、“記憶”と“語り”でしかあり得ない、通時的な、人類の過去や、人類が関係した動植物や自然の有様、又はその一部を、初步的な訓練(遺跡を好きになること)を媒介として、目前に、直接に、且つ、共時的に、見せてくる装置であり仕組であり関係性に外なりません。

遺跡は、人類にとって、人類に関する過去の“一部”ではあっても、既に体験できない過去の出来事としての通時的な限界と、“記憶”と“語り”である主觀としての限界、人類の生物上の限界、之を超越して、今、又は、これから、体験できる現在の存在、共時的な存在、に変換して、誰でも確認できる客体として、人類の主觀とは異なる、正確で、客觀的な情報を与えてくれる、希少な事象であり、故に、高い「学術上価値」を有します。

遺跡は、人々の“記憶”と“語り”によって、「歴史上価値」を形成します。

また、遺跡に關わる、過去の“出来事”は、歴史学上の価値として、遺跡の「学術上価値」と認知されます。

一方で、人々の“記憶”と“語り”から断絶され、即ち、完全に「歴史上価値」を喪失した遺跡でも、「学術上価値」やその関連性を要素に、「歴史上価値」を再生することが可能な場合があります。

このように、遺跡に關わる「歴史上価値」と「学術上価値」は、本来、相互に関連する、一体不可分の価値であると考える事が出来そうです。

これらの“価値”は、人々の“認識”に關わる事象なので、新しい認識の認知とともに変化するものであることは、よく、人々に、理解される処です。

ヒトが、“価値”を考察する場合には、之が、変化する事象であることを前提としなければならないことは、又、よく、人々に理解される処です。

遺跡は、人類に関する過去の一部であり、全体ではないために、その“価値”を認識することは、現代の人類にとって、至難と考えられます。

私達当会は、故に、遺跡の“価値”的認識は、常に、未来の人類に委任する必要がある、と理解します。

私達当会は、“遺跡の価値の認識の未来の人々への委任”、こそは、人類が遺跡を継承するということの“本質”である、と認識します。

遺跡について、その一部でも損壊や滅失によって失われることになれば、私達が、未だ、認識できない遺跡の価値と共に、その遺跡の存在を失うこととなり、人類にとって取り返しがつかず、修復が不可能な、絶対的な、人類共通の、損失となります。

遺跡は、人類にとって、それが、現在の人類の意図に關わらない、そこにしかない、唯一の、希少な、多面的な事象であるために、人類の、意図的で、計画的な、特定の限定した機能を目的とする製作品と異なり、他に、代替することができません。

遺跡は、特定の、限定的な、機能や目的によって構成される、記録、模造品、移設、移築と代替することができず、あらゆる当該の遺跡の環境を代替してその存在を変質させないことができません。私達当会は、私達人類にとって、遺跡は、それ自体が所与の結果であり(歴史上価値)目的でもある(学術上価値)ことが説得力があり、意図的な過程であり他の目的の為に加工する材料や消費する手段とは在り方が異なる事象である、と認識します。一つの事象に、この二つの在り方を、正統に実現することは、論理的に不可能です。

私達当会は、私達人類について、私達人類が遺跡を加工すれば、私達人類が、遺跡より、当該滅失の情報を認知し取得する事が、一切不可能となる事実を、明確に、認識すべき、と理解します。

私達当会は、私達人類が、遺跡を遣し継承するとの事象は、私達人種種族にでもある思念とその行動様式、即ち、個人と個人が属する社会の哲学と文化の領域にあると、理解します。

私達当会は、私達人種種族が、遺跡を遣し継承するとの事象は、古く、人類の神話と怖れと忘却と不可抗力の領域であったと考え得る處、現代では、遺跡は人種にとって何で在り得るかとの学術よりの回答と、遺跡は私にとって何かとの私達一人一人の思惟と自覚と意志、その接点、即ち、私達の社会に於ける共通認識とその成果の領域にあると、理解します。

私達当会は、皆様に、遺跡とその環境について、その一部でも損壊や滅失によって失われることのない、調査、現状保存と活用、整備と公開、破壊に対する原状回復、損壊や滅失に対する憶測の余地のない再建及びその他の再建、遺跡に關わる可能性の保全と充実、且つ、継承を実現すること、を提案し要望します。

私達当会は、皆様に、遺跡とその環境について、人類の構成員が平等であることにより、その細大を論せず、等しく、人類の痕跡として、等しく、之を、取扱い、調査、現状保存と活用、整備と公開、破壊に対する原状回復、損壊や滅失に対する憶測の余地のない再建及びその他の再建、遺跡に關わる可能性の保全と充実、且つ、継承を実現すること、を提案し要望します。

私達当会は、[史跡]の指定基準に示される「学術上価値あるもの」について、正しくその遺跡であることに学術上価値が附隨し、正しくその主題の遺跡でないならば遺跡の学術上価値は当該の主題の事象として附隨することがないことより、正しくその遺跡であること、を限度とする、と理解します。

遺跡に關わる事象の全体像を復元するのが難しいとすれば、具体的な事実はほぼ回復不能です。…それでもなお、答えが得られないような問い合わせを発することは不可欠です。そうしなければ、「そこには何もなかった」・「遺跡ではない」などという言い訳をして、遺跡を切り捨て、遺跡に直接的、間接的被害を及ぼすような意図的措置をとることによって、遺跡を破壊や損壊や滅失によって失う誘惑に駆られかねません。

私達当会は、皆様に、遺跡の取り扱いについて、遺跡に關する答えが得られないような場合、遺跡を現状保存し、継続的に問い合わせを發することによって、答えを發見して後、遺跡を再評価し、調査、現状保存と活用、整備と公開、破壊に対する原状回復、損壊や滅失に対する憶測の余地のない再建及びその他の再建、さらに問い合わせを發し続けることによる、遺跡に關わる可能性の保全と充実、且つ、継承を実現すること、を提案し要望します。

日本の現代の生活では、技術とブランド(brand)によって、土地と人種の過去を断絶し、人々は、規格を根拠に、平等と自由を享受する様に見えます。

アニミズム(animism)では、そのコミュニケーション行為に於いて、呼びかける対象が地元の存在であるのが特徴と云います。

私達当会は、遺跡について、その本質に於いて、アニミズム(animism)の精霊がその土地その土地に存在する様に、その土地その土地に存在する事象であり、本然的に、その関係と取扱いにおいて、現代に一般的に行われる集約型の方法を適用すべき対象ではないと認識します。

私達当会は、遺跡について、アニミズム(animism)の精霊がその土地その土地に存在する様に、その土地その土地に存在する態様が、遺跡に与えられる人々の現代の生活の中での機能を形成するその基層を構成すると認識します。

私達人種が、日本地域に到達して約3万年が経過します。私達当会は、私達日本人が、…その故地、大略、水面下又地上の遺跡に住み生活している、と自覺することを提案し要望します。

私達当会は、私達人種が、私達人種を、私達人種と各々地域の歴史の正しい理解に導くために、他、私達人種は、遺跡について、以上の様な留意への努力と道筋が欠かせない、と理解します。

再興空間主義宣言

— 養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より —

2019年(令和元年)6月29日 土曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

再興空間主義宣言

2019年(令和元年)6月29日 土曜日
養生所を考える会 代表 池知和恭

私達 当会は、人類の活動の空間について、皆様に、人類の活動の本源又は環境としての空間、人類の活動の表現としての空間の双方向の一致を認識し、その為の方法を講じ、実現することを、提案し、要望し、“再興する - 空間主義”の宣言とします。

私達 当会は、人類の活動の空間について、皆様に、人類の選択、即ち、人類のアート(art)として、“再興空間主義”を選択することを、提案し、要望します。

私達 当会は、この空間が、自然が人類に創造の契機を与えると同じ意味に於いて、人類に、創造の契機を与えることを期待します。

I. 課題：人類の活動空間の分断/対立/認識欠如から一体性の回復へ

私達 現代の人類は、様々な装置、例えば、柵や塀や壁や扉や窓によって、人類の活動空間を多数の個別の空間に分断し、之を内と外と二分して認識し、内を自身が制御可能な空間と仮定し、茲に、自身の、様々な、ユートピア(utopia)、又は、イリュージョン(illusion)を形成しようと努力しているように見えます。

私達 現代の人類は、人類の活動空間を、際限なく様々な手法で分断し、時々の様々な機能や目的、その他の内容によって之を取り扱い、分断空間別又時間の経過に伴い相互に関連のない多様な様式を設定しつつ、自身に由来するユートピア(utopia)、又は、イリュージョン(illusion)を出現するかに見える一方、自身に由来しない(と考え得る)他者としての存在を破壊しつつあります。

私達 現代の人類は、様々な、自身に由来しない(と考え得る)他者としての存在を破壊し、例えば、塵芥の排出、景観の混乱、開発行為による歴史上建物や遺跡の破壊、自然の破壊、国境設定に関わる様々な破壊、之によって空間の分断が明らかとなり、時に、対立するように感じられます。

私達 人類は、生来、垂直方向の移動に限定があります。私達 人類は、垂直方向に空間を区画して認識する概念を有さないと考え得ます。(屋根と床は空間区画というより自然から人体を保護する装置、垂直方向の多層化は水平方向の空間の区画を延長する応用概念と考え得ます。)

茲に、私達 現代の人類は、空間における垂直方向の自他対立概念、並びに、之に由来する管理概念の欠如と共に、文明の成熟の過程、その最中に、大気汚染やオゾン層の破壊や宇宙塵芥、土壤汚染や、海洋や水中の汚染や塵芥を、生起していると考え得ます。

私達 当会は、本紙に於いて、集約された基盤概念の共有によって、空間及び関連する事象の分断と対立が解決され、又は、緩和されないか、と考察し、提案し要望します。

私達 当会は、私達 人類の活動にとって、又、その相互関係に関して、これ等の分断や対立が解消され、連続し、一体のものであり、従って、同時に、人類の精神と活動にとって、時間の経過と空間の相置に對して、日常的に連續的に自由に移動し又活動できる、且つ、それぞれ様々に充実した空間、自然と人工が交錯し循環し得る空間、と捉え(認識し)得る状態が望ましい、と理解します。

私達 当会は、以下、これ等の事象の整理と解決に向けて、考察し、提案し要望します。

II. 私有と公共の概念の再考

1. 人類の根源的な私有への考察

a. 私達 当会は、私達 人類について、本来、自身以外の他者を私有する概念がないか、次いで、自身が日々食す食物、身辺を処理する道具類、生命維持に関わる特定の事象に限定されていたと仮定します。

b-1. 私達 当会は、私達 人類について、自身が日々消費する事象について、之を他者と交換するに際し、茲に、交換に纏わる価値(差異に由来する)が生起することを経験した時、交換する事象又は関連する源泉について私有する意欲が生起したと仮定します。

b-2. 私達 当会は、私達 人類について、自身以外の事象(自然、他者)を改変することで、自身にとって特定の(限定的局部的な)利便を得ることを経験したとき、改変の対象及び関連する源泉について私有する意欲が生起したと仮定します。

c. 私達 当会は、私達 人類について、a. b-1. b-2. 以外の事象を、自然、又は、宗教上の対象と認識し得る処、現代では之を公共と認識し得ると仮定します。

私達 当会は、本紙で、a. を原生上私有、b. を追加的私有と呼称します。

2. 擬制的(フィクティシャス:fictitious)な私有としての理解について

私達 当会は、本紙 II-1-a. 原生上私有を本源的な私有、之を II-1-b. 追加的私有を擬制的(フィクティシャス:fictitious)な私有と理解します。

私達 当会は、現代の(日本の)人類が、人類の私有の概念において、私有する事象について、之を占有し、自由に処分できる、と認識していると仮定します。

私達 当会は、現代の(日本の)人類が、人類の私有の概念において、私有する事象全てについて、本紙 II-1-a. 原生上私有即ち本源的な私有の概念を援用していると理解します。

私達 当会は、本紙 II-1-b. 追加的私有即ち擬制的(フィクティシャス:fictitious)な私有について、一般に、人類に於いて、特定の個人で完全に独占して私有し終えることができず、他者への譲渡との形態を附隨すると認識します。

私達 当会は、本紙 II-1-b. 追加的私有即ち擬制的(フィクティシャス:fictitious)な私有について、本源的に公共の要素又は性格を備えると理解します。

3. 擬制的(フィクティシャス:fictitious)な私有の公共の要素の取扱いについて

私達 当会は、皆様に、本紙 II-1-b. 追加的私有即ち擬制的(フィクティシャス:fictitious)な私有について、本源的に公共の要素又は性格を備えると理解する処より、歴史上又概念上に集約された共有する基盤概念(伝統/民俗/社会通念/倫理/哲学/概念/文化)により自発的に、又、制度上、備え得る公共を実現する対応や仕組みや措置を考察し実施し実現すること、を提案し要望します。

私達 当会は、空間(宇宙や大気や水や土地や緑(生物)や人類や遺跡)について、公共性が高い事象、と認識します。

私達 当会は、本紙 II-1-b. 追加的私有即ち擬制的(フィクティシャス:fictitious)な私有について、空間など通時的共時的に普遍性の高い事象についても、近年、短期的な使用目的や処分の変更によって、公共概念が希薄になりつつある、と危惧します。

III. 空間と時間に関する一体性の回復

1. 空間の一体性の回復

私達 当会は、人類の活動空間としての、空間の一体性の回復が、本紙Ⅰ、Ⅱ の事象及び危惧の解決又は解消の重要な契機となる、と認識します。

私達 当会は、本紙に於いて、皆様に、集約された基盤概念の共有 によって、事象(ここでは空間及び関連する事象の分断と対立)が自律的に解決し展開する(ここでは空間の一体性の回復)方途を考察し、之を選択し、実施することを、提案し要望します。

私達 当会は、空間に於いて、複数の隣接する立方体の集合との構造を仮定し、各立方体の床面天井四周围面の何れかを相互に開放し、空間全体に連続する吹き抜けを設定し、大気(空気)と人と視線と諸事象の動線/循環を構成することを契機とし、又、通時的(伝統的/歴史的/経験的)な土地の利用の履歴の性格の継承に由来し、空間の一体性を継承/回復することを提案し要望します。

私達 当会は、凡そ、古典的伝統的な日本の居住建築が、全ての建具を取り除くと、床と屋根天井を柱と根太と梁で支え、僅かの内部壁面を残し、四周と内部空間の全てを開放するを知り、又、私達 人類が、土地の利用に関し、歴史的に、その土地と風土、人類の活動に対し、最適の選択を蓄積してきたと理解し、これ等の人類のアート(art)としての選択は、完成に至ってきた、と理解します。

2. 空間に於ける時間に関する一体性(連續性と断続性、又は、変化の示唆)の継承、又は、回復

私達 当会は、人類の活動空間としての、空間に於ける時間に関する一体性の継承又は回復が、本紙Ⅰ、Ⅱ の事象及び危惧の解決又は解消の重要な契機となる、と認識します。

私達 当会は、本紙に於いて、皆様に、集約された基盤概念の共有 によって、事象(ここでは空間及び関連する事象の分断と対立)が自律的に解決し展開する(ここでは空間に於ける時間に関する一体性の継承、又は、回復)方途を考察し、之を選択し、実施することを、提案し要望します。

私達 当会は、空間に於いて、人類が、意図し、又、意図せずに、継承し創設してきた、空間上の人類の社会上の記憶装置、「記憶の空間」(場)、「空間の記憶」(細部)、の再発見、調査、保存、場合により憶測の余地のない再建、現代の人類にとっての機能の付与(再生)、活用、整備、公開、全き存在として、之を継承することに由来し、空間に於ける時間に関する一体性を継承、又は、回復することを提案し要望します。

私達 当会は、空間に於ける時間に関する一体性について、人類の認識上、共時的であり静的(スタティック: static)である空間に於いて、通時的な、又は、時間の経過を基盤とする、変化、即ち、事象の動的(ダイナック: dynamic)な在り方又は性格を示唆すると理解します。

私達 当会は、概ね、近代までの日本の社会において、就中、地域の社会及び風土、空間、において、明治の初頭に、全国的な、神社の統廃合移転などの行政措置があったものの、紛失損壊盗掘等が生起するなか、比較的よく、古跡、由来、建築、宝物、塚、古墳などが継承され伝承されてきたと理解し、即ち、私達 人類が、土地の利用に関し、歴史的に、その土地と風土、人類の活動に対し、時間の経過に係る事象を一体として蓄積してきたと理解し、これ等の人類のアート(art)としての選択、同時に、地域社会、並びに、地域社会と地域社会との関係としての風土は、完成に至ってきた、と理解します。

3. 空間の一体性と空間に於ける時間に関する一体性について

本紙Ⅲ-1. 空間の一体性 は主に自然に関する事象を示唆し、本紙Ⅲ-2. 空間に於ける時間に関する一体性 は主に人類の社会、及び、人工に関する事象を示唆する、と認識します。

IV. Ⅰ、Ⅱ、並びにⅢに関する行為について

1. 人類のアート(art)としての選択

私達 当会は、本誌Ⅰ、Ⅱ、並びにⅢに関する事象及び行為について、之が私達 人類のアート(art)であり、ひとえに、私達 人類の情報と考察の共有、そして、私達 人類の選択にかかっている、と理解します。

2. 学術上検討に由来する選択

私達 当会は、本誌Ⅰ、Ⅱ、並びにⅢに関する事象及び行為について、私達 人類が、過去に蓄積され広く人々に認められた知見と方法によってこれを検討し、即ち、様々な学術上の検討により、事象を把握し、再構成して、過去の分析と現在と未来の行為への選択肢を生起し、形成して、公開することが可能、と理解します。

3. 行政措置による選択

私達 当会は、本誌Ⅰ、Ⅱ、並びにⅢに関する事象及び行為について、行政は、当該の行政措置において、様々な、直接的、間接的な、措置の選択と実施が可能、と理解します。

(1) 普遍性： 私達 当会は、行政措置において、人類世界や日本全国に共時的通時的に共通する、即ち、人類にとって普遍的な事象について、之を、過去と現在と未来に於いて、実現が前提である事象と認識し、現在と未来に対し、優先して、実現する措置を講ずる筈、と理解します。

(2) 特異性： 私達 当会は、行政措置において、人類世界や日本全国に共時的通時的に、特定の地域や長崎地域又その地域の人々に関わる特異な事象については、之を、ここにしかない事象、人類にとっての普遍性としての多様性の構成要素、と認識して、之を、優先して、保存並びに現代の社会に於ける機能の提示と付加による継承を実現する措置を講ずる筈、と理解します。

(3) 周知並びに実現： 私達 当会は、皆様に、行政措置において、IV-3-(1)、(2)について、所管の居住者並びに関係者に、広く、積極的に、周知し、情報を共有し認識を共有し議論を促進し、之を、住民と共に図り、当該の公益に付、政策決定し実現することを、提案し要望します。

(4) 法令や条例の制定： 私達 当会は、皆様に、行政措置において、IV-3-(1)、(2)、(3)について、憲法の範囲に於いて、基準又は規範となる法令や政令や規則や条例を制定して、之を、実現することを、提案し要望します。

V. ルチオ・フォンタナ氏達の『空間主義(Spazialismo)』について

1. ルチオ・フォンタナ氏達の『空間主義(Spazialismo)』の紹介

空間主義(Spazialismo/伊):L. フォンタナの提唱により、第二次世界大戦後のミラノを中心に展開された芸術運動。スペツィアリスモともいう。従来の芸術観を破棄し、工業社会の技術を積極的に取り入れながら、音響、運動、色彩の総和から時間と空間の融合した4次元空間を表現しようとした。…とされます。

(ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典)

ルチオ・フォンタナは、1899年(明治二年)アルゼンチンのサンタフェ州のロサリオでイタリア人の商業的建築装飾家彫刻家の父ルイージ・フォンタナとイタリア系アルゼンチン人の母ルチア・ボッティーニのもとに生まれ、6歳のとき、父とともにイタリア北部のヴァレーゼ(Varese)に移住し、小学校を経て、三年間ミラノ県のセレニョにある技術専門学校に通い美術の基礎を学び、1914年父とともにミラノに移住し、カルロ・カッタネオ建築専門学校で建築を学ぶが、第一次世界大戦(1914年(大正3年)-1918年)の勃発で、学業を中断、陸軍を志願して歩兵隊の中尉となり前線で腕を負傷して除隊、学業に復帰し、1917年カルロ・カッタネオ建築専門学校で建築士の資格を取得、1921年家族とともにアルゼンチンへ再び移住し、父の工房である『フォンタナ・イ・スカラベリ』で家業を助け、1924年ロサリオのエスパニャ通り565番に初めてのアトリエを持ち活躍、1927年半ばころ、イタリアへ戻り、秋からミラノのブレラ美術学校の彫刻科に入学し、アドルフ・ヴィルト(Adolfo Wildt)の授業に通い、1930年に卒業、1930年の第17回ヴェネツィア・ビエンナーレに参加、1930年12月にミラノで初の個展を開催、1935年にパリのアブストラクション=クレアシオン(Abstraction-Création:抽象-創造)運動に参加、1936年ミラノ・トリエンナーレで建築家ジュゼッペ・パランティらと大きな建築空間に巨大な女性と馬の彫刻を設置(ここで絵画や彫刻の枠を超越した建築的空間の重要性を認識し、他に、未来派からの影響、とくにバッラとデペロが1915年に発表した『宇宙の未来主義的再現』宣言からの影響、即ち、造形に運動や時間の観念を取り入れ、空間概念の拡大をはかること、そしてその理想像が建築的な才能で造られることを認識した、と云われます。)、1939年アルゼンチンに移住、そして、私立の美術学校「アカデミア・アルタミラ」を設立、1946年同僚や教え子たちと「白の宣言」を起草、1947年ミラノに戻り、1947年批評家のジョルジオ・カイセルリアン、哲学者のベニアミーノ・ヨッポロ、彫刻家のミレーナ・ミラーニと共に「第一次空間主義宣言」に署名し発表、メンバーを変えながら1948年「第二次空間主義宣言」を発表、1949年にキャンバスに張られた白い紙の作品で鑿(たがね)のようなもので直径数mmから1cm程度の丸および三角の穴をあけたものを始めて制作し「空間概念」とタイトルをつけ(その後のシリーズ・タイトルとなる、以降「空間概念・期待」との題名作品を1000点近く制作)、1949年ナヴィーリオ画廊における「黒の環境」展で当時の最新技術であるブラック・ライトを用いた作品を展示、1951年第9回ミラノ・トリエンナーレでは、建築家バルデッサーリの協力を得て、会場となるパラツォ・デラルッテの吹抜けにアラベスク状のネオン管を張り巡らせ、1951年「空間主義技術宣言」を発表、1958年「第八次空間主義宣言」をもって運動が収束に向かい、1958年よく知られるキャンバスの切り裂きシリーズ(「空間概念・期待」)を開始、1963年から1964年にかけて卵型のキャンバスに穴が開けられた38枚のシリーズ「神の終わり」を制作、1966年に第33回ヴェネツィア・ビエンナーレで大賞を獲得、1968年にミラノを去りヴァレーゼ市近郊のコマッピオへ移住し、1968年9月ヴァレーゼの病院で心臓の疾患により、享年69歳で、死去します。

フォンタナは、こう述べていると云います。

「画家として、キャンバスに穴を穿つ時、私は絵画を制作しようと思っているのではない。
私は、それが絵画の閉鎖された空間を越えて無限に拡がるよう、空間をあけ、芸術に新しい次元を生みだし、宇宙に結びつくことを願っている…」

“.....

フォンタナがあえて伝統的な形式である絵画にこだわったのは、絵画という形式に穴をあけ平面を突き破ることや、その空間性を超えることを強調したかったためであった。
それと同時にフォンタナが実現したのは、絵画の重要な前提条件であるイリュージョンの否定であった。クレメント・グリーンバーグによれば、絵画におけるモダニズムとは、絵画にとって副次的な文学的な物語性や彫刻的な空間性を削ぎ落とし、それ以上還元不可能な絵画の本質である平面性に至る過程であるとした。たとえばバーネット・ニューマンにおいてはイリュージョンが最小限に抑えられたが、平面性、あるいは、二次元的イリュージョンが残されたという。これに対してフォンタナは、キャンバスの穴から見える壁とイリュージョンというファクターを取り除きながらも、絵画として存在させることを示した。ただし、フォンタナはイリュージョンの問題について無自覚に行っていたため、その表現はすぐに壁にぶつかり、次なる展開に向かうことができなかつた。それがフォンタナの限界でもあった。”とされます。

参考資料:『空間主義とフォンタナの絵画空間について』ふくやま美術館 谷藤史彦 他

フォンタナの概念は、1950年代のヨーロッパ美術に現れたアンフォルメル運動の大きな流れと共に鳴しながら、空間主義運動に加わった第二次世界大戦後のイタリアの前衛美術をになう若い芸術家に大きな影響を与え、一方で、環境芸術の原型となり、パフォーマンス・アートに影響を与えた、と評されます。

2.『空間主義(Spazialismo)』と「再興空間主義」について

私達 当会は、(当時の)現代の諸相と建築上空間の概念を背景に、多様な人類の感受能力と機能と存在を根源に捉え、(未来への期待を以って)、その展開を企図し、自然の概念と工業の技術を導入し、存在の変化と物質の運動における色と音、変化する形を与える空間、これらの事象の空間に於ける同時性の形式の獲得に内包する動的イメージの再現による、運動する物質の総体的かつ永続的な存在としての明示を目指す(「白の宣言」より要約等)ー(「空間を通じた形、色、音」の表現を理念として掲げ、音響、運動、色彩の総和から時間と空間の融合した4次元空間を表現しようとしたと理解される)芸術(art)運動『空間主義(Spazialismo)』について、私達 当会が考察し提案し要望する、時の経過又時の経過に由来する変化を背景とする“人類の活動の空間についての、人類の活動の本源又は環境としての空間、人類の活動の表現としての空間の双方向の一貫”及び“人類の活動空間としての空間の一体性の回復”の概念、との共通性を発見する処、私達 当会の、関係する考察と提案と要望について、之を“再興する-空間主義”「再興空間主義」と呼称します。

VI. イルダフォンス・サルダー氏の『バルセロナ市の近隣の地図とその都市拡張案』について

1. イルダフォンス・サルダー氏の『バルセロナ市の近隣の地図とその都市拡張案』(cat. no. 1-2)の紹介

“出品作の図面(cat. no. 1-2)は1859年に制作された都市拡張プランのリトグラフによる複製(オリジナルはマドリードの王立サンフェルナンド美術アカデミー所蔵)。画面やや左下寄りに濃く見えるハート形のエリアが当時のバルセロナ市である。1859年当時、サンツ(市の左上)、グラシア(市の真上)、サンタンドレウ(市の右上遠方)など周辺の集落には工場が建てられ労働者たちが多く暮らしていたが、市と周辺の集落との間にはほとんど何もない野原が横たわっている状況であった。サルダーの案は、基本的に20メートル幅の道路で厳格に区切られる正方形(一辺113メートル)の街区がその空白のエリアに整然と展開するグリッド状の都市空間を誕生させるというものであり、現在のバルセロナの都市の形状は基本的にこれに従つるものとなっている。各街区の四隅の角はそれぞれ45度の角度で隅切りされスムーズな交通を実現させるよう配慮されており(サルダーは道路に汽車を走らせる想定していた)、各街区の建物も基本的に四辺のうちの二辺のみに限定して建てられるよう計画されていた。敷地の残りのスペースは緑化され、計画通りの都市空間が実現した暁には日差しに恵まれ、心地よい風が吹き、豊かな緑に囲まれた田園都市が誕生するはずであった。現実には土地の生産性を最大化しようと望む地権者たちの思惑により、四辆すべてに建物が建てられたことはおろか、中庭のスペースまでも建築物で埋め尽くされ、日当たりも風通しも悪い劣悪な環境が生み出され社会問題化することになる。”

“サルダーは都市計画に関する理論構築の必要性を感じ、バルセロナの都市拡張プランの提出に合わせ『バルセロナの改善と拡張に適用された都市建設理論』(1859年)を発表、その後も自らの経験をフィードバックし続け、1867年に『都市化の一般理論』を発表する。この著作は「ウルバニゼーション(Urbanization／都市化)」という概念を創出し、都市空間の物理的な側面のみならず、その開発・整備を推進するための法的、経済的側面をも視野に入れた理論の構築を目指してきたサルダーによって生み出された、世界初の都市計画の一般理論書であると言われている。”

参考資料:『BARCELONA THE CITY OF ARTISTIC MIRACLES THE ESSENCE OF THE CATALAN MODERN ART FROM THE MODERNISME TO THE AVANT-GARDE: 奇跡の芸術都市 バルセロナ展:図録』(第一会場 2019年4月10日(水)-6月9日(日)長崎県美術館、図録発行 神戸新聞社 2019 (P57-P58))

2. イルダフォンス・サルダー氏の『バルセロナ市の近隣の地図とその都市拡張案』と「再興空間主義」について

イルダフォンス・サルダー氏の『バルセロナ市の近隣の地図とその都市拡張案』は、その計画段階に於いて、ほぼ完全に、私達当会の「再興空間主義」を実現しています。

現実には土地の生産性を最大化しようと望む地権者たちの思惑により、結果として、計画案の都市居住に於ける人類の健康の側面が犠牲となり、社会問題化した、と補足されます。

〔私達当会は、アントニ・ガウディ(Antoni Placid Guillem Gaudí i Cornet)が設計し、1882年に建築が始まり、建築を継続中(2026年に完成予定)のサグラダ・ファミリア教会(Sagrada Família: 聖家族贖罪教会)について、バルセロナの風土を象徴的に内包し、空間の一体性と空間に於ける時間に関する一体性(この場合人類の行為の連続性、継続性、継承)の双方を包含して示唆する、と理解します。〕

VII. 「再興空間主義」と“遺跡”について

私達当会は、遺跡に關わる長崎の状況について、本紙II-1-b. 追加的私有即ち擬制的(フィクティシャス:fictitious)な私有に係り、公共概念が希薄になりつつある空間概念他の事象を背景に、同時に生起しつつある、空間の短期的な使用目的や処分の変更によって、又、文化庁が提唱する「(埋蔵)文化財(保護)行政の本来の在り方」に基づく計画的な「開発行為と遺跡保存の調整」が機能不全のまま運用され、急速に遺跡の破壊が進展拡大しつつある、と認識します。

遺跡としての都市長崎は、先史時代より、長崎地域一帯にて、自然の幸と温暖な気候に恵まれ中国大陆朝鮮半島とも交流し人類の活動あり、古代末より中世前期にかけて平氏(福田氏)が興起肥前丹治比氏(長崎氏等)が發展三浦(和田氏)深堀氏が来着、又東アジア交易の一拠点たると想定し得る処、中世末期16世紀後半、長崎浦の岬に、有馬氏大村氏他とローマ・カトリックにより町建てが始められて以来、急速に市域が拡張し、17世紀中葉から後半にかけて、幕府により街が整理され、更に整備され、18世紀前半期に、一旦市域の姿が完成し、19世紀中葉の開国と長崎開港、及び、19世紀後半の明治期の近代化により市域の改変が始まり、近代末に原子爆弾により被災、現代に移り、さらに技術の変化を伴い改変が加速しつつ、未だ、歴史上都市長崎の古跡骨格を留め、現在に至ると考え得ます。

私達当会は、建築の創造と遺跡の存在は、古来、双方共に人類のアート(art)であり、その機能は、双方共に空間上の事象の取扱いによる人類への貢献であり、双方共に同一の事象の範疇、と理解します。

私達当会は、己が創造する建築の存在の為に、遺跡の存在を侵すこととは、建築学の冒流、又は、建築学上の矛盾、建築学の破壊、と理解します。

私達当会は、皆様に、当該の建築学の冒流、又は、学上の矛盾、学の破壊、を解消することを提案し要望します。

私達当会は、私達人類が、建築の空間と遺跡の空間が分断していると感じるならば、それは、その計画者に建築の創造と遺跡の存在が同一の事象であるとの理解が欠落していることが表現されている、と理解します。

私達当会は、皆様に、人類の活動空間の計画に於いて、建築の創造と遺跡の存在が、古来、双方共に人類のアート(art)であり、その機能は、双方共に空間上の事象の取扱いによる人類への貢献であり、同一の事象であるとの理解に基いて、之を計画し実施することを提案し要望します。

私達当会は、“遺跡”について、私達人類が、人類として存在する為に、又、人類として存在し続ける為に不可欠の「社会的共通資本」たる存在である、と認識し理解します。

私達当会は、人類にとって、(人種存在したる)「社会的共通資本」の涵養が重要である、と認識し理解します。

私達当会は、皆様に、所定の地域内に於いて、文化庁が提唱する「(埋蔵)文化財(保護)行政の本来の在り方」に基づく計画的な「開発行為と遺跡保存の調整」が、十全な能力と機能を基盤として、計画的に運用され、遺跡の現状保存が進展拡大すること、その為の措置を執ることを、提案し要望します。

私達当会は、皆様に、私達当会が、世界と日本と長崎の現代社会に於ける、根本的な課題と理解する本紙II-1-b. 追加的私有即ち擬制的(フィクティシャス:fictitious)な私有に係る公共概念に關わる再考察と再把握を背景としつつ、私達当会が提唱宣言する「再興空間主義」等によって人類の活動空間としての空間の一体化(時に再生)を実現することにより、又は、之を契機として、遺跡の存在とその機能の空間と他の機能目的空間が、土地の利用の履歴の性格の継承を示標として、それぞれ在る場所に、共に、所定の地域内又は所定の地域外との関係に於いて、全き存在又は全き機能として、“共存”する状態が、所定の地域内又は所定の地域外との関係に於いて、所定の地域内に、自律的に生起すること、その為の措置を執ることを、提案し要望します。

2019年(平成31年)1月20日 日曜日より、私達当会は、皆様に、現代の都市長崎の、遺跡の存在とその機能並びに他の目的と機能が、それぞれ在る場所に共に“共存”することを念頭に、長崎市の中心市街域について、遺跡でもある旧市街域、行政経済機能の新市街域(浦上川河口東岸域)、抽象文化活動拠点としての長崎水辺の森一帯、とそれぞれの地域の土地利用の履歴の性格の継承及び地域の特色とその関係性を考察し、ゾーン(zone)型の都市を構想する[長崎歴史文化都市構想-創造環境の共有/share-)を、又、北部で浦上-茂里町地区を想定する[長崎原子爆弾被爆遺跡整備構想]並びに[浦上キリスト教の里構想]を、南部で柳埠頭一帯を想定する[長崎国際第二中華街構想]を、之を統合する[「長崎国際歴史文化都市構想」「日本開国-日本遺産・世界遺産へ向けて」/長崎キリスト教の里構想(改訂2版)を提案し要望しています。併せてご高覧いただけますよう、お願い申し上げます。

遺跡の美

— 養生所／(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より —

2019年(令和元年)7月4日 木曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

遺跡は…

他の目的の為にあるのではありません。

遺跡は

遺跡であるが故に遺跡なのです。

ここに、遺跡の美が宿る筈です。

それが

美しくもなく

醜いとすれば

誰が

それを…

好んで近づき

見に来るでしょうか

？

「共存」と遺跡

一 養生所/（長崎）医学校等遺跡の保存と活用より

2019年(令和元年)7月19日 金曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

[1]『橋をつくるために現代世界の諸問題をめぐる対話』教皇フランシスコ／ドミニック・ヴォルトン(対話集) 戸口民也[訳]
2019年5月1日 第1版第1刷 株式会社新教出版社 は、以下記します。

はじめに「簡単ではない、簡単ではないー」 ドミニック・ヴォルトン
企画

個人の運命が「歴史」と出会いがある。……フランシスコ教皇の場合がそれで……人間と歴史とのこうした出会いがわたしたちの対話、教会人であるフランシスコ教皇と、フランスの一知識人一世俗の人であり、コミュニケーションを専門とし、長年にわたってグローバリゼーション・文化的多様性・他者性について研究を続けてきたわたしとの対話の中心をなしている。

なぜ対話なのか？ 対話することによって、他者に心を開き、論証することが可能となるから、読者の参加が可能となるからである。対話は、技術の成果やその限界を超えたところにある、人間のコミュニケーションに意味を与えるのだ。……

出会い・対話

……この人はどうしているのだろう？ そう、彼は、おそらく、ほんとうに、ラテンアメリカとヨーロッパのあいだに立つ、グローバル時代の最初の教皇なのだ。人間的であると共に控え目で、同時にかくも果敢な人、「歴史」をしっかりと踏みしめている人。彼の役割は、世界の政治的指導者たちの役割とはまったく違うのだが、常に問題と対峙している。……しかし、同時に、もう一つ、ある晩、わたしを送り出すとき、ドアの隙間でそつとつぶやいたあの言葉をわたしは決して忘れないだろう、彼の人間性、使徒としての務めをいかにも象徴しているあの言葉、「簡単ではない、簡単ではないー」。あれほどどの憤り、孤独、明晰、知性—それ以上、なんと言ふべきか？……

主要テーマ

わたしたちの対話は、二〇一六年二月から二〇一七年二月までの一二回に及ぶ対話からなるものである。バチカンの慣習からすればかなり異例なことだ。しかも、あらかじめ何も決まっていなかったことだけに、なおさらである。……

ささやかなコミュニケーション不能ーー

教皇にあっては、すべては宗教と信仰に根ざしている。政治に直接関わる問題を取りあつかう場合も含めてだ。いつくしみが本質的な役割を果たしている。……合理的であること、論理的であることが、一致をもたらすとは限らない。……一つの挑戦—この開かれた世界における他者性について考えること、宗教的であれ政治的であれ、ただ一つの言説の独占を許さぬこと、相互理解を促すこと。

「迎え入れ、寄り添い、見極め、受け入れる」。使徒的勧告『愛のよろこび』(二〇一六年三月)の鍵となるこの四つのコンセプトは、いずれにせよ、大きな意味をもっている。……

……要するに、わたしが「ささやかなコミュニケーション不能」と呼んだことだが、それがまさにこの対話の面白さともなっている。それに、読者という第三のパートナーがいるわけで、このパートナーがわたしたちのやりとりをどう受け止めるかは、誰にもわからないのだ。……

教会の価値は、教会が実際には決して現代的でないところにある。教会は、多くの闘いの中で今という時代に関与することはあるとしても、この時代に完全に属しているわけでは決してない。そして、教会のこうした立ち位置が、こうした世界観を一たえそれが人をいらだたせたり困らせたりしたとしても一価値あるものとなさしめているのは明らかだ。……

この本の仕事は二年半続いた。この仕事を通じて、わたしのうちに大きな変化が起った、あのを前にして、その責任の大きさを前に感じた深い尊敬と謙遜の念。

それと同時に、本物の自由にあふれていたこの対談によって、多くのことを語り合うことができた。時間の中で停止した瞬間。常に、至るところでグローバリゼーションの問題が顔を出してはあらゆる価値あらゆる尺度とぶつかるし、新たな戦争をどうすれば避けられるか考えねばならなくなる。そしてまた、コミュニケーションとコミュニケーション不能の問題がますます重みを増していく。簡単に言えば、「情報を伝えることはコミュニケーションすることではない」、「コミュニケーションすることは交渉すること、できる限り上手に共存すること」であって、これはわたしの研究の中心にあるコンセプト、しばしば異なるときには対立する一複数の世界観を平和的に共存させようとする試みだ。……一言で言えば、他者への憎しみを避けるためにはなんでもするということ。キリスト教は、その普遍主義的姿勢ゆえに、今日、対話を重視している。キーワードは「敬意」「尊厳」「認知」「信頼」で、これは民主主義モデルの中心をなす言葉であるーー

パリ、二〇一七年七月

1. 平和と戦争

……

ヴォルトン：話を政治に戻せば……

教 皇：世界中のいかなる人間も組織も、常に政治的次元をもっています。大文字で書く「政治」について、それは愛徳の最高の形の一つである、と偉大なるピオ十一世教皇は言っています。……

政治の要件はそばに寄り添うことです。互いに問題に向き合い、問題を理解することです。別のこともあります、説得ということですが……わたしは相手の言い分を聞きます、わたしはそれを分析し、わたしの言い分を相手に示しますーー相手はわたしを納得させようとし、わたしは相手を説得しようとする、そうやって、わたしたちは一緒に同じ道を行くのです。たぶん、わたしたちはヘーゲル的、観念論的なジンテーゼに至ることは～神に感謝ですが～ないでしょう、なぜなら、それはすることができますが、すべきではないことだから、それは常に何かを壊してしまうからです。

ヴォルトン：あなたが政治に与えた定義一納得させ、論証し、とくに共に交渉するということは、わたしがこれまで主張してきたコミュニケーションの定義、コミュニケーション不能をふまえた交渉を価値あるものとするコミュニケーションの定義に、完全に一致します。コミュニケーションは、民主主義とは切り離すことができないコンセプトです、それはパートナーの自由と平等を前提にしているからです。コミュニケーションすることは、ときには分かち合うことですが、ほとんどの場合、交渉し、共存することですーー

教 皇：政治をするということは、わたしたちが解決できない緊張を受け入れるということです。ところで、ジンテーゼによる解決とは、当事者の方の側を勝たせ、もう一方を無視することです。あり得るのはただ一つ、上からの、より高いところからの解決しかありません、当事者双方がそれぞれ最善を尽くし、ジンテーゼではなく、共に道を行くこと、「一緒に行く」という結果に至ることです。

グローバリゼーションを例にしましょう。抽象的な言葉です。これを立体的なものと比較してみましょう。たとえば、こう見ることができます、グローバリゼーションとは、政治的な現象で、「泡バブル」のような形をしていてどの点も中心から等距離にあります。どの点もすべて同じで、そこで優位を占めているものは画一性です。この手のグローバリゼーションは多様性を破壊することがよくわかりますね。

しかし、グローバリゼーションを多面体ととらえることもできます。そこでは、すべての点が結ばれていますが、それぞれの点は、それがある国民であれ、ある人物であれ、固有のアイデンティティーをもっている、そういうようなものです。政治をするというのは、こうした一致とそれぞれ固有のアイデンティティーとのあいだの緊張関係を追及することです。

宗教の問題に移りましょう。……わたしは聞きました、「ねえ、おばあちゃん、あの女の人は誰？ シスター？」。祖母は答えました、「あれはプロテスタントよ。でもいい人たちですよ」。これがわたしが聞いた最初のエキュメニカルな言葉で、この言葉はつまり一人の高齢者が口にしたことです。こうしてわたしの祖母は、エキュメニカルな多様性の扉を、わたしに開いてくれたのです。……わたしの祖母が五歳の子どもだったわたしにしてくれたことは、政治的行為でした。わたしに扉を開くことを教えてくれたのです。

緊張関係にあるときは、だからジンテーゼを求めてはいけません。ジンテーゼは壊してしまうかもしれないからです。多面体に向かって、多様性もアイデンティティーもすべて保ちつつ一致へと向かって行かないといけません。この分野の巨匠はーわたしは誰からも剽窃したくありませんからーロマーノ・ガルディーニです。わたしの考えでは、ガルディーニはすべてを理解していた人で、そのことをとくにその著書 *Der Gegensatz* の中で説明しています。……イタリア語では *La Contra position* です。彼が一九二三年に書いた、この形而上学に関する最初の本は、わたしの考えでは、彼の代表作です。かれは、そこで「政治哲学」と呼ぶことができるものを説明していますが、それぞれの政策の基本には説得とそばに寄り添うことがあります。

教会はだから扉を開かなければなりません。教会が正しくない態度をとるととき、信者獲得熱にかかります。ところが、信者獲得熱は、そう言ってよいかどうかわかりませんが、カトリック的ではありません！（笑）

ヴォルトン：教会が何世紀ものあいだ、対話についてはきわめて不平等な考え方を主張してきたことは、お認めいただけたんですね。信者獲得熱と宗教間対話のあいだにはどういう関係がありますか？

教 皇：信者獲得熱は一致を壊します。ですから、宗教間対話は全員が同意することを意味するのではありません、そうではなくて、共に歩くこと、それぞれが自分自身のアイデンティティーをもちながら共に歩くことを意味するのです。……しかし、いわゆる対立や二極間緊張関係の巨匠はガルディーニで、彼はわたしたちに、あの多様性における一致への道を教えてくれます。

それでは教会は何をすべきでしょう？ どれかと、あるいは別のどれかと合意する？ そんなのは誘惑で、帝国主義的教会のイメージになってしまうでしょう、そんなのはイエス・キリストの教会ではありません、仕える教会ではありません。……

……教会は、政治においては、橋をつくることによって奉仕しなければなりませんーそれが教会の外交的役割です。「教皇大使たちの役割は、橋をつくることです」。

これがわたしたちの信仰の中心にあるものです。父なる神は御子を遣わされました、その御子は橋なのです。『Pontifex』ーこの言葉は、人類に対する神の態度を端的に示すのですが、これはまた、教会の、キリスト者の政治的態度でなくしてはなりません。橋を架けましょう。働きましょう。「でも、きみって何者？」なんて言ったりしないようにしましょう。すべてを一緒にしましょう。それから互いに話し合いましょう。そのようにすれば、ものごとは改善されていくでしょう。……謝罪すること。ときとして、謝罪すると、橋がつくられます。あるいは他の人々の家を訪れるときに。わたしたちの模範であるイエス・キリストにならって、橋を架けねばなりません。イエス・キリストは父なる神から『Pontifex』ー橋をつくる人ーとなるために遣わされました。わたしの考えでは、まさにそこに教会の政治活動の基本があります。……

ヴォルトン：皆が言ってますよ、「カトリック教会は政治はしない」と。ところが教会は政治に介入しています、あなたも、前後のヨハネ・パウロ二世も、ベネディクト十六世も、なんにでもです、移住者、戦争、国境、気候、核、テロリズム、腐敗、環境問題ーーこれって、政治ではありませんか？ 教会にとってどこまでが政治に関わることですか、そしてどこからがそれとは別のことになるのですか？

教 皇：フランスの司教団が二〇一六年夏に司牧書簡を発表しました。一五年前に発表した書簡の続きをなすもので、「政治的なるものの意味を再発見する」というものです。大きな政治と小さな党派的政治があります。教会は党派的政治には関わるべきではありません。パウロ六世もピオ十一世も、政治一大きな政治ーは愛徳の最高の形の一つだと言いました。なぜでしょう？ それは、すべての人の共通善に向かって行くものだからです。

ヴォルトン：ええ、もちろんそれこそが大きな政治です。

教 皇：しかし、政党はさまざまですから、そこに教会が介入すべきではありません。それは信者の自由に任せられるべきものです。

教 皇：……そこでわたしは、話題を移してみようと思います。あなたがたフランス人にとって大切なこと、政教分離に。

ヴォルトン：政教分離の問題は、今日では、政治勢力と宗教勢力を一体化させようとする原理主義の台頭によって、改めて重大な問題となって現れています。

教皇：政教分離の国家は健全なものです。健全な政教分離があります。イエスが言ったように、カエサルのものはカエサルに、神のものは神に返さねばなりません。わたしたちは、神の前では、皆平等です。しかし、わたしは思うのですが、ある国々、たとえばフランスでは、この政教分離という考え方、啓蒙主義から受け継いだ色合いがあまりに強すぎて、宗教をサブカルチャーと見なす共同幻想がつくられているのではないかでしょうか。わたしが思うに、フランス人は—これはわたしの個人的な意見であって、教会の公式見解ではありませんよ—もう少し政教分離のレベルを「向上させる」べきでしょう、宗教も文化の一部をなしていると言えるような方向に。このことを政教分離的にはどう表現するか？ 超越的なものに開かれていること、とでも。それぞれが、自分自身の開かれ方をもつことができるでしょう。フランスの伝統的な遺産には、啓蒙主義が重くのしかかりすぎています。わたしは「歴史」のこの遺産を理解できますが、それを広げることも必要でしょう。キリスト教か否かはともかく、政教分離を認めない政府はいくつもありますから。

「超越的なものに開かれている」政教分離国家とはどういうものか？ 宗教が文化の一部をなしていて、サブカルチャーではないこと。……

ヴォルトン：教会の経験からして、その誤りも成功も含めてですが、教会は、対話や共存の材料として、何をもたらすことができるでしょうか？ 激しさを増す一方の紛争、戦争、憎しみといった状況を開拓するために、教会は何をすることができますか？

教皇：わたしがお話できるのは自分が経験したことだけです。……

人々が平和に暮らせるようになるために、何をすることができるか？ 祖国、国民、人々の中には、部分を超えた意義があると言うべきです。わたしにとっては、それが地政学の原則で、全体は部分に勝るということです。

ヴォルトン：しかし、あなたがなさる旅は、平和、コミュニケーション、あるいは交渉の手段でしょう？ なぜあれほどしばしば旅をなさるのですか？ とくに、暴力、平和、交渉について絶えず語りながら。

教皇：わたしはいつも、学ぶために巡礼者として、平和の巡礼者として、そこに行くのだと言っています。あなたは、わたしが前に使わなかった言葉を使いましたね、交渉という言葉を。交渉すること。先日わたしは、フアレスでの企業家と労働者の会見の場で、こう言いました、「わたしたちは、交渉の席に着くときは、こう意識し確信しています、交渉において人は常に何かを失うが、全員が利益を得るのだと」。交渉は平和の手段です、人は交渉に臨みます、失うものをできるだけ少なくしようと/or 交渉の場では、人は常に何かを失いますが、全員が利益を得ます、それはとても良いことです。キリスト教的な言い方をすれば、自分自身の生活のちょっとしたものを、社会の、人々皆の生活のために、ということです。交渉は大切です。ヴォルトン：そうした文脈からですが、あなたが「新しい福音宣教」と言っておられることを、どう見ておいでですか？ この二つの関係は？

教皇：前に言ったことを繰り返しますが、福音宣教するということは信者を獲得することではありません。それに、これはベネディクト十六世の言葉です。ベネディクト十六世はまずブラジルのアパレシーダで言い、それからもしばしば言っています、教会は、信者獲得によってではなく、人を引きつける力によって発展するのだと。政治も同様です。誰々さんはカトリック、誰々さんはプロテstant、誰々さんはイスラム、誰々さんはユダヤ人、でも政治が発展するのは人を引きつける力によって、友情によってです—橋です、橋、橋なのです—ある状況においては、交渉に行き着くほかありません、それ以外の手段がないからです。しかしそれは、政治的謙虚さもあります。できることを、できるところまでしましょう—

ヴォルトン：二〇世紀において、教会が失敗した橋はなんですか、つくるのに成功した橋はなんですか？

教皇：教会はたくさんの橋を架けてきたとわたしは思います、たくさんの橋を。しかし、最初の数世紀は、いつも成功したわけではありません。……ここに、わたしの考えでは、非常に重要な問い合わせがあります。ある時代は、その時代の中に身を置いて解釈すべきだということです。時代背景を無視してはいけません。

ヴォルトン：ええ、それは確かです。

教皇：今の時代を基準にして過去を解釈してはならないのです。

ヴォルトン：認識論的にも、それが「歴史」の定義です。さもないと、時代錯誤の過ちを犯してしまいます。ところが残念なことに、いつの時代でもそれをするのです、時代錯誤という過ちを—…

ヴォルトン：今日のグローバリゼーションの中で、カトリック教会の最大の力はなんですか？ その切り札となるものは、その強さは、弱さは？

教皇：弱さは、わたしの考えでは、識別せずに現代化しようとすることです。広く全体にいきわたっていることですが、多くのことがそこにはっきりと現れています。もう一つの弱さは、わたしたちに関わることですが、硬直した聖職者中心主義です。硬直です。若いけれど硬直した司祭がいます。福音が怖くて、教会法を優先するような。…主はわたしたちに大きな喜び、大きな希望への道を切り拓いてくださったのに！…教会の豊かさはそこに、罪人のところにあります。なぜでしょうか？ なぜなら、あなたが自分を罪人だと感じ、赦しを求めるとき、そうすることによって、あなたは橋を架けるからです。そして橋ができる！ 小さなこと、それこそが豊かさです。それがわたしたちを力づけてくれます。これはわたしが経験したことです。

わたしたちの信仰、わたしたちの豊かさの二本柱は真福八端とマタイです。わたしたちが何をもって裁かれるかがそこに示されています。わたしたちの豊かさはそこにあります。そこにわたしたちは豊かさを探し求めねばならないのです。でも、あなたに言われるでしょうね、この教皇は単純化しすぎると！（笑い）でも、ありがたいことに—

ヴォルトン：单刀直入にうかがいますが、それがあなたの最大の喜びということでしょうか？

教皇：わたしは主と平和を保っています。喜びなら、いっぱいあります。…今まで一度も、ここで、この鳥かごの中で終わるなんて思ったことは一度もありませんよ！（笑い）

ヴォルトン：（笑い）そのユーモアをどうかもち続けてください。ユーモアは知性のショートサーチットですから。皆が理解できます、皆が。

教皇：さらにこうも言えるでしょうね。ユーモアのセンスは、人間的な観点からすれば、神の恩恵に最も近いものだと。

〔訳注より〕

・ジンテーゼ(synthèse)：結合。ヘーゲルの弁証法で、テーゼ(thèse)「正」、アンチテーゼ(antithèse)「反」、ジンテーゼ(synthèse)「合」のうちの、「合」のこと。
・エキュメニカル(フランス語œcuménique、英語ecumenical)：「エキュメニズム」(キリスト教の一致を目指す運動、フランス語œcuménisme、英語ecumenism)の形容詞形。

2. 宗教と政治

ドミニック・ヴォルトン：教会は、今日、グローバル化する世界に対してどのような貢献ができるのでしょうか？

フランシスコ教皇：対話によってです。対話なしでは、今日、何も可能とはならないとわたしは思います。ただし、誠実な対話であること、たとえ面と向かって不愉快なことを言わねばならないとしてもです。誠実な。「ええ、同感です」と言っておきながら、その後でこっそり別の話をするような、そんな対話はいけません。

教会は橋をつくることでもって貢献すべきだとわたしは思います。対話は文化と文化のあいだの「大きな橋」です。たとえば昨日、わたしは九三歳になるシモン・ペレスと五〇分間話しました。彼はビジョンをもった人で、わたしたちの対話はここやあそこに橋をつくることに終始しました。わたしは偉大な人物と向き合っていると感じていました、教会は橋を、いつも橋をつくるべならないというこの思いを共有できる人だと—

…

〔II〕私達当会は、長崎地域の遺跡に付いて、皆様に、以下の提案と要望をしています。

1. 2016年(平成28年)7月17日日曜日13:30～16:00養生所を考える会では、長崎市仁田佐古地区ふれあいセンター第一研修室において、シンポジウム『養生所とその遺構を考える』を開催し、長崎市教育委員会教育総務部施設課長岩永浩氏ほか、90名を超える長崎市民又佐賀県より来訪の方々の御参集があり、皆様に、長崎市が計画する養生所/(長崎)医学校等遺跡での長崎市立仁田佐古小学校校舎等施設建設に関して、“遺跡”である土地や区域と、開発行為によってビルを建てる土地や区域について、それぞれ別の土地や区域に分けて考え行うことを提案しました。

2. 私達当会は、遺跡の保存と開発行為(当該シンポジウムでは遺跡の継承と小学校運営との二つの公益)の調整に関する、「それぞれ別の土地や区域に分けて考え行う」との、基本的な提案と要望について、遺跡と開発が同じ土地に同居(長崎市が云う“併存”)すれば、遺跡及びその環境は開発行為による破壊を免れず、開発は効率と機能に制限を受けざるを得ない、つまり、双方(の公益)が、本来の全き存在や機能、在り方を担保することができず毀損することより、双方(の公益)の本来の全き存在や機能、在り方の保全や実現、即ち“共存”、を念頭に、之を構成しています。

3. 私達当会は、II-1. のシンポジウム以降、皆様に、“養生所/(長崎)医学校等遺跡”的調査・保存・活用・公開・整備に関する、又、2018年(平成30年)12月初頭以降“長崎奉行所西役所等遺跡群”的調査・保存・活用・公開・整備に関する、長崎県知事長崎市長／長崎県議会議長長崎市議会議長への複数の要望書／陳情書、その他資料、会見を以て、双方の遺跡を契機とし之に関係する、時々の発見、見解、又提案と要望をお伝えしています。

4. 2019年(平成31年)1月18日金曜日以降、私達当会は、皆様に、長崎地域の遺跡の存在を基盤に、長崎地域の南部、中部、北部、又、中部については、遺跡である旧市街域及び浦上川河口東岸再開発による新市街域として、それぞれの歴史と遺跡また個別の土地の活用の履歴(遺跡)又はその性格を継承、発展させ、日本遺産/世界遺産の実現を視野に「長崎国際歴史文化都市構想」「日本開国」—日本遺産・世界遺産へ向けて』を提案し要望しています。

私達当会は、当該の提案と要望について、当会の2016年(平成28年)7月のシンポジウムで皆様にお伝えした“遺跡”である土地や区域と、開発行為によってビルを建てる土地や区域について、それぞれ別の土地や区域に分けて考え行うとの基本的な概念を、現代の各区域の性格の考察に反映して、エリア(area)型の歴史的な且つ現代の“都市長崎”的計画の提案と要望を構成しています。

5. 私達当会の提案と要望は、従来、個別の土地において遺跡の保存と開発の調整が行われることについて、広域の区域において計画して対応することにより、遺跡と開発の存在と機能、並びに、土地の利用の履歴(土地への記憶)とその性格(人類の活動空間の構造)の継承と人類の活動の安定、について、それぞれ本来の在り方にに対し欠失なく全きものとして、之を実現しようとするものです。

6. 私達当会は、当該の私達当会の提案と要望の如き、遺跡を基盤とした人類の活動空間の概念とその計画の実現により、人類の活動空間(都市や田園や山林や河川や海洋等)及び人類の活動と認識に、遺跡と歴史と伝統を留保することを、提案し要望します。

〔III〕私達当会は、今回、皆様に、教皇フランシスコとドミニック・ヴォルトン氏の対話集における、多様性についてそれぞれの破壊を避けて全き存在として“共存”するとの基本概念と、私達当会の遺跡と開発についてそれぞれの破壊と制限/毀損を避けて全き存在(及び機能)として“共存”するとの基本概念に、又、遺跡を考えることに対して、共通性を感じる処より、当該の対話集『橋をつくるために現代世界の諸問題をめぐる対話』について、その冒頭より抜粋し紹介させていただきました。

風土と遺跡

－ 養生所／(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より －

2019年(令和元年)7月26日 金曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

『続日本紀』六巻

「和銅六年 五月甲子 畿内七道諸國郡鄉名著幸字其郡内所生銀銅彩色草木禽獸魚虫等物具錄色目及土地沃墮山川原野名号所由又古老相傳舊聞異事載于史籍言上」

(『続日本紀』 ユリウス歴 713年5月30日 畿内七道諸国は、郡郷の名は好き字を著け、その郡内に生ずるところの銀銅、彩色、草木、禽獸、魚虫等の物は具(つぶさ)にその品目を録し、及び土地の沃墮(よくせき)、山川原野の名号の所由(いわれ)、また古老相伝の旧聞異事は、史籍に載せて言上せよ)

(Wikipedia、世界大百科事典 第2版)

日本で「古風土記」ともいう『風土記』は、奈良時代初期の官撰の地誌、元明天皇の詔により、律令国(國)の国府が編纂し、国ごとに地方の文化風土や地勢等を記録して、天皇に献上させた報告書、とされます。

諸国の風土記はおおむね天平年間(729年～749年)までに編纂されたとみられるが、その後中央に提出されたものは滅び、延長三年(925年)に再提出の命が出ている、と云います。

(Wikipedia、ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典の解説)

「風土記」という書名は、中国では後漢の盧植(ろしょく)の『冀州(きしゅう)風土記』をはじめとして『晋書』『隋書』などにみえているが、日本で「風土記」という書名が用いられるようになったのは、平安時代に入ってからである、奈良時代の場合は「解(げ)」(上申文書)の形をとっている、と云われます。

(風土記、上田正昭、日本大百科全書(ニッポニカ)の解説)

以来、日本又その各地域で、官撰、私家版、様々な風土記、地誌が著され、古跡旧跡、その由来が記されてきました。

私達当会は、遺跡について、その国、その地域の自然、歴史、社会、通信交通、即ち、その土地の風土と共にある、と理解します。

私達当会は、風土は、人類の伝統的な事象であり、人類の行動を伴う、と理解します。

私達当会は、遺跡が損壊し破壊される、とは、人類のその地域の伝統的な地域社会が損壊し破壊されること、又、人類のその地域の伝統的な地域社会としての紐帯が、既に、損壊し破壊され消失していること、を示唆する、と理解します。

日本は、381年前、江戸時代、島原の乱の終結以降、230年間、ほぼ、国際上の戦争、相互の干渉、又、内線を停止しました。

私達当会は、私達(日本)の風土は、平和に繋がっている筈、と理解します。

私達当会は、遺跡を保存し、継承し、伝承する、とは、人類の伝統的な地域社会、又、風土、を継承すること、そして、その行為は、私達人類の平和に繋がっている、と認識します。

私達当会は、皆様に、遺跡について、遺跡の認知(存在の把握)、確認(発掘等調査)、現状保存(保存)、遺跡に人々の生活の中での機能を与えること／過去を顧みること(活用、公開、整備)、語り継ぎ関係し行うこと(継承)、を提案し、要望しています。

遺跡は、人々の 生と死 の証です。そして、現代の私達の 生と死 の証、又示標でもあります。

遺跡と建築－『記憶の空間十選』より－文化財

－養生所／(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より－

2019年(令和元年)8月12日 月曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

1. 私達当会は、私達人類の行為は、過去を物語ることができない、と理解します。

私達当会は、私達人類の行為が、物語ることができる事象はそれを物語る個人の現在のみ、と理解します。

私達当会は、私達人類の行為は

関連する既存の共通認識としての文脈(コンテクスト/コンテキスト:context)によって私達人類に、フィクション(fiction:創作)、又は、イリュージョン(illusion:幻影)としての過去を

印象させ(impress)イメージ(image:結像する)させると、理解します。

私達当会は、私達人類が

その事象に、過去を看取することができる唯一の由来は時の経過、この場合、その事象に顕われる、現在と過去の相違、と理解します。

2. 私達当会は、私達人類は

新しく形成する空間又は建築、建造物によって過去を物語ることはできない、と理解します。

私達当会は、私達人類の

新しく形成される空間又は建築、建造物が物語ることができる事象はそれを形成する個人の現在のみ、と理解します。

3. 私達当会は、私達人類の過去を物語ることができる事象は

唯一、遺跡、その他の、時の経過に関する文化財、又は、その文化財的事象の一群である、と理解します。

4. 私達当会は、自然の又人類の事象としての文化財は

人類の芸術(アート:art)に関するか、時の経過に由来する現在と過去の相違に関する(又、人類の学究の世界:アカデミア:academia)、と理解します。



(『記憶の空間十選』:自2019年(令和元年)7月30日火曜日至8月12日月曜日本経済新聞平日朝刊文化欄に東京大学教授羽藤英二氏により十回連載)

遺跡－人類に於ける正統としての 創造と幸福 より

－養生所／(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より－

2019年(令和元年)8月16日 金曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

風土－魂・精神(spirit／spiritus: ラテン語: 息、呼吸、魂、勇気、活気、靈)－多様性

1. 私達 当会は、風土について、その土地の自然と、そこに生活する人類に対し
　　その土地の自然と自然としてのその人類とその人工との関係に於いて
　　長い時間をかけて、醸成され形成された結果として、完成に至ってきた、と理解します。

私達 当会は、その土地の風土、並びに、私達 人類の個人の存在 が
　　私達 人類、人々の魂・精神の基層となる、と理解します。

私達 当会は、私達 人類、人々の魂・精神が
　　私達 人類の人類としての 創造と幸福 の基層となる、と理解します。

2. 私達 当会は、私達 人類について、移動する生命体である、と理解します。

私達 当会は、私達 人類、人々の、私達 人類の社会に於ける
　　多様性(ダイバーシティ:diversity)の認知、又は、容認が
　　私達 人類の人類としての人々の創造と幸福 の基盤となる、と理解します。

3. 私達 当会は、その土地に於ける、自然、又、遺跡、又、歴史、又、文化
　　又、文明(暮らし方)、並びに、その空間上、時間上の、又、その関係とその性格
　　への体験、認知、認識が、私達 人類の 風土の基層 で在り得る、と理解します。

4. 私達 当会は、皆様に、私達 人類に於ける普遍的な正統としての 創造と幸福
　　その深い基層、又は、基盤としての、その土地の自然 並びに 遺跡 並びに 歴史
　　その保存と活用と継承を、提案し要望します。

❖

文明のかたちと長崎、提案と要望

一 養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より

2019年(令和元年)8月21日 水曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

I. 文明のかたち

⇒ 集団化して生存の諸条件を有利にする個体の行動は、微生物から植物、動物に至る迄、凡そ、生物の本能、継承によるか、遺伝子由来の行動類型かとも考え得る処、人類の行動は、果たして、それだけでどうか、対話はどうでしょうか？

私達当会は、人類の個体の自身の都合の実現を動機とする行動の原則は、人類の集団化の原理と密接に関連し、之に対応し、適し、比較的小さな多数の個別の集団を形成して夫々自己の都合の実現を図ると考え得る処、比較的大きな集団化の原理、即ち、公共公益、福祉、公平平等の実現には機能しない、適さない、と理解します。

⇒ 公共公益、福祉、公平平等は、例えば二つの事象を足して二で割る、夫々が不完全な事象を皆が我慢し合うこと、でしょうか？

私達当会は、夫々の公共公益、福祉、公平平等を完全な状態に満足し、その夫々の福祉を皆が夫々より高度に享受すること、即ち、質的に且つ量かに(平準に)最大化する事、その為の工夫、施策、計画、整備、こそ、西洋の近代、即ち、文明の思想である、と理解します。

私達当会は、人類の比較的小さな集団の形成に適する、人類の個体の自己都合の実現を契機とする行動の原則、に対し、人類の比較的大きな関係に適する集団の形成、即ち、公共公益、福祉、公平平等の実現に適する原則は、対話である、と仮定します。

私達当会は、対話は、寄り添うことにより理解が始まり継続が可能となると認識する処、又、理解、和解と変更を前提とする、と理解します。

私達当会は、理解、和解と変更を伴わない、即ち、理解と和解と変更を前提としない対話は、形式であり、空虚であり、時の経過と共に、形骸化する可能性を内包する、と理解します。

私達当会は、その土地の自然とそこに住み生活する人類の働き、活動(又、人工)が、その土地の風土を形成し、その土地の風土はそこに住み生活する人類の魂・精神(spirit/spiritus:ラテン語:息、呼吸、魂、勇気、活気、靈)を醸成し、その土地の風土を基層とする人類の魂・精神が、人々の、私達人類に適する通時的に普遍的な正統としての創造と幸福、その基層であり、即ち、その享受と獲得と実現の契機となる、と理解します。

私達当会は、私達人類について、移動し拡散する生命体である、と理解します。

私達当会は、私達人類、万人が、私達人類に適する普遍的な正統としての創造と幸福、その享受と獲得と実現の契機、を得るために、私達人類、人々の、多様性(diversity)の認知又は容認が基盤となる、と仮定します。

私達当会は、私達人類による、人類の多様性の認知又は容認を、対話がより高度なものにする、と仮定します。

⇒ 風土は、誰がつくるのでしょうか？ 自然？ 貴方？ 私？ 人類？

私達当会は、少なくとも、日本では、中世の後、自然の存在と人類の存在(と活動)に替わって、自然の存在と人類の概念が、日本の、又その各地の、風土をつくり始めた可能性がある、と認識します。

私達当会は、近代では、器械とその技術が、現代では、移動交通インフラストラクチャー(infrastructure:下部構造、社会基盤)とその技術が、インターネット等情報通信処理技術と関係インフラストラクチャーとその技術が、将来には、生命科学とその技術が、さらには、再び、宇宙が(以前とは異なるかたちで)、そして之を可能とする動力とその技術が、その土地の又地球の風土をつくる可能性がある、と推測します。

私達当会は、人類の存在に替わって、人類の概念が、風土をつくり始めたならば、私達人類は、風土を、所与の事象としての風土から、過去に変更され、現在から未来に掛けて、変更可能な風土として、革めて、人類の概念上に把握し之を理解する必然がある、と理解します。

私達当会は、その土地の風土と、そこに住み生活し、風土に醸成された人類の魂・精神(spirit/spiritus:ラテン語:息、呼吸、魂、勇気、活気、靈)を基層とし、人類による、人類の多様性の認知又は容認を基盤とする、人類に適する普遍的な正統としての創造と幸福、の人類の夫々の個体に適する実現、多様性の認知又は容認を基盤とする其れ、その関係と実態を「文化」と仮定します。

私達当会は、人類の夫々の個体、並びに、人類の比較的小さな集団、の相互関係に適する、対話を唯一有効な手段と認識し得る処、人類の比較的大きな関係、集団、に適する公共公益、福祉、公平平等、の実現、その在り方と実態が平和な状態、と認識し得る、その関係と方法と実践と実態を、人類の本来の集団、社会の在り方としての「文明」、又は、人類の本来の在り方としての「文明」のかたち、と仮定します。

私達当会は、[風土ー魂・精神(spirit/spiritus:ラテン語:息、呼吸、魂、勇気、活気、靈)ー多様性、人類に適する普遍的な正統としての創造と幸福の実現、対話]の組合せが、平和の基層となり、西洋の近代の願いである、人類の福祉の質的な且つ量かな(平準な)最大化、の基層と成り、基盤であり、方法であり、実質であり、実態となり得る、と仮定します。

私達当会は、風土について、文化と文明を包括する、と理解します。

II. 長崎

1. 長崎の様子

① 私達当会は、長崎地域に適する、私達人類の活動について、人類の個体の自己都合の実現を契機とする行動の原則によって形成される人類の比較的小さな集団の形成する原理に基づく活動に頻繁に遭遇するかに見える処、一方、公共公益、福祉、公平平等の実現を契機とする行動の原則、即ち、対話、によって形成される、人類の比較的大きな関係に適する集団の形成する原理に基づく活動に遭遇することは、夫々の個人や集団に適する程部分的に限定したものがある程に見える、と仮定します。

⇒ 是は、現在の長崎の風土と云えるでしょうか？ 長崎に適する、又、日本に適する望ましい風土のかたちとして、是でどうか、非でどうか？

⇒ もし、望ましくないならば、どうある状態が望ましいでしょうか？ 望ましい状態にどうしたら到達できるのでしょうか？

② 私達当会は、長崎地域に適する、遺跡の痕跡としての存在について、即ち、その存在の完全性に於いて、近年、際立って、その破壊が、再び、加速しつつあり、表面化し、顕著に、顕在化している、と仮定します。

③ 私達当会は、その土地の社会を構成してきた人類の活動の痕跡、同時に、その土地の風土の形成の基層となってきた、遺跡の破壊の加速に遭遇する時、当該地域に適する、伝統的な地域社会の持てる立つ、伝統的な地域の生と死の社会規範、安寧と約束でもある、長い時の経過を通して完成してきた伝統的なその土地の風土が、現に、破壊され崩壊し既に消失しているか、同時に、現在と将来の伝統的なその土地の風土が破壊され崩壊しつつある、と仮定します。

2. 私達当会の、人類の集団としての社会(又は文明)への仮定 (本紙Iを参照して下さい)

私達当会は、人類にとって、その土地の風土ーその土地の人類の魂・精神(spirit/spiritus:ラテン語:息、呼吸、魂、勇気、活気、靈)ー人類による、人類の多様性の認知又は容認(即ち、文化)、之を基層とする、即ち、人類の夫々の個体での人類に適する普遍的な正統としての創造と幸福の実現、方法としての対話(即ち、文明)、是等が、集団としての社会、世界での、平和の実現、人類の福祉の質的な且つ量かな(平準な)最大化、の基層であり、契機であり、動機であり、持てる為の唯一の方法であり、従つて、本源である、同時に、基盤である、と仮定します。

3. 長崎地域に適する、平和の希望について

私達当会は、長崎市民、並びに、長崎地方の行政体に適する、戦争の災禍についての、又、世界の平和を希求する旨の、言葉が発声され、文章が作成されて提出され上梓され朗読され、資料が整理され保管され展示され継承されているように見える、と仮定します。

III. 提案と要望

1. 長崎地域の遺跡について

(1) 遺跡

① 私達当会は、遺跡について、人類の(過去の)活動の痕跡であり、人工であるが故に人類の芸術(Art:art)に適し、過去に成立した事象故に時の経過に由来する現在と過去の相違に適する、故に、時々の人類の学究の世界(Academia)に適する、是等が、歴史上価値と学術上価値を構成すると理解します。

② 私達当会は、遺跡について、その土地の風土を構成する特異で希少な要素であり、風土の構成要素が、時々の社会の構成と共に、変化し、交代する一方、不变の要素であり、その不変たる属性故に、時の経過に由来する社会と風土の変化と対照し、風土の構成要素としての特異性は際立ち、その土地の人々、又、他の人々によって、ますます、風土の構成要素としての位置付け、風土の涵養にとって、根源であり不可欠の事象としての位置付けを与えられる、と理解します。

(2) 長崎国際歴史文化都市構想

① 長崎地域の遺跡についての、又、之を基盤とする現代の都市長崎への提案と要望として、2019年(平成31年)1月18日 金曜日より『長崎国際歴史文化都市構想』を記していますので、御参照下さい。

② これ等の遺跡群は、いづれも、現在の都市長崎、又、現在の日本への過程、道程によって、歴史上価値を有し、固有であり、世界に特異な遺跡であり、世界に唯一の存在であり、希少であり、貴重な事象であり、学術上価値を有します。

(3) 遺跡の存在の把握、調査、保存(現状保存)、活用、公開、整備、継承について

私達当会は、皆様に、本紙III-1-(1)(2)によって、遺跡について、遺跡の認知(存在の把握)、確認(発掘等調査)、現状保存(保存)、遺跡に人々の生活の中での機能を与えること/過去を顧みること(活用、公開、整備)、語り継ぎ関係し行うこと(継承)、を提案し、要望します。

2. 長崎地域のことについて

(1) 長崎地域に適する平和の実在について

私達当会は、皆様に、長崎地域に適する人類の活動に適する、人類の個体の自己都合の実現を契機とする行動の原則によって形成される人類の比較的小さな集団の形成する原理に基づく活発な活動、に加え、人類にとっての、この土地の風土の涵養ーこの土地の人類の魂・精神(spirit/spiritus:ラテン語:息、呼吸、魂、勇気、活気、靈)ー人類による、人類の多様性の認知又は容認(即ち、文化)による、人類の夫々の個体での人類に適する普遍的な正統としての創造と幸福の実現、同時に、方法としての対話(即ち、文明)による、長崎の社会での平和の実現の様子と実態、即ち、長崎地域に適する平和の実在とその在り方を、長崎を訪れる世界の人々に直接に之を提示し��け、又、情報発信によってその様子を間接的に提示し続けることを提案し要望します。

(2) 長崎地域に適する、その土地の風土の研究、並びに、風土の継承、又は、再建、又は、再構成について

① 私達当会は、皆様に、長崎地域に適する、長崎地域と日本全国、アジア地域、世界との関係、並びに、その過去と現在との関係を基層とする、集団としての社会、関係世界、その変化、即ち、動的な視野に適する、長崎地方、並びに、関係諸地域の、文化と文明の基盤、平和の基層たる、所与の事象としての、変更され、変更可能な事象としての、風土の研究を実現することを、提案し要望します。

② 私達当会は、本紙IIに適する仮定に基づき、長崎地域に適する、この土地の風土の継承、又は、再建、又は、再構成を提案し、要望します。

⇒ 貴方は、長崎地域の風土の意図的な継承、又は、再建、又は、再構成について、貴方の選択が、長崎地域と日本全国、アジア地域、世界との関係に適する、同時に、その過去と現在との関係に適する、貴方が認識可能、又、認識不可能な、多種多様な選択肢のうちから、唯一、望ましいとの根拠を提示できますか？

③ 私達当会は、長崎地域に適する、遺跡の遺跡としての存在、人類の世界に適する唯一の過去の事実、の現存の提示と、風土の研究と、情報と認識の共有による、長崎地域と日本全国、アジア地域、世界との関係に適する、同時に、その過去と現在との関係に適する、長崎地域と日本全国、アジア地域、世界の、夫々の地域の人々による、自律的な風土の継承、又は、再建、又は、再構成を期待し、その実現を仮定し、之を提案し要望します。

(3) その他

私達当会は、皆様に、本紙に適する仮定、及び、提案と要望について、日本の近代、即ち、西洋文明、の黎明と自覚する長崎地域に適する、その現実世界に適する、是を実現し、是に拘り、彼を、世界に向けて、その現実性を、実証し提案すること、を提案し要望します。

⇒ 私達人類は、今、もう一度、人類の存在の根底に流れる、事象の存在の草創を、考察し、把握し、理解し、行動する努力を、回復すべきではないでしょうか？

私達当会は、長崎を訪れる世界の人々にとっての、本紙に適する長崎の眼前の事実が、ひいては、世界の人々に強い印象を与える、と推測します。

私達当会は、この、世界の人々の内なる印象が、長崎に、又、日本に、成果をもたらす、と仮定します。

2019年(令和元年)8月23日 金曜日

『文明のかたちと遺跡の保存と継承』

今日、地球の人類世界は、数と効率と契約を正義とする関係が破綻し、崩壊している様に見えます。又、関係の新しい均衡(balance:バランス)に移行しようとしているのでしょうか?

私達 人類は、今、もう一度、人類の存在の根底に流れる、事象の存在の尊厳を、考察し、把握し、理解し、行動する努力を回復すべきではないでしょうか?

私達 当会は、その土地の風土、人類の魂・精神(spirit/spiritus:ラテン語:息、呼吸、魂、勇気、活気、靈)、多様性、創造と幸福、文化、対話、平和について、下記(参考資料)理解し、遺跡を、風土の基層と捉え、故に、人類の文化と文明、又、平和にとって、自然の存在と、人類の存在とその活動と共に、最も深部の根源としての基層をなす、との理解より、皆様に、遺跡について、遺跡の認知(存在の把握)、確認(発掘等調査)、現状保存(保存)、遺跡に人々の生活の中での機能を与えること／過去を顧みること(活用、公開、整備)、語り継ぎ関係し行うこと(継承)、を提案し要望しています。

参考資料

『文明のかたちと長崎、提案と要望』 — 養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より
2019年(令和元年)8月21日 水曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

I. 文明のかたち より抜粋

.....

私達 当会は、その土地の風土と、そこに住み生活し、風土に醸成された人類の魂・精神(spirit/spiritus:ラテン語:息、呼吸、魂、勇気、活気、靈)を基層とし、人類による、人類の多様性の認知又は容認を基盤とする、人類に於ける普遍的な正統としての創造と幸福、の人類の夫々の個体に於ける実現、その関係と実態を「文化」と仮定します。

私達 当会は、人類の夫々の個体、並びに、人類の比較的小さな集団、の相互関係に於ける、対話を唯一有効な手段と認識し得る処の、人類の比較的大きな関係、集団、に於ける 公共公益、福祉、公平平等、の実現、その在り方と実態が平和な状態、と認識し得る、その関係と方法と実践と実態を、人類の本来の集団、社会の在り方としての「文明」、又は、人類の本来の在り方としての「文明」のかたち、と仮定します。

私達 当会は、[風土ー魂・精神(spirit/spiritus:ラテン語:息、呼吸、魂、勇気、活気、靈)ー多様性、人類に於ける普遍的な正統としての 創造と幸福 の実現、対話]の組合せが、平和の基層となり、西洋の近代の願いである、人類の福祉の質的な且つ豊かな(平準な)最大化、の基層と成り、基盤であり、方法であり、実質であり、実態となり得る、と仮定します。

II. 長崎 1. 長崎の様子 ②③を抜粋

②私達 当会は、長崎地域に於ける、遺跡の遺跡としての存在について、即ち、その存在の完全性に於いて、近年、際立って、その破壊が、再び、加速しつつあり、表面化し、顕著に、顕在化している、と仮定します。

③私達 当会は、その土地の社会を構成してきた人類の活動の痕跡、同時に、その土地の風土の形成の基層となってきた、遺跡の破壊の加速に遭遇する時、当該地域に於いて、伝統的な地域社会の拠って立つ、伝統的な地域の生と死の社会規範、安寧と約束でもある、長い時の経過を通して完成されてきた伝統的なその土地の風土が、現に、破壊され崩壊し既に消失しているか、同時に、現在と将来の伝統的なその土地の風土が破壊され崩壊しつつある、と仮定します。

III. 提案と要望 2. 長崎地域のことについて

(2)長崎地域に於ける、その土地の風土の研究、並びに、風土の継承、又は、再建、又は、再構成について ③を抜粋

③私達 当会は、長崎地域に於ける、遺跡の遺跡としての存在、人類の世界に於ける唯一の過去の事実、の現存の提示と、風土の研究と、情報と認識の共有による、長崎地域と日本全国、アジア地域、世界との関係に於ける、同時に、その過去と現在と未来との関係に於ける、長崎地域と日本全国、アジア地域、世界の、夫々の地域の人々による、自律的な風土の継承、又は、再建、又は、再構成を期待し、その実現を仮定し、之を提案し要望します。

(3)その他 より抜粋

.....

⇒ 私達 人類は、今、もう一度、人類の存在の根底に流れる、事象の存在の尊厳を、考察し、把握し、理解し、行動する努力を、回復すべきではないでしょうか?

2019年(令和元年)8月24日 土曜日

『建築と遺跡』

新しい建築、建造物は、その建造者(又はその関係する社会)の今を語る事象です。

遺跡は、過去の、遺跡の成立以前、又、成立以降の事実であり、当時の自然、人類、人工、建造物、その在り方を包括し、諸般の関係する過去を示し、物語る事象です。

新しい建築、建造物が、建造者(又はその関係する社会)の今を語るが故に、遺跡は遺跡たり得え、新しい建築、建造物と遺跡は、空間構成とその構造は同質ですが、人類にとって、両者は異質の存在です。

私達 当会は、概念上、存在上、又、社会の先例として、新しい建築、建造物と遺跡を混同してはならない、と理解します。

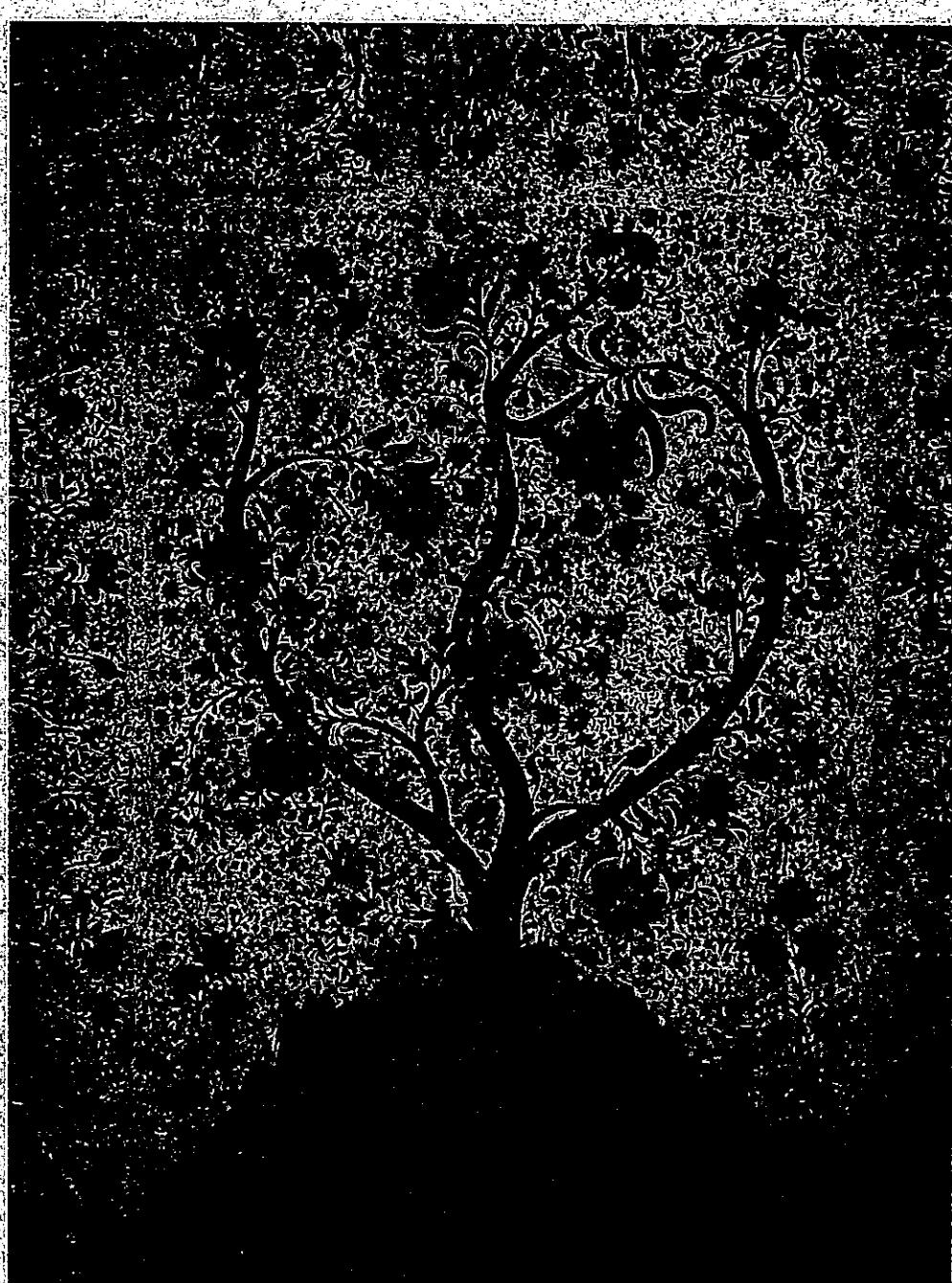
遺跡は、人類の個体の寿命を越えて存在し続けます。

私達 当会は、当代の便宜を優先して、新しい建築、建造物と遺跡を混同し、又、遺跡を破壊してはならない、と理解します。

私達 当会は、当該事象について、皆様に、以下、具体的に、提案し要望しています。

WE are
遺跡を破壊 NO !
遺跡にビル NO !
遺跡に道路 NO !
遺跡を伝える GO !!
未来へ

2019年(令和元年)7月23日 火曜日 養生所を考える会



「生命の樹」

アジアの大衆芸術十選

九州大学教授 後小路雅弘

(10)

要素を混ぜ合わせ、世界の源としての「生命の樹」を中心据えた現実にはどこにもない幻想のアジア。ヨーロッパのお屋敷の壁面を咲き乱れる花々、枝を伸ばす山上の巨大な樹木。鳥たちは歌い、獣たちは駆ける。香しい空気、雅やかな音楽が満ちる幸福な風景。「樂園」とも見えるこの風景はどうなのが。ヨーロッパはアジアに憧れ、その珍しい産物を求め、強力な武器を手に、遠い海をやってきた。持ち帰られた珍奇な品々はさらに欲望を煽り、異国趣味が最新の流行となつた。となつた。

英國東インド会社のインドから、の輸入品の花形は綿製品である。やがて、もっと過剰な異国情緒が求められるようになる。ひとつは、「インド」といふよりヨーロッパによる「幻想」なのである。(1)

（1）アーチー・ラマ・カーリー著『アーチーのアート』（岩波新書）

【…わたしたちがそこに見ているのは「インド」というよりヨーロッパによる「幻想」なのである。】

……樂園とも見えるこの風景は、どこなのかな。

ヨーロッパはアジアに憧れ、その珍しい産物を求め、強力な武器を手に、遠い海をやってきた。

持ち帰られた珍奇な品々はさらに欲望を煽り、異国趣味が最新の流行となつた。

……人は、つねに真実よりは身勝手な幻想を好むものだ。

この更紗(染織)は、インドや中国、アフリカなどのさまざまな要素を混ぜ合わせ、世界の源としての「生命の樹」を中心に据えた、現実にはどこにもない幻想のアジア、ヨーロッパのお屋敷の壁面を飾るために、英国人が過剰な異国趣味で味付けしてデザインし、インドで現地生産された「インド更紗」なのだ。

わたしたちがそこに見ているのは「インド」というよりヨーロッパによる「幻想」なのである。

私達 人類は、幾つもの“身勝手な幻想”や“xxによる「幻想」”を胸に抱いて、走り続けているのではないでしょうか？

私達 当会は、遺跡について、人類に関する事象のうち、唯一、再確認できる“事実”である、と理解します。

私達 当会は、皆様に、遺跡、人類に於ける普遍的な正統としての創造と幸福、並びに、平和の最も深い基層で在り得るその存在について、遺跡の認知(存在の把握)、確認(発掘等調査)、現状保存(保存)、遺跡に人々の生活の中での機能を与えること／過去を顧みること(活用、公開、整備)、語り継ぎ関係し行うこと(継承)、を提案し、要望しています。

私達は、私達の活動の空間に於いて、この土地の遺跡が送り続けるメッセージを受けとめることが出来ているでしょうか？ 遺跡は、人々のそして現代の私達の生と死の証です。

『アジアの大衆芸術十選』より－変容と表現、変化

－養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より－

2019年(令和元年)8月28日 水曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

『アジアの大衆芸術十選』九州大学教授 後小路雅弘

〔第1回〕アジア各地で民衆のパワーが生んだ多様な表現を紹介したい。ようこそ、大衆芸術の世界へ

◇

バングラデシュの都市を疾走する庶民の足、リキシャ。過剰なまでに車体を彩るきらびやかでチープな飾り、派手な色彩、そしてキャッチャーな絵。その姿は「花嫁の華やかさ」にもたとえられ、見るものの目をひきつけて止まない。……

〔第3回〕異文化の「出会い」は、ことばの美しさとは裏腹の、政治的権力の衝突であり、敗者には屈従と迎合を強いる。
しかし、それは、したたかに新たな美の魅力を生み出すきっかけでもあるのだ。

〔第10回〕インド:更紗(染織)、木綿:「生命の樹」:1780~1810年

……人は、つねに真実よりは身勝手な幻想を好むものだ。

この更紗(染織)は、インドや中国、アフリカなどのさまざまな要素を混ぜ合わせ、世界の源としての「生命の樹」を中心に据えた、現実にはどこにもない幻想のアジア、ヨーロッパのお屋敷の壁面を飾るために、英国人が過剰な異国趣味で魅付けしてデザインし、インドで現地生産された「インド更紗」なのだ。わたしたちがそこに見ているのは「インド」というよりヨーロッパによる「幻想」なのである。

:身勝手な幻想、ヨーロッパによる幻想

〔第9回〕中国 清朝 広州等:象牙に油彩:「マカオのプライア・グランデ」:1820年代頃

:貿易土産

〔第3回〕インド ムガル朝:水彩、紙:「マハーラージャー・サー・マドー・シンIIの二人の高官」:1880年頃

:衰退、新しいパトロン

〔第5回〕中国 上海:オフセット、紙:アンカービールのポスター:1930年代

:大量生産、大量消費の資本主義経済、繁栄と享楽、舶来品、「近代的な生活」という幻、大衆の欲望、内戦、資本主義から共産主義へ

〔第2回〕英領マラヤ:ホーロー看板(シンガーミシン):1950~60年代

:売るシステムを構築し世界を席巻、憧れの「近代生活」、独立国家建設の夢

〔第8回〕ベトナム ハノイ:抗米プロパガンダポスター、水彩、紙:「すべては勝利のために」:1965.~73年頃

……フランスの画家タルヌーが25年にハノイに開校していたベトナム国立美術学校は対仏戦争中、山間地に疎開して後進を育て続けた。

対米戦争では、画家たちはもちろん、美術学校の生徒たちも、こぞって抗米プロパガンダ・ポスターの制作に参加したという。

当時のポスターは印刷ではなく、お手本から人海戦術の手作業で描き起したものだ。……

:抗米プロパガンダ、今日、ハノイでは対米戦争の宣伝ポスターが、大量に複製印刷され、みやげ物として売られている。

〔第6回〕モンゴル:アップリケ、絹:ヤダムスレン＆ルーニヤ夫妻「多くの民族」:1969年

:社会主義体制下の宗教弾圧

〔第4回〕インド北東部ビハール州ミティラー地方:ミティラー画、コンクリート擬似壁・ナチュラルカラー

:ボーワ・デーヴィー「太陽神スーリヤ」:1992年

:現金収入

〔第1回〕バングラデシュ:「リキシャ」:1994年

:地方から都会へ、若者の時に満たされることのない夢や欲望

〔第7回〕インド/バングラデシュ ベンガル地方:ノクシカンタ、布、刺繍:スレイヤ・ラーマン「民話(ルパトシャジュ)」:2000年

:独立戦争で夫を亡くした女性の自立

私達 当会は、当該記事に於ける1780年頃から2000年までの10件の事例によって
私達 世界の人類が、相互に、改変を企図し、行い、之を受け入れ、変容し、再生産し
変化しつつある、と理解します。

私達 当会は、遺跡について、人類に関する事象のうち、唯一、再確認できる“事実”である、と理解します。

私達 当会は、人類の企図により意図的に変化する直接、間接に確認できる現代の諸事象と、変化せず存在し続けることにより、誰でも、いつでも、再確認できる、人類に関する(過去の)“事実”である遺跡、の双方の事象が欠けることなく推移し又は存在することにより、私達 人類、より多くの人々が、その比較又対照のうちに、人類の姿を、より的確に把握することが可能となり、この事象が又は契機として、未来の人類の創造と幸福と人類社会の平和を、人類にとって望ましいものにする、と理解します。

今日、長崎地域では、建物の改廃(scrap and build)に伴い、遺跡の意図的な破壊が、再び、加速しつつあるように見えます。

今日、人類の世界では、改変と変容と変化が、人類の世界の地球の隅々まで行き渡りつつあるように見えます。

私達 人類は、唯一、客観的に再確認できる人類の事実である遺跡、身近な遺跡、を失い、皆が、過去を顧み確認することなく
唯、変化への夢と欲望と幻想の無限軌道を、ひた走り始めるのでしょうか?

私達 当会は、皆様に、遺跡、人類に於ける普遍的な正統としての創造と幸福、並びに、平和の最も深い基層で在り得るその存在について、遺跡の認知(存在の把握)、確認(発掘等調査)、現状保存(保存)、遺跡に人々の生活の中での機能を与えること
／過去を顧みること(活用、公開、整備)、語り継ぎ関係し行うこと(継承)、を提案し、要望しています。

❖

一 養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より一

「長崎国際歴史文化都市構想」“日本開国”－日本遺産・世界遺産へ向けて

2019年(平成31年)1月18日 金曜日

養生所を考える会 代表 池知和恭

平地に住める街づくり

～市街維持の合理性～コンパクト・シティ概念

長崎国際歴史文化都市構想

斜面地保全

①森林・畠地への還元 ②市街保全

南部

長崎国際第二中華街構想

柳埠頭

[第二バース(birth)][開発型観光]

- 行政による第二バース(birth)形成
- 中国・香港・シンガポール・華僑資本による一帯の自由な観光開発

日本遺産/世界遺産とする

旧市街域

[遺跡/景観][生活文化]

〈土地の利用の履歴の性格の継承〉 旧市街・旧港の環境と由来と風土を背景に特色ある街作りを行う。その基盤を整備する。

- 先史時代/古代福田氏/中世肥前丹治比氏 等遺跡群

弥生遺物散布遺跡/弥生以前から中世の墓域である永崎の岬・鶴城と城下と肥前丹治比・長崎氏の館

「都市長崎遺跡」

ローマ・カトリックと大村氏による城塞都市及び之を継承する長崎奉行在所の近世城下町そして情報と軍事と交易の都市の姿

長崎総町八十町と“機能地点”：台場・陣屋・出島・新地倉地・唐人屋敷・大浦・時津・茂木・矢上・福田・潜伏切支丹居住区/中川カルルス/街道・旧道/船着

台場遺跡/陣屋遺跡(保存と活用/整備)・「長崎奉行所西役所等遺跡群」(“土地の造形”の再建/遺跡保全を前提に、長崎奉行所西役所等遺跡(公園又は西役所再建)“和の空間”として活用)・大波止遺跡(長崎くんち大波止とし活用、旧長崎警察署の現状保存又は移築保存)・築地遺跡(既存機能を視野に小規模迎賓館、小規模レストラン、能舞台を設置)・「養生所/(長崎)医学校等遺跡」及び「長崎病院遺跡」(“土地の造形”の再建、石造建物基壇再建)・魚の町長崎市公会堂跡旧市街今紺屋町中紺屋町本大工町遺跡(段丘状の“土地の造形”をそのままに催事広場に活用)・「小曾根家造営遺跡」(南山手海岸・小曾根修船場遺跡迄を在来産業を保全し漸次マリーナに)・長崎奉行所西役所等遺跡群～出島遺跡から小曾根修船場遺跡迄を在来産業を保全し漸次綠地帯で連絡

・歴史

・生活文化

・市民活動

・長崎市役所/議会/長崎県勤労福祉会館/長崎地区労働福祉会館跡一帯での市民活動拠点としての国立人文学芸術地理学自然科学応用科学総合博物館/劇場/写真美術館/各種工房/会議室複合施設設置、「魚の町長崎市公会堂跡旧市街今紺屋町中紺屋町本大工町遺跡」催事公園の一体運用

立山の長崎県立図書館長崎図書館跡への長崎地域の文化行政の司令塔としての長崎県立図書館長崎本館の設置

遺跡を活かす

『長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産』

台場遺跡/陣屋遺跡

長崎の岬の石垣石段群等、古代中世及び都市長崎遺跡の主要な“土地の造形”一遺跡一を国指定文化財に！！

2019年(平成31年)1月27日日曜日 長崎新聞 声高 伊藤昇氏意見より追記(改訂1)

“日本開国”

小曾根家造営遺跡

南山手・東山手外国人居留地遺跡群

モニュメント/記念碑から生活・理解・哲学・倫理・創造の礎に

日本開国以前 - 日本開国 - 日本開国以後

旧石器時代-新石器時代-古代-中世-神話-仏教-物語-禅宗-儒教-道教-ローマ・カトリック-イスラム教-近世-神道-プロテスタン-近代-自然科学-応用科学-医学-工学-数学-工業-人文学-哲学-美学-近代の終焉-現代-未来-連續性-断裂-忘却-日本-アジア-世界

文化財-【人類とは何か】

一人類と共に在る文化財-

日本遺産～世界遺産

日本開国以前 - 日本開国 - 日本開国以後

『明治日本の産業革命遺産』

大浦天主堂

養生所/(長崎)医学校等遺跡-『世界遺産』へ

現状/旧態/位置	構想	遺跡について			方針/活用/備考	
		名称(仮称)	資産	調査/整備		
北部 「長崎原子爆弾被爆遺跡整備構想」	平和公園 「長崎原子爆弾被爆遺跡 平和公園」	「長崎原子爆弾被爆遺跡 平和公園」	・古代から近代の生活の遺跡 ・古代から近代“土地の造形” (土地の利用上の形姿や道路や路地の形姿) ・建造物の痕跡 (長崎刑務所浦上刑務支所 住居、集落 等) ・長崎原子爆弾被爆遺跡 等 (~不詳)	・調査指導委員会の設置 ・世界からの学術者の参加 ・行政上活用目的調査の実施 ・学術調査の実施 ・“土地の造形”的再建 ・盛土による遺跡保全 ・埋蔵文化財・地表の複製 ・国指定文化財(重要文化財・史跡等)とする ・日本遺産、世界遺産とする	長崎原子爆弾被爆の様子や爆心地を提示する。 ・遺跡の調査と保存と整備を第一義とする。 ・漸次遺跡調査整備する。 ・都市のオープン・スペースを形成する。 ・空地に現代の機能建物を建造しない。 ・現代機能建物にピロティ構造を採用する。 ①被爆遺骨搜索 ②(一般的には現地にて遺骨収集し埋葬する)各遺骨検出地点直下地下での当該遺骨展示と展示地点連絡地下通路形成による遺骨遺跡提示整備 ③原爆被爆遺跡としての遺跡調査、地上/地下双方の遺跡を対象とする保存と活用と整備と公開と継承 ④地上/地下遺跡の双方を保全するための開発事業におけるピロティ構造の採用 ⑤一連の遺跡の活用整備として爆心である上空500mへの鉄塔による展望台の設置	
	爆心地公園 「長崎原子爆弾被爆遺跡 爆心地公園」	「長崎原子爆弾被爆遺跡 爆心地公園」				
	三菱重工業株式会社 長崎造船所 茂里町工場 長崎県庁 JR九州 長崎駅 大型駐車場 西部ガス株式会社 事業所 中小事業所 (長崎駅～三菱重工業株式会社長崎造船所茂里町工場跡一帯)	「長崎地域古代中世生活遺跡」「近世近代生活遺跡」「近世築地近現代埋立遺跡」「長崎原子爆弾被爆遺跡」「新市街域」 - 浦上川東岸河口域 -	「長崎地域古代生活遺跡」「中世近世近代生活遺跡」「近世築地近現代埋立遺跡」「長崎原子爆弾被爆遺跡」			
	北部 [浦上キリスト教の里構想] 浦上教会 住宅地等	「浦上キリスト教の里(遺跡群と教会)」	「浦上キリスト教の里遺跡群」	・古代から近代の生活の遺跡 ・古代から近代“土地の造形” (土地の利用上の形姿や道路や路地の形姿) ・浦上等教会と一緒に本尾の山城・石神の石切り場集落と石工・家野郷・サンタ・クララ教会等遺跡・十字架山遺跡・三ツ山方面集落・浦上川・櫻山・岩屋山・帆場岳等	浦上キリスト教の里としての遺跡の歴史的な様子や実態を提示する地区に関する博物館を整備する(例:現在の「浦上キリスト教資料館」等) [信教の自由の獲得]が主題の一つとなる	
		別紙『中部:「長崎歴史文化都市構想 -創造環境の共有(share)-」の提案と要望の具体案の展開』による				
南部 「長崎国際第二中華街構想」	柳埠頭 ・日本通運 ・長崎食糧倉庫 ・長崎港湾運輸 ・清水商会 ・住友金属钢管倉庫 ・漁船装備品工業協組 ・長崎バス営業 ・長崎市南署 ・長崎港湾空港整備事務所 等	「長崎国際第二中華街」「近世築地近現代埋立遺跡」	「近世築地近現代埋立遺跡」	・近世築地近現代埋立遺跡 ・等 (~不詳)	・行政上活用目的調査の実施 ・学術調査の実施 ・“土地の造形”的再建 ・盛土による遺跡保全 ・埋蔵文化財・地表の複製 他	[第二バース(birth)] [開発型観光] ・行政による第二バース(birth)形成 ・中国・香港・シンガポール・華僑資本による一帯の自由な観光開発 ・遺跡地では現代機能建物にピロティ構造を採用する。

(1 / 1)

現状/旧態/位置		構想	遺跡について			方針/活用/備考	
旧市街域 （I） 長崎地域 及び 長崎への訪問者受け入れの歴史的長崎のランドマーク地区	名称(仮称)	名称(仮称)		資産	調査/整備	先史人類の関わりのある永崎岬の遺跡・歴史・重層性・証微・記念する。 ・遺跡の調査と保存と整備を第一義とする。 ・都市のオープン・スペースを形成する。 ・進路より一義的に空地とし、二義的に長崎奉行所西役所の再建を視野に入れる（①東洋伝統されたとされる埋蔵文化財が一致する考え方②本邦古墳等補完資料が複数存在することにより「和の空間」として活用。 ・現代の機能建物を建造しない。	
		現状	構想	資産	調査/整備		
旧長崎県庁 (江戸町2番)	「永崎の岬記念遺跡公園」	「長崎奉行所西役所等遺跡群」 長崎奉行所等遺跡	・遺跡 ～記念物～埋蔵文化財 (造成/石垣等“土地の造形”)	・調査指導委員会の設置 ・学術/活用目的調査の実施 上層部道路が希薄な場合中世近世土木造成遺跡として遺跡活用石垣再建修築を視野に深層部調査を行う。 ・“土地の造形”の再建 ・盛土による遺跡保全 ・埋蔵文化財の地表での複製 ・国指定文化財とする他	最初の大波止を記念する。 ・江戸町1番の事業所を漸次新市街域等に移転する。 ・漸次遺跡調査整備する。 ・遺跡の調査と保存と整備を第一義とする。 ・都市のオープン・スペースを形成する。 ・長崎くんちの御旅所を旧復する。 ・現代の機能建物を造達しない。		
市街/道路/旧長崎警察署 (江戸町1番、江戸町2番)	「大波止遺跡公園」 ・長崎くんち御旅所の旧復	「長崎奉行所西役所等遺跡群」 大波止遺跡	・遺跡 ～埋蔵文化財 (造成/石垣等“土地の造形”)	・調査指導委員会の設置 ・学術/活用目的調査の実施 上層部道路が希薄な場合中世近世土木造成遺跡として遺跡活用石垣再建修築を視野に深層部調査を行う。 ・“土地の造形”の再建 ・盛土による遺跡保全 ・埋蔵文化財の地表での複製 他	大正期竣工の長崎警察署 建物	建築の建築当初状態への復原	大正期長崎警察署を記念する。 ・現状保存又は大波止交差点南西隅に移築保存。 ・警察博物館/御朱印船博物館等に活用する。
		「長崎警察署遺跡」					
		「文明堂総本店」	文明堂総本店 建物	現状保存		・現状保存又は大波止交差点南西隅又旧長崎警察署を大波止交差点南西隅に移築保存する場合は大波止交差点北西隅に移築。	
市街/道路/江戸町公園 (江戸町1番、江戸町2番一帯)	「江戸町築地遺跡公園」 ・一帯の庭園機能を視野 ・小規模の迎賓館 ・小規模のレストラン	「長崎奉行所西役所等遺跡群」 江戸町築地船番長屋遺跡	・遺跡 ～埋蔵文化財 (造成/石垣等“土地の造形”)	・調査指導委員会の設置 ・学術/活用目的調査の実施 上層部道路が希薄な場合中世近世土木造成遺跡として遺跡活用石垣再建修築を視野に深層部調査を行う。 ・“土地の造形”の再建 ・盛土による遺跡保全 ・埋蔵文化財の地表での複製 他		旧江戸町築地等を記念する。 ・江戸町2番一帯の事業所を漸次新市街域等に移転する。 ・漸次遺跡調査整備する。 ・遺跡の調査と保存と整備を第一義とする。 ・都市のオープン・スペースを形成する。 ・長崎くんちの御旅所を旧復する。 ・遺跡保全上可能ならば縦地を形成する。 ・立地の性格により最小限の機能施設を設置する。 ・現代機能建物にビロティ構造等を採用する。	
出島遺跡	「出島遺跡」整備	「出島遺跡」	・遺跡～埋蔵文化財	・“土地の造形”の再建		出島を記念する。	
旧長崎県警本部 日本生命ビル跡 (万才町4番)	イエズス会による記念聖堂 設置 ・大きくはない「教会堂」 ・「歴史研究資料館」	※岬の先端の外浦町のポルタル系マカオ由来のイエズス会のサン・パウロ教会といえども、イエズス会日本本部に対して、当該土地南東に岬の丘の中央道路を挟む外浦町にはスペイン系フィリピン由来の托鉢修道会と地域司祭のサン・ペドロ教会があった。 当該土地南東端は当時の外浦町にあたる。	・遺跡(～不詳)	・調査指導委員会の設置 ・学術/活用目的調査の実施 上層部道路が希薄な場合中世近世土木造成遺跡として遺跡活用石垣再建修築を視野に深層部調査を行う。 ・“土地の造形”の再建 他	ローマ・カトリックとイエズス会の活動を記念する。 ・遺跡の調査と保存と整備を第一義とする。 ・現代機能建物にビロティ構造等を採用する。 ☆永崎の岬記念遺跡公園の隣接地への当該施設の設置は当該公園地の性格につき歴史上の現実感(reality)を与える。		
国道34号線 長崎家庭裁判所 長崎簡易裁判所 (万才町6番南部)	「大村町高島秋帆本邸遺跡公園」 敷地の一角に ・「古代中世永崎記念館」 ・「高島秋帆記念館」 ・「近代医学歴史資料館」	「万才町遺跡」 中世遺物散布遺跡 高島秋帆本邸遺跡 大村町の医学伝習所遺跡 ※第二次海軍伝習において松本良順とポンペ連が西役所の一室に医学伝習を成立させた後四十二日以内に之は大村町の医学伝習所に移転し、ポンペは約五年間の長崎滞在のうち三年八か月ほど当該医学伝習所を拠点に伝習生を指導し長崎に種痘を復活させ日本で最初の人体解剖実験を実現しペスト流行と梅毒への対応の指揮をとり人々に医療を施し、佐古の養生所を開所に伴い拠点を養生所に移転しました。	・遺跡(～不詳) ・出土遺物 (過去の行政上の発掘調査で「万才町遺跡」より中世の五輪塔残欠を検出、「興善町遺跡」より弥生後期の石棺墓底部又中世の五輪塔残欠を検出、永崎の岬一帯が古代以前より中世にかけて地域の墓域であったと想定できます。)	・調査指導委員会の設置 学術/活用目的調査の実施 上層部道路が希薄な場合中世近世土木造成遺跡として遺跡活用石垣再建修築を視野に深層部調査を行う。 ・“土地の造形”の再建 ・盛土による遺跡保全 ・埋蔵文化財の地表での複製 他	古代中世の永崎と最初の六町と後世の推移を記念する。 ・漸次遺跡調査整備する。 ・土地の性格により漸次最小限の現代機能施設の設置を行う。 ・現代機能建物にビロティ構造を採用する。 (「近代医学歴史資料館」については、当地に実現する迄、仮に当該資料館を長崎大学構内に設置する、順天堂大学が「日本医学教育歴史館」、九州大学が「医学歴史館」、広島大学が「医学資料館」、東京女子医科大学が「吉岡彌生記念室」、大阪医科大学が「歴史資料館」、明治大学が「法・医・倫理の資料館」を所有、新潟県に「医の博物館」等の実例がある。) ☆当該地の現代機能施設は当該地一帯の遺跡と歴史の性格につき歴史上の現実感(reality)を与える。		

(1 / 3)

現状/旧態/位置	構想	遺跡について			方針/活用/備考	
		名称(仮称)	資産	調査/整備		
旧市街域 長崎の風土及び人類と宇宙の普遍性を提示、個別の歴史的長崎の姿の提示 一 長崎水辺の森公園一帯	長崎市役所/市役所別館 長崎市議会 長崎県勤労福祉会館 長崎地区労働福祉会館跡 桜町市営駐車場/桜町公園一帯 (桜町地内一帯)	「国立人文学芸術地理学自然科学応用科学総合博物館 劇場 写真美術館 各種工房 会議場 公文書館複合施設」	「永崎の丘国立総合博物館/美術館/劇場/アトリエ/会議場」	・遺跡(~不詳) 古代から中世の墓域の可能性 キリスト教時代の墓地 後に桜町牢 の遺跡の遺存が想定できる。	調査指導委員会の設置 学術/活用目的調査の実施 上層部遺跡が希薄な場合中世近世土木造成遺跡として遺跡活用石垣再建事業を視野に深層部調査を行う。 ・“土地の造形”の再建 ・盛土による遺跡保全 ・埋蔵文化財、地表での複製他	宇宙と地球の自然と人類の活動と世界と日本と長崎の遺跡と歴史を記念し紹介する。 一帯で市民活動拠点と位置付ける。 【当該施設を東に隣接する今紺屋町中紺屋町本大工町遺跡記念催事広場公園】と一体運用し市民活動の拠点と位置付ける。】 ・遺跡の調査と保存と整備を第一義とする。 ・当該施設で長崎地区や旧市街域での遺跡と連携し遺物の出土状況を説明する。 ・長崎県勤労福祉会館、及び、長崎地区労働福祉会館が入居する。 ・現代機能建物にピロティ構造を採用する。
旧長崎市公会堂 旧公会堂前公園 (魚の町4番) 【長崎市が当該地に長崎市新庁舎の建設設置を計画中 ・新市街域一浦上川河口東岸域 欄の構造項を御参照下さい】	「今紺屋町中紺屋町本大工町遺跡記念催事広場公園」	「魚の町長崎市公会堂跡旧市街 今紺屋町中紺屋町本大工町遺跡」	・弥生後期土器残欠散布遺跡 ・近世市街町屋遺跡 ～記念物～埋蔵文化財 (西へ下る段丘状の“土地の造形”)	・調査指導委員会の設置 学術/活用目的調査の実施 上層部遺跡が希薄な場合中世近世土木造成遺跡として遺跡活用石垣再建事業を視野に深層部調査を行う。 ・“土地の造形”の再建 ・盛土による遺跡保全 ・埋蔵文化財、地表での複製他	古代生活旧市街を記念する。 一帯で市民活動拠点と位置付ける。 【当該旧市街遺跡を記念し、西へ緩やかに下る“土地の造形”をそのままに活かし、長崎くんち等催事広場として活用する。 当該公園を西に隣接する「国立人文学芸術地理学自然科学応用科学総合博物館/劇場/写真美術館/各種工房/会議室 複合施設」と一体運用し市民活動の拠点と位置付ける。】 ・遺跡の調査と保存と整備を第一義とする。 ・都市のオープン・スペースを形成する。 ・現代の機能建物を建造しない。	
旧長崎県立図書館長崎図書館 諒訪神社 諒訪公園	長崎県立図書館長崎本館 「能舞台」の再建(嘉永年間に焼失) 「諒訪の森 安禅寺遺跡公園」	「長崎奉行所立山役所遺跡」 馬見所遺跡 「諒訪神社等遺跡群」 「諒訪の森 安禅寺遺跡公園」	・遺跡(~不詳)	・調査指導委員会の設置 学術/活用目的調査の実施	長崎地域の文化行政の司令塔と位置付ける。	
旧小曾根家及び関連一帯	「小曾根家造営遺跡公園」 ・小曾根家博物館	「小曾根家造営遺跡」 「炭坑舍遺跡」	・遺跡(~未詳)	・調査指導委員会の設置 学術/活用目的調査の実施 ・“土地の造形”的再建	日本初近代富国産業記念。 佐賀藩の高島採炭を記念する。 炭坑舍、夕顔丸を記念する。	
旧長崎市立佐古小学校地及び周辺地	「養生所/(長崎)医学校等遺跡公園」	「養生所/(長崎)医学校等遺跡」	・遺跡 ～記念物～埋蔵文化財	・調査指導委員会の設置 ・調査実施 遺跡原状回復/再建	養生所/精得館/(長崎)医学校/梅毒病院・小島病院記念。	
住宅地(旧橋本大徳園)	「大徳寺庫裏遺跡/長崎病院遺跡/橋本大徳園遺跡住宅地」	「大徳寺庫裏遺跡/長崎病院遺跡/橋本大徳園遺跡」	・遺跡(~未詳)	・漸次遺跡調査	大徳寺/長崎病院/橋本大徳園を記念する。	
梅香崎天満宮、大楠神社等	「大徳寺遺跡公園」	「大徳寺遺跡」	・遺跡(~未詳)	・漸次遺跡調査	大徳寺を記念する。	
住宅地(旧唐人屋敷/森氏造成)	「唐人屋敷/森氏造成遺跡住宅地」	「唐人屋敷/森氏造成遺跡」	・遺跡(~不詳)	・調査指導委員会の設置 学術/活用目的調査の実施 ・“土地の造形”的再建	唐人屋敷/森氏造成を記念する。	
三菱重工業株式会社 長崎造船所	「長崎製鉄所等遺跡」整備公開	「長崎製鉄所等遺跡」	・遺跡(~不詳)	・漸次遺跡調査	長崎製鉄所等を記念する。	
各所(旧台場等)	各遺跡公園	各台場等遺跡	・遺跡(~不詳)	・調査指導委員会の設置 学術/活用目的調査の実施	各台場等を記念する。	
各所(旧烽火台等)	各遺跡公園	烽火台等遺跡	・遺跡(~不詳)	・調査指導委員会の設置 学術/活用目的調査の実施	烽火台等を記念する。	
・「先史時代/古代福田氏/中世肥前丹治比氏等遺跡群」及び「都市長崎遺跡」について「周知の埋蔵文化財包蔵地」に決定し漸次遺跡調査保存整備する。 ・「先史時代/古代福田氏/中世肥前丹治比氏等遺跡群」及び「都市長崎遺跡」について長崎の岬を走る石垣/石段/複数の堀/築地/造成その他の主要な構造につき国指定文化財その他指定により保護し、又再建整備する。 ・「長崎奉行所西役所等遺跡群」より「小菅修船場遺跡」まで連続する“長崎港内東岸緑地帯”を、從来産業を保全しつつ漸次整備形成して、都市景観を形成し、同時に、都市動線を誘導する。 ・「小曾根家造営遺跡」/南山手から「小菅修船場遺跡」までの海岸付を從来産業を保全しつつ漸次緑地帯及びマリーナ/ヨット・ハーバーに整備運用する。						

(2/3)

現状/旧態/位置	構想	遺跡について			方針/活用/備考	
		名称(仮称)	資産	調査/整備		
中間域 一 長崎水辺の森公園一帯	長崎水辺の森公園 水辺のプロムナード 長崎県美術館	「オペラ・ハウス シンフォニー・ホール 両用施設『長崎音楽堂』」 (新規追加設置)	「近現代築地埋立遺跡」(可能性)	・近現代築地埋立遺跡 (近年の埋立造成地により 上層部の遺跡の要素は希薄)	・漸次遺跡調査及び活用	[抽象文化活動・発信] 旧市街域と新市街域の中間域に長崎の風土を象徴する“緑”と“水”と“空”的環境、及び、旧長崎バンドの歴史を背景に抽象文化活動発信拠点を集約整備し相乗効果を形成。各地区並びに近接する高速自動車道路である「長崎自動車道」を市内まで延長する「ながさき出島道路」又国際客船バースである「国際観光ふ頭」より連絡する都市動線を増幅し、長崎への訪問者を受け入れる新しい「現代長崎」の玄関口としてランドマーク地区である「永崎の岬」と対照させ、一連一帯に経済効果を波及させ、同時に、長崎市中心部の一体的市街運営と形成を目指す、その紐帶と期待する。 AIG長崎ビルを新市街域へ移転しその跡地に長崎音楽堂を設置する。又は場合により漸次埋立造成地拡張により公園地を拡張して対応する。
新市街域 一 浦上川河口東岸域	長崎県庁 JR九州 長崎駅 大型駐車場 西部ガス株式会社 事業所 中小事業所 三菱重工業株式会社 長崎造船所 茂里町工場 (長崎駅～三菱重工業株式会社長崎造船所茂里町工場跡一帯)	「長崎駅東交通ターミナル」 (新設) 「長崎市役所」(移転設置) 「防衛省」(移転設置) 「長崎税關」(移転設置) 「長崎税務署」(移転設置) 「県大波止ビル」「県道路公社」 (移転設置) 「長崎県警別館」(移転設置) 「港湾合同庁舎」(移転設置) 「長崎市新庁舎」(移転設置) 「民間開発」(事業所等開発設置) 「三菱重工業株式会社 長崎造船所 茂里町工場跡地再開発」 「公共低層中層高層居住施設」 「生活利便形成」	「肥前佐嘉 御大名屋敷」の西部 築地遺跡 ・近世築地近現代埋立遺跡 ・長崎原子爆弾被爆遺跡 ・等 (～不詳)	・調査指導委員会の設置 ・世界からの学術者の参加 ・行政上活用目的調査の実施 ・学術調査の実施 ・“土地の造形”的再建 ・盛土による遺跡保全 ・埋蔵文化財の地表での複製 ・国指定文化財(重要文化財・史跡等)とする ・日本遺産、世界遺産とする 〔方針〕 『長崎国際歴史文化都市構想』 『長崎原子爆弾被爆遺跡整備構想』 の趣旨に従う。 (当該遺跡としての保存と活用) ①被爆遺骨搜索 ②(一般的には現地にて遺骨収容し埋葬する)各遺骨接出地点直下 地下での当該遺骨展示と展示地点連絡地下通路形成による遺骨遺跡提示整備 ③原爆被爆遺跡としての遺跡調査、地上/地下双方の遺跡を対象とする保存と活用と整備と公開と継承 ④地上/地下遺跡の双方を保全するための開発事業におけるピロティ構造の採用	[政治経済機能の集約集積と効率追求] ・長崎新幹線新設及び長崎本線高架化による長崎駅整備に附随して発生する長崎駅東空地の再開発を実施する。 ・長崎市街長崎内港域の公官庁舎を移転集約する。移転元跡地は公園地に用いる。 [コンパクトシティへ向けた公共生活空間形成] ・平地に住める街づくり を念頭に、人口減少・高齢化・市街維持の合理性に留意し、公共再開発を行う。 [留意事項] ・上町の西部ガス事業所を小江町の西部ガス事業所に移転統合する。 ・一帯の中小事業所を含めて統合再開発を計画し、一連の出土地面積を再構成する。 ・旧庁舎及び出島地区よりの移転・入居を補助し優先する。移転元跡地は公共により遺跡公園、又、永崎の岬から小菅修船場跡地を連結する緑地公園等に用いる。 ・当該地区再開発は、市街中心に位置し、対象面積も広く、将来の都市長崎の姿にとって重要な構成要素です。 広い土地の從来の土地区画に固執せず、又、官公事が各々の行動目標を効率よく達成できるよう融通調整して再開発計画を設定し、漸次、実施することが必要です。 ・一帯土地は、肥前佐嘉御大名屋敷の西部、築地、近世築地近現代埋立造成、長崎原爆被爆、に係る遺跡地です。重層する歴史より遺跡の重層性が想定され特に繊細な発掘等調査が必要です。 ・現代建物へピロティを採用する。	

(3/3)

[世界遺産]

[日本遺産]

『都市長崎よりの日本開国 世界文明の始発

～山と海・坂と空・水・都市遺跡のハーモニー～』

私達 当会は、遺跡－文化財は、人類が、言語や概念を越えて、知覚できる
その故にこそ、人類に、人類を、人類の、世界の普遍性へ誘導する可能性を
形成する、と理解します。

私達 当会は、遺跡と歴史の保存と活用を皆様に提案し要望しています。

私達 当会は、世界やアジアと共に鳴る長崎の古代から現代まで広範囲の時代の
色々様々な遺跡など文化財や歴史や風土や人々の在り方や習俗を背景に
遺跡を遺跡として活かし“日本開国”を切り口として、地域の歴史的魅力や特色を
通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定する『日本遺産』の
取得 又 世界遺産条約による『世界遺産』への登録を、皆様に、提案し要望します。

**2019年(平成31年)2月11日 月曜日
養生所を考える会 代表 池知和恭**



文化財保護法の一部改訂に伴う長崎県の「大綱」への提案と要望

－養生所／(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より－

2019年(令和元年)5月1日 水曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

1. 長崎地域の過去の遺跡の取扱いより（前例より）

私達 当会は、長崎市が、過去の同市所管の遺跡の取扱いについて、公有地に存在する遺跡の調査・現状保存・活用・整備・公開・継承と開発行為との調整の局面に於いて、遺跡を、現代の人類にとって相対的な事象である文献や歴史上の関係の解釈又は認識又は自ら企画する展示に関する従属する補足資料又は同展示施設内の付属施設として取り扱う様に見えること、即ち之を、長崎市の理事者が、現代の人類にとって絶対的な事象である遺跡の存在、又、その理解と遺跡の実態に於いて、遺跡を矮小化している様に理解することができます。

遺跡は、それが何らかの遺跡であると“学術”上の了解を得ることを補足して、その以前に、既に、人類の過去に関する具体的且つ直接的で希少な絶対である事実です。

私達 当会は、遺跡が人類の過去に関する希少な絶対である事象であることより、之を“主”と理解して、その一部でも損壊や滅失によつて失われることのない、遺跡の調査、現状保存と活用、整備と公開、継承を提案し要望しています。

私達 当会は、長崎市の遺跡の取扱いに於いて、相対的事象を“主”として建て、絶対的事象を“従”として破壊すると見える様に関して、理事者の関係する理解に於いて、主従の逆転が生じているのではないか、と懸念します。

2. 私達 当会の遺跡への理解

私達 当会は、遺跡(人類の活動の痕跡)が、人類の過去の事実そのものを提示する事象として人類にとって希少な絶対である存在であり、人類の双子の兄弟姉妹の如き存在であり、現代の人類にとって人類の存在の鏡であると理解します。

私達 当会は、長崎県民市民その他関係の皆様に、遺跡の存在に関して從来検討されてきた①「歴史上価値」(人類の過去の認知に関する事象への認識:歴史の理解にとって意義あるもの)、及び、②「学術上価値」(現在存在する自然や人類の遺跡の認知に関する事象への認識:考古学上、人類学上、地理学上、歴史学上、民族学上、民俗学上、地政学上、論理学上、哲学上、倫理学上、美学上、芸術学上、心理学上、宗教学上、経済学上・教育学上・数学上・植物学上・生物学上・生命科学上・医学上・工学上・建築学上・環境学上…人文学上、自然科学上、応用科学上)に加えて、③「人類存在上の価値」(過去、現在から未来へかけての人類の存在の認知に関する事象への認識:食事と健康と真善美と幸福への基盤)を、導入する事を、提案し要望します。

私達 当会は、「歴史上価値」及び「学術上価値」が、主に遺跡の保存の措置との関係で取り上げられた概念であり、又、「人類存在上の価値」こそは、遺跡の保存は勿論、遺跡の活用において、その骨子となる筈の概念であると認識します。

私達 当会は、遺跡の考察において、「人類存在上の価値」は、「歴史上価値」及び「学術上価値」の範疇で検討され得る“事象への認識”であると認識しますが、從来、斯かる視点を、主題として取り上げて検討されることが少なかったのではないかとの懸念より、今回、改めて、当該の概念を提案します。

私達 当会は、人類が、遺跡に関して、第一義に考察する筈の事象は、祭りや打上花火や遊園地や看板や墓標や記念碑や展示説明や陸標(landmark)の類の消費や効果の希求ではなく、左同然の価値や意義や目的は第二義以下であり、その存在と性格と希少性より、第一義に考察する筈の事象は、遺跡としての「歴史上価値」及び「学術上価値」又は「人類存在上の価値」の効果的な発現であると理解します。

私達 当会は、第一義の事象と概念が、自ずから、第二義以下の事象と概念を誘引すると理解します。

私達 当会は、遺跡について、①身近な遺跡、②遺跡の網(network)の二つの観点より調査、現状保存と活用、整備と公開、継承することが、遺跡の「歴史上価値」及び「学術上価値」又は「人類存在上の価値」の効果的な発現に必要且つ有効であると理解します。

3. 私達 当会の、長崎県民市民その他関係の皆様への、提案と要望

私達 当会は、皆様に、人類の都市又は現代の生活と遺跡の存在との(相互に全き、又は、住み分けによる)“共存”を提案し要望します。

人類の都市又は現代の生活と遺跡の存在との(相互に全き、又は、住み分けによる)“共存”的実現には、遺跡の存在の保存と開発行為との全体的且つ長期的な調整への計画を必要とします。

私達当会は、皆様に、2019年(平成31年)4月1日施行の文化財保護法の一部改訂に伴い、長崎県が計画している「大綱」、並びに、長崎県及び長崎市の都市計画に於いて、文化財保護法によって文化財の保護の趣旨が明文化されている遺跡の存在について、その「歴史上価値」及び「学術上価値」又は「人類存在上の価値」を基盤に、人類の都市又は現代の生活と長崎の遺跡の存在との(相互に全き、又は、住み分けによる)“共存”を計画し、之を実現することを提案し要望します。

私達 当会は、既に、皆様に、当該の“共存”を少しでも可能とする『長崎国際歴史文化都市構想』を提案し要望しています。

いづれも既出の為省略

養生所/(長崎)医学校等遺跡の概要

－養生所/(長崎)医学校等遺跡 の保存と活用より－

2019年(令和元年)9月6日 金曜日

養生所を考える会 代表 池知和恭

連絡先 Mobile. [REDACTED]

“時間をかけた豊かな変化”の提案

— 養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より —

2018年(平成30年)7月26日 木曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

私達 人類は、私達に接する様々な事象に対して、私達の個々人の知覚を媒体として、個々人が之を体験し、個々人が之を認識し記憶し理解します。

私達 人類は、*Homo Sapiens*(人類)という相似的な生物の集団であり、集団的な行動によって、知覚と認識と体験と記憶と理解を共有することができ、共通認識を形成し、又、共通認識を基盤に概念を形成し、概念を一定の形態や変化に象徴させ、即ち、記号化して、即ち、音声や言語や文字を媒体に表現して、意思疎通を形成し、之を基盤に、さらに、新しい概念と共通認識を形成します。

私達 当会は、之を、仮に“知の循環(cycle)”と呼称します。

私達 当会は、“知の循環(cycle)”に、二つの方向性を仮定します。

生命維持に対する速度と効率、及び、“知の循環(cycle)”の自己目的性、です。

“知の循環(cycle)”の自己目的性、が、生命維持に対する速度と効率、を高度化する、とも考えられます。

一見、相反する方向性が、全体の構造を形成し維持している、とも考えられます。

私達 当会は、この状態を、人々が“知の体系”と呼ぶものと推測します。

私達 人類の知覚は、人類の生命にとって必要で十分な方法と範囲に極めて限定して与えられたもので、私達に接する様々な事象を、直接に、又、そのすべてを把握することは不可能です。

私達 人類の“知の体系”は、人類が、私達に接する様々な事象を、直接に、又、そのすべてを把握することが不可能であることを前提に、個人の経験の限界を凌駕する、共時的、通時的な膨大な知覚を背景に、個々人が、様々な特定の基準によって、取捨選択して、又、再構成して、生命維持に対する速度と効率、及び、“知の循環(cycle)”の自己目的性、を達成しようとし、事象に近接しようとし、事象の全てを把握しようと企てもする、在り方、行動と結果である、と考えられそうです。

私達 人類の“知の体系”と私達に接する様々な事象との間には、人々の努力にもかかわらず、必然的に、誤差や人類の誤謬があると考えられます。

全ての事象を、直接に、又、そのすべてを把握することが不可能である私達 人類。

今日、私達 人類は、全人類が共時的通時的に共通して目指すべき普遍的であるがゆえに唯一である方法や目的や方向性などを私達に準備し得るでしょうか。

私達 当会は、人類の知への欲求を、知性を持つ人類の、本源的なもの、と考えます。

私達 当会は、人類の知性は、人類の地球環境や生命体としての存在とは異なる、別の“変化”を導出すると考えます。

私達 当会は、本紙で、新たに、“時間をかけた豊かな変化”を提案します。

私達 当会は、“知の循環(cycle)”及び“知の体系”について仮定した、生命維持に対する速度と効率、及び、“知の循環(cycle)”の自己目的性、に対応して、仮に、“目的”と“興味(interest)”との概念を選出し、“目的”↔“遂行”、“興味”↔“理解”との関係を設定し、又、“存在”と“概念”を軸に、複数の概念を“集合”させて、対置します(添付別紙)。

私達 当会は、一見相反する概念や行動や存在や在り方、対照概念や対照事象が、伝統的に、地球の空間又私達の思考空間の私達の身近に並置されることが、私達の思考と行動に試行錯誤と奥行きを与え、私達に豊かな実りをもたらす、と考えたいと提案します。

私達 当会は、歴史学と遺跡について、まさに歴史上過去の事実であると概念上に認知される事象及び之によって概念上に知られる人類の過去への理解及び之によって構成し得る現在と未来への可能性と希望を形成する歴史学、人類の活動と存在の痕跡であり歴史上過去の事実そのものである物体とその状態及び之によって概念上に知られる人類の過去への理解及び之によって構成し得る現在と未来への可能性と希望の源であり歴史を証明する遺跡、双方の照合と補完、これらは、人類が、人類の過去を知り、現在と未来の形成への概念を継続的に蓄積し考察し、是等の全てを人類に与えることにおいて、すべてが、人類にとって、貴重であり、重要であり、等しく人々の「意図的措置」によって「その一部でも損壊や滅失によって失われること」があってはならないものごとである、と考えます。

私達 当会は、歴史学が、人類が、人類の過去を知り現在と未来を考察する“知の体系”であるならば、遺跡は、人類が、人類の過去を知り現在と未来を考察するための地球の空間上の各所に概念の超越性に於いて相互に関連して網目を成す人類共通の“社会基盤(infrastructure)”であると考えます。

私達 当会は、又、遺跡が、私達人類の生活環境でもあり得る、と考えます。

私達 当会は、“都市長崎遺跡”及び“養生所/(長崎)医学校等遺跡”及び遺跡群と個々の遺跡が占有すべき空間、当該遺跡群によって証明される歴史、即ち、当該事象について、次の通り、理解します。

私達 当会は、当該事象について、以下の内容を包含すると、理解します。①世界と日本の社会との繋がりと地球上の地理空間とその特質によって日本の中世から近代にかけて長崎に形成された特異性を有し、共時的通時に世界に代替のないものであること、②日本における古代～中世～近世、後、近代～現代へと連続する風土と社会と文化と歴史によって蓄積された国力を集約し、再構成するものであること、③長崎が徳川江戸幕府による日本開国の母体であり表玄関であり日本開国の諸施策を展開した最初の拠点都市であり、この長崎で集約して体系的に又附随して展開された事象が日本の国民国家の存続と主権国民国家形成の原動力と効率の要であること、④西欧文明圏以外の人類にとって社会的な“個人の自由と存在の尊厳”と“自然科学の取扱い”による自律的な人類の福祉の向上が可能であることをこの日本地域の風土と蓄積を基盤に実現しもって之を世界に対して初めて立証して示しよって世界に影響を及ぼし結果としてこの可能性がその後の地球規模の主権国民国家群の成立による現代世界の形成と一方でGlobalizationの双方の基層概念の規定に関与すると考え得る意味に於いてその基層概念を形成すると考え得るし今後も影響し得る処、正しくその端緒であること(この基層は英國の大憲章(Magna Carta)やフランス革命の単一の歴史的発展でなく多元的で多様なものと考え得る)、⑤中世から近代・現代への日本人と諸国又オランダの人々の世界への理解と判断と行動(system)を表すこと。私達 当会は、当該する歴史について、以下の遺跡群が之を証明すると、理解します。①中世に於けるローマ・カトリックによる岬の小さな城塞都市と文化の痕跡、②長崎の中世から近世への町立てと変化と展開の痕跡、③幕府の海外交易と対外情報収集と海防の痕跡、④日本開国の痕跡、⑤幕府とオランダによる長崎での長崎海軍伝習の実現とその痕跡、⑥長崎海軍伝習で設立される長崎製鉄所の痕跡—之を継承連続する三菱の造船所、⑦長崎海軍伝習で成立する医学伝習と続く養生所の設置と之を精得館と改称して設置する分析窮理所の存在の痕跡—之を継承連続する長崎府医学校(及び病院)以降—梅毒病院(改称を経て小島病院)の痕跡、⑧長崎資本の活動の痕跡、⑨都市長崎の近代都市基盤の形成の痕跡、⑩ブルトニウム型原子爆弾被爆の痕跡、⑪現代都市形成の痕跡即ち現代の都市の姿。

私達 当会は、当該事象について、当該事象が、地球上の人類の概念と活動の関連性に於いて成立すること、同時に、地球上の一つの地域であることとその連続的経時的重層性に附隨する特異性をもって之を具体的に証明すること、現在、世界の時間と人々を前提とした從来の普遍的であるがゆえに唯一性を有する概念の有効性への信頼性が揺らいでいること、これ等の経過によって、又、当該事象は、他のあらゆる事象と同様、地球上の全人類にとって有意な歴史上の出来事と之を証明する遺跡群であることによって、又、日本国内の又世界の、関係する歴史と遺跡と文化に関する各地点との情報交換と連携により形成する筈の地球空間における人々の相互理解の網の目によって、人類にとって、人類の過去を認識し、人類の現在と未来を考える為に、世界で、欠くことのできない事象群の一つである、と理解します。

私達 当会は、長崎市及び長崎県、長崎市民、長崎県民、日本の人々、世界の方々に、以上の歴史と遺跡即ち当該事象について、その実態を明らかにし、人々の「意図的措置」によって「その一部でも損壊や滅失によって失われること」なく保存して継承し人類の存在と歴史と遺跡とその本源によって人類の現在と未来の為に活用し、不幸にして、既に、人々の意図的措置によって損壊し滅失した遺跡又は遺跡の空間と要素について人類の存在と歴史と遺跡とその本源によって之を原状回復することを要望し、その為の措置をとることを要望し、又、この要望への理解を求めます。

私達 当会は、当該遺跡群が、世界の「日本は特別だ」として日本への思素を切捨てる人々に、その思素を再開する契機を提供する、と期待します。

私達 当会は、私達 人類が、その土地に係わるとき、私達 人類には、その土地の遺跡を保存し後世に継承する、権利と義務と私達 人類に対する責任が、他の生命や地球環境への配慮を留保しつつ、存在する、と考えます。

私達 当会は、長崎に住み、長崎を訪れ、長崎で活動する人々に、自らの行動のうちに、“都市長崎遺跡”及び“養生所/(長崎)医学校等遺跡”及び遺跡群と個々の遺跡が占有すべき空間を保存して後世に継承する、権利と義務と私達 人類に対する責任があると自覚し、そう行動するよう要望します。

私達 当会は、長崎市及び長崎県及び関係する人々に、遺跡とその空間を破壊して現代の建物や道路を造るのでなく、遺跡の空隙、即ち、遺跡とその空間のない所に現代の建物や道路を造ること、その為の措置をとることを要望します。

私達は、歴史学上に人類の本源への考察を継続すること、及び、遺跡の姿について、之を、変化する現代に於いて、変わるべきものに対して、変わるべきでないものと考え、そのままの在り方／そのままの姿で、後世の人々に継承されるべきものと考えます。

[添付別紙] 『時間をかけた豊かな変化への仮説としての羅針盤』

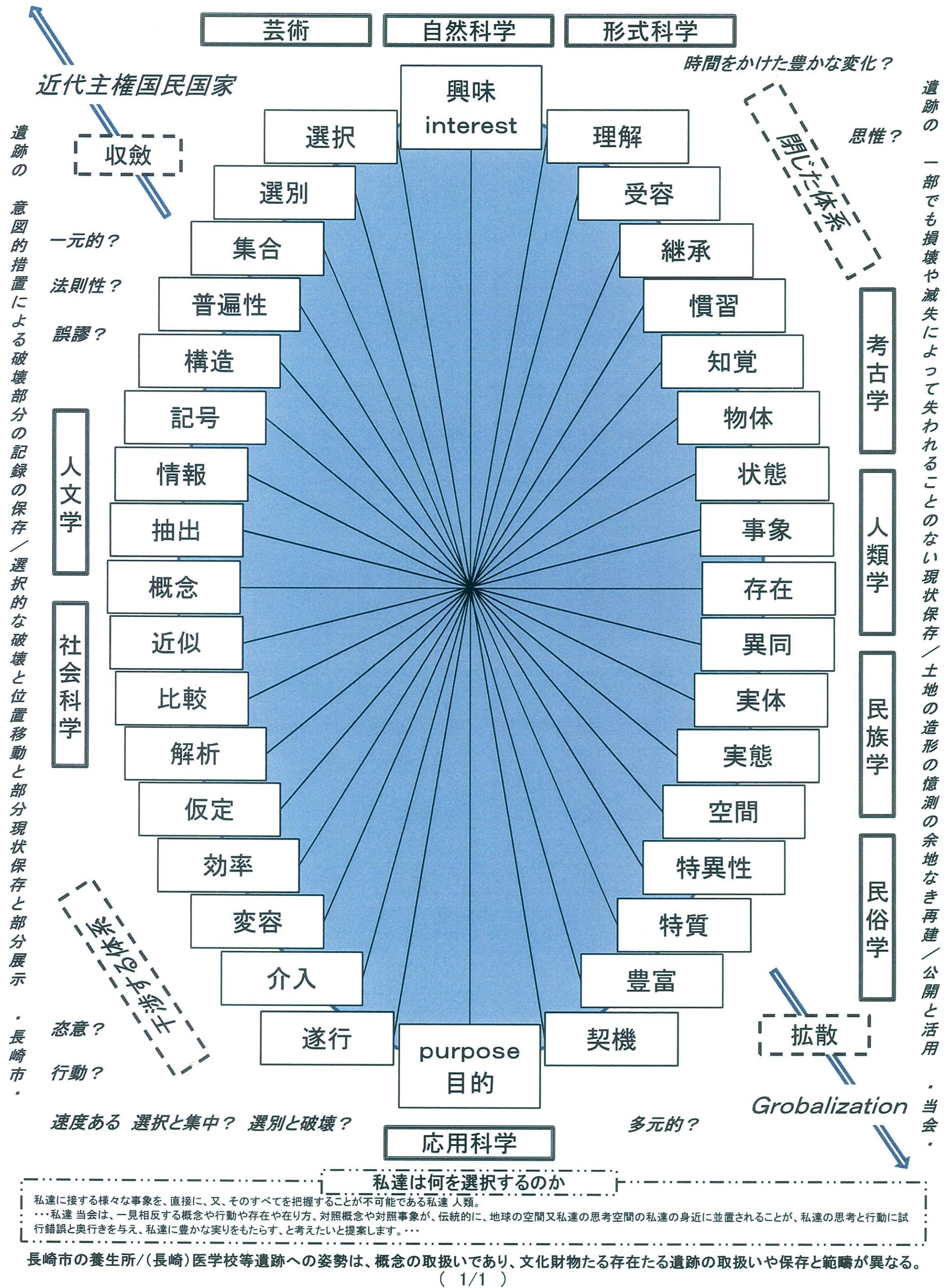
— 養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より —

2018年(平成30年)7月26日 木曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

時間をかけた豊かな変化への仮説としての羅針盤

— 養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より —

2018年(平成30年)7月26日 木曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭



長崎奉行所西役所等遺跡群について

(先史一中世一サン・パウロ教会等跡/長崎奉行所西役所跡/長崎県庁跡・大波止跡・築地跡等一内町一経町80町一外郭機能拠点一現代)

一 養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より

2019年(令和元年)6月24日 月曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

1. 長崎奉行所西役所等遺跡群の範囲 私達当会は、長崎奉行所西役所等遺跡群の範囲について、以下、認識します。

1. 長崎奉行所西役所等遺跡

サン・パウロ教会跡/ご上天のサンタ・マリア教会跡/イエズス会本部跡、糸割符宿老会所跡、長崎奉行所跡、長崎奉行所西役所跡、長崎会議所跡、長崎裁判所跡、九州鎮撫長崎総督府跡、長崎府跡、広運館跡、第六大学区一番中学校跡、第五大学区第一番中学校跡、広運学校跡、第二代長崎県庁跡、第三代長崎県庁跡、第四代長崎県庁跡、第五代長崎県庁跡

2. 大波止遺跡

3. 築地遺跡

江戸町跡、高木作右衛門屋敷と五カ所町人屋敷跡、長崎奉行所東屋敷跡、船番屋敷跡

II. 長崎奉行所西役所等遺跡群に関わる歴史の推移

“永崎浦の岬一長崎の岬”は、平成以降の発掘調査により、万才町遺跡、興善町遺跡、桜町遺跡より縄文期の土器残欠又黒曜石の石器等、万才町遺跡より縄文期の石斧の検出、長崎公会堂跡魚の町遺跡での複数の弥生後期土器残欠の検出、万才町遺跡より二地点で中世の五輪塔の残欠の検出、興善町遺跡より弥生後期の石棺墓底部の検出又古墳時代前期の集落の中心的人物の墳墓に副葬と考えられる和製の三角縁四獸鏡又中世の五輪塔の残欠の検出、桜町遺跡より中世の土坑墓より二十代女性人骨検出、又、一帯より宋時代明時代の複数の中国産の青磁・白磁の検出もあり、当該地は広範囲に縄文弥生期の生活圏であり、岬は弥生後期から又中世は鶴城桜馬場を拠点とする肥前丹治比氏である永崎氏勢力下の長崎浦地域の墓域であったと想定でき、又、長崎浦の中国との交流を裏付けています。また、当地に森崎神社があったとも云われます。

肥前森崎には後その一族が大分府内に移った中国系張氏一族が居住したと云われます。当該岬は、先史時代よりの日本人の生活圏であり又習俗的な場として位置付けることができ、東アジア貿易網の拠点の一つであったと考えられます。ローマ・カトリックと大村氏による岬の教会や最初の六町以降の町立ては、古代からの当地域の日本人及び東アジア文化拠点の歴史上民俗上に連続と継承された墓域並びに生活圏を破壊削平してなされたと想定できます。

元亀二年(1571年)六町の町立て及びサン・パウロ教会(岬の教会)等建設一天正元年(1573年)から天正二年(1574年)と推測できる大村の三城七騎籠時の長崎の戦い一天正六年(1578年)深堀茂家と長崎の戦い一天正八年(1580年)長崎が教会領となる一天正十六年四月二日(1588年)付豊臣秀吉は鍋島飛騨守直茂を長崎の代官に任命、同年五月十六日付五ヶ条掟書(長崎が公領となる)一文禄元年(1592年)長崎奉行所を本博多町に設置一(慶長三年八月十八日(1898年9月18日)豊臣秀吉薨去)一慶長三年(1598年)岬の教会にセミナリヨ・コレジヨと印刷所を移転一慶長六年(1601年)ご上天のサンタ・マリア教会(被昇天の聖母の教会)

(慶長八年(1603年)徳川家康征夷大將軍に任命され幕府を開く)一(慶長十年(1605年)代官村山等安大村喜前と交渉し大村領長崎村を公領となし浦上西村・浦上北村・口別当・外目村・家野村の一部計1898石4斗9升8合を大村氏に渡す、長崎甚左衛門長崎新町の收公により失地長崎を退去)慶長十九年(1614年)長崎の諸教会破壊、外浦町に糸割符宿老会所設置、寛永十年(1633年)長崎奉行二人制となる、本博多町の屋敷を東屋敷/西屋敷に分けて呼称、本博多町の長崎奉行屋敷から出火、5-6町を延焼、外浦町の糸割符宿老会所も類焼、奉行屋敷と敷地交換し、外浦町に奉行所を建設、寛文三年(1663年)寛文の大火、空前の大火、絶町66町内3町無事6町半焼57町全焼、奉行所・寺社33及び獄舎など焼く、奉行所の再建にあたり奉行所東側の高木作右衛門屋敷と五カ所町人屋敷を西浜町の土地と交換して奉行屋敷を拡張、在来地に西屋敷、拡張部分に東屋敷を建てて一寛文十一年(1671年)奉行牛込忠左衛門、就任と同時に奉行所の分離建設を幕府に申請、同年中に許可一(寛文十二年(1672年)長崎市街内町26町外町54町77町丸山寄合出島合わせて絶町80町となる)一延宝元年(1673年)大目付井上筑後守長崎下向時立山屋敷跡に奉行所を竣工し外浦町の東役所(東屋敷)を移し立山役所、旧役所を西役所と称す一延宝二年(1674年)東屋敷跡地に船番屋敷十七軒が建てられる

安政二年(1855年)長崎奉行所西役所内に活字判擧所を創設、長崎海軍伝習開設一安政四年(1857年)長崎奉行所西役所内に語学伝習所を発足、第二次長崎海軍伝習開始、医学伝習成立、長崎製鉄所着工一安政五年(1858年)長崎奉行所西役所内の語学伝習所を岩原屋敷内の奉行支配組頭永持享次郎宅に移し英語伝習所と改める一安政六年(1859年)長崎海軍伝習閉鎖、長崎開港一萬延元年(1860年)井伊直弼、活字判擧所の廃止令を出す一文久元年(1861年)活字判擧所、書譜調所の命により印刷施設の大半を江戸へ送り事実上閉鎖一文久二年(1862年)英語伝習所、片瀬郷組屋敷内の乃武館内に移り英語稽古所(英語所)と改称(頭取中山門太)一文久三年(1863年)英語所が立山奉行所の東長屋に移る、英語所が江戸町の元五カ所宿老会所跡に移転し洋学所と改める一慶應元年(1865年)語学所が新町の長州屋敷跡に移り済美館と改称

慶應四年(1868年)西役所を長崎会議所と改める、各藩の合議制による治安維持を決し列藩は誓約書を認める、長崎裁判所(民政機関)を外浦町に置き旧天領を管理、沢宣嘉の長崎裁判所総督兼任を発令(大村丹後守が長崎取締として総督を補佐し警備を担当する)、沢宣嘉長崎に入港、長崎会議所を廃止し長崎裁判所が正式に発足、長崎裁判所に九州鎮撫長崎総督府を置く、長崎新町の済美館を広運館と改め立山役所跡に移す、長崎裁判所を長崎府に改め長崎総督府を廃止沢総督が知府事に就任、長崎府が旧幕府所有の長崎製鉄所を接收、広運館の学制を改め洋学局のほか本学(国学)・漢学の二局を新設し各局学事章程を定める、長崎府を立山役所跡に移し府庁跡(西役所)に広運館を置く、(明治と改元)、精得館を長崎府医学校と改称一明治二年(1869年)長崎府を長崎県に改め判事野村盛秀が知事に任せられる一明治五年(1872年)学制改革[八大学区制]、広運館を第六大学区一番中学校と改称、太陽暦を実施一明治六年(1873年)学制の変更[七大学区制]長崎は第六大学区から第五大学区へ、第五大学区第一番中学校を広運学校と改称し専ら外国语を教授することになる、県庁舎の土地建物と広運学校の土地建物を交換し県庁舎を新築することになる、広運学校の校舎を立山屋敷に移す、県庁舎建設のため仮庁舎を萬歳町の高木邸に設ける一明治七年(1874年)広運学校を長崎外国语学校と改称、更に長崎英語学校と改める、西役所跡に新築した県庁舎が開院(洋風木造二階建)、台風の中心が長崎を通過し風速60mの暴風に県庁舎が全壊・謹訪社の青銅大鳥居も倒壊など被害甚大、立山の長崎外国语学校敷地の一部に官立長崎師範学校を設立一明治八年(1875年)官立長崎師範学校が岩原郷に新築落成一明治九年(1876年)新築の県庁舎が開院一明治四年(1911年)外浦町に県庁舎が完成一昭和二十年(1945年)8月9日午前11時2分長崎市に原爆投下:正午過ぎ第二次火災で長崎県庁他30カ町が全焼一昭和二十二年(1947年)県庁仮庁舎が立山町に完成し勝山国民学校と県立長崎高等女学校の仮事務所から移る一昭和二十八年(1953年)外浦町に長崎県庁舎完成一立山庁舎から移転

平成三十一年(2018年)1月長崎県庁舎が尾上町の長崎魚市跡へ移転。

III. 長崎奉行所西役所等遺跡群の性格

私達当会は、長崎奉行所西役所等遺跡群の性格について、以下、理解します。

1. 先史時代から中世

(1)長崎地域は、先史時代より長崎県地域等一帯が日本/東シナ海域を囲む地域の海洋性文化圏の構成地域であると考えられます。

(2)縄文期は地域一帯が人々の生活圏であったと考えられます。

(3)“永崎浦の岬”は弥生後期以前から又中世は肥前丹治比氏である永崎氏勢力下の長崎浦地域の墓域であった可能性が想定できます。

(4)“永崎浦の岬”的地域に森崎神社があつたとも云われます。

(5)肥前森崎に一族が大分府内に移った中国系張氏一族が居住したと云われます。

(6)一帯は中世まで日本人の生活又は習俗的な場、東アジア交易網の拠点の一つとして位置付けることができます。

2. ローマ・カトリックと大村氏による町

(1)元亀二年(1571年)六町の町立て及びサン・パウロ教会(岬の教会)等建設を契機に、長崎氏の拠点である鶴城及び桜馬場一帯から当該地に町の中心が移り、当該地は地域の政治経済の中心となり、又、世界に知られ、世界と日本の関係を基盤に広範囲に世界と日本に影響を及ぼすようになりました。

(2)町の発展

・第一期:元亀二年(1571年)最初の六町の町立て(島原町大村町外浦町平戸町文知町横瀬浦町:司祭フィゲイレドは、大村純忠がまだ生きている事を知ると、キリスト教を集めて協議し、岬を切り開き、木の柵を建て、防衛を強化した。フロイス『日本史9』第二六章:六丁を巡る高岸の下をすべて総堀とし、さらに東北部も六丁町の脇まで堀を掘り、総堀と繋いた。『長崎実録大成補遺』)

・第二期:天正十二年(1584年)頃までの計十一町(博多町樺島町今町五島町内下町を建添:北側には大堀が掘られ:高台と低地の境には要塞(石垣)が積まれる)

・第三期:文禄元年(1592年)から慶長元年(1596年)に建てられた計二十三町(江戸町浦五島町本興善町後興善町金屋町豊後町引地町桜町内中町小川町船津町新町を建添:文禄元年(1592年)本博多町に奉行所を築くため南側の島原町と本博多町境内に一ノ堀を掘削、慶長元年(1596年)二ノ堀と三ノ堀を掘削:内町)

※この時期までの長崎の岬の丘の町は、小規模ながら、西洋式の城館(この場合教会等)と広場を中心とした市域を城壁に内包する城塞都市の意義と構造を有します。

(3)日本イエズス会管区長のデ・ルカ・レンゾ氏は、長崎総合科学大学長崎平和文化研究所「平和文化研究第39集(2019年1月)」に論文を寄稿し、長崎の岬の先端のイエズス会本部の教会等の活動について報告しています。当該報告で、本部の教会が当地での社会全般に関わるものであったが批判もあったこと、当該協会が「長崎の顔」になっていたようであり記録の出版により限られた人間にしろヨーロッパでも知られたこと、本部敷地内にあった墓地に埋葬されたイエズス会員について確認できるだけでルイス・フロイスを含む18名の名前と情報、なかで伊東マンショについて、残る資料に見える卓越した外交能力より日本外交史に欠かせない存在と指摘、墓地の移動のあったこと、敷地の発掘調査により墓地の移動に関する解明のあることへの期待、印刷機とその関連の施設の動向、を報告し又は表明され、最後に、「ここで紹介したイエズス会の本部とそこに埋葬された会員は日本と世界の歴史に大きな影響を与えたと断言できよう。…」と所感しています。

(4)ローマ・カトリックと大村氏によって建設された新しい町は、日本の各地で遭難するキリスト教徒が集まる避難所(アシール:独:asyl、仏asile、英asylum:聖域・自由領域・避難所)としての性格があります。

(5)ローマ・カトリックと大村氏によって建設された新しい町は、日本の中世に於ける、後北条氏による城下町小田原、又、博多や堺のような自治都市などに共通する、新しい中世の町の要素を有すると考えられます。

3. 近世都市長崎

(1)近世都市長崎は、中世の西洋式城塞都市を内町として中心部に継承し、その外郭に近世に入って外町を順次形成し、寛文十二年(1672年)長崎市街内町26町外町54町77町丸山寄合出島合わせて絶町80町として形を整え、長崎奉行所西役所と長崎奉行所立山役所を両端に長崎浦の岬の南北の丘の町と通路を背骨として、肋骨状に東西に町割りと通路を抱え、時津、矢上、茂木、野母崎からの往還の人々を受け入れ、寺社を町の周縁山稜基部に集約し、花街と唐人屋敷を町の外郭の谷地に囲む、その空間構成は組織的で特徴的あり、且つ、長崎奉行の駐在所としての近世城下町の形態を有し、長崎内港外港及び近郊には、台場や陣屋や烽火台を配し、鎖国時代の日本の対外の四つの口(松前、対馬、長崎、薩摩)、の内の唯一の幕府の直轄地として、情報、軍事、交易の都市としての機能を整えます。

(2)近世都市長崎では、長崎奉行と地役人にて行政運営がなされ、地役人に自治都市の要素が継承されたと考えられます。

(3)長崎の蓄積と日本開国

近世都市長崎では、18世紀末には蘭学が成熟し、之が、江戸に東漸して、全国に拡散します。

都市長崎は、中世より蓄積された世界の情報と情報処理技術と九州各藩による長崎警備と海防の整備により、19世紀の日本の開国に際して、西洋諸国との交渉、開国の二国間条約の締結、西洋文明の体系的な導入、万事、その正規の舞台となります。

日本の情報収集と開国への道のりには、長崎の出島のオランダ商館の存在が、江戸後期には最後の商館長ドンケル・クル

チウスや長崎奉行水野筑後守忠徳の長崎への着任が特別な役割を果たすと考えられます。

幕府は、鎖国政策の当初より海外情報を重視し、貿易許可条件としてオランダ人と通詞により長崎で作成される風説書やオランダ人の江戸参府によって情報収集しました。

幕府の情報収集の対象は当初はカトリックの日本周辺諸国での動向でしたが江戸後期には西洋近代の動向へと変化したと云います。

アヘン戦争を契機としてオランダ領東インド総督は詳細な情報として別段風説書をバタフィアの政庁で調製し日本に送付することを殖民局長官に命じます。1840年送付分の別段風説書第一号はアヘン戦争の情報です。

オランダ領東インドの高等法院司法官からあえて降格人事で日本商館長に任命されたドンケル・クルチウスは、アメリカ合衆国とペリー准将の日本来航の準備の情報の別段風説書と総督の書翰と日蘭条約草案の抜粋を携えて嘉永五年(1852年7月)来島、携行した書面を提出し、嘉永五年(1852年11月)出島のオランダ商館長に就任しました。

1853年送付分の別段風説書は、ペリー海軍少将の日本遠征の行動予定とチャーチン海軍中将のアメリカ艦隊偵察の動向などが記されています。

1858年バタフィアのオランダ政庁からの別段風説書の送付は中止となり、1859年ドンケル・クルチウス自身が日本で作成し幕府に提出した二通の別段風説書が最後の風説書となります。

嘉永六年六月三日(1853年7月8日)アメリカ東インド艦隊司令長官マシュー・ペリーが浦賀に入港(ミシシッピ号以下四隻)、嘉永六年六月十二日(1853年7月17日)ペリーが一時退去、幕府は、ペリーに次回は長崎に行くように伝えたと云います。

嘉永七年一月十六日(1854年2月13日)ペリーが横浜沖に再来日(サスケハナ以下七隻)、嘉永七年三月三日(1854年3月31日)日本とアメリカ合衆国がアメリカ東インド艦隊司令長官マシュー・ペリーと大学頭林復斎によって日米和親条約を武蔵国久良岐郡横浜村字駒形の応接所で締結します。

その翌年より四年間、幕府とオランダとの共同の国際事業にて長崎でオランダが長崎に教官隊を派遣し又幕府が江戸より長崎に伝習生を派遣して長崎海軍伝習が実施されます。

長崎奉行所西役所が、大波止とともに、長崎海軍伝習の拠点となります。(長崎海軍伝習所)

幕府は、長崎海軍伝習によって、日本で初めて、近代西洋の文明を国家として計画し且つ体系的に導入します。オランダ人とオランダ人教官達も、精力的に日本人の要望に応え、日本人は之を吸収します。中世から近世を通じて長崎に連続的に蓄積され江戸を介して全国に拡散した情報が基盤になったと考えられます。

長崎海軍伝習は安政二年(1855年)に開始、安政四年(1857年)第二次派遣教官隊が派遣されて第一次派遣教官隊と交代、又医学伝習が成立し長崎製鉄所の建設が始まり、安政六年(1859年)迄四年間実施の後閉鎖、幕府は海軍拠点を完全に関東に移管、一方医学伝習と長崎製鉄所は継続、英語伝習は形と場所を変え、医学伝習所は養生所/精得館に発展、明治の御一新を経、直接に長崎大学医学部・薬学部/三菱重工業株式会社長崎造船所、土地/施設/組織/蔵書を介して長崎大学教育学部・経済学部/県立東高・西高/市立商高/高島炭鉱等へ継承と想定できます。

長崎海軍伝習は、幕府の横浜製鉄所・横須賀製鉄所、明治の日本の海軍、鉄道、造船・重機械工業、天文台と気象台、灯台と水路図誌、数学教育等に人材を輩出し、更にその学統は世界に人材を輩出し、日本の近代化と世界の福祉に貢献しました。

(12)長崎で締結された日本開国の四つの条約

ブライアン・バークガフニ氏は、2019年(平成31年)1月20日曜日の長崎新聞“サンデーカルチャー”連載記事『ながさき異聞58』で、嘉永七年の秋に英国と日本は「日英和親条約」を長崎奉行所西役所で調印したと、当地当施設に於ける、歴史学上重要な出来事を、指摘しています。

長崎では、以下の日本開国の条約が締結されています。

○嘉永七年八月二十三日(1854年10月14日) 日英和親条約 長崎で締結

(英國東インド・中国艦隊司令ジェームズ・スタークリング、長崎奉行水野忠徳、長崎目付永井尚志：長崎奉行所西役所にて締結)

○安政二年十二月二十三日(1856年1月30日) 日蘭和親条約 長崎で締結

(出島オランダ商館長ドンケル・クルチウス)

・安政四年四月(1857年)水野忠徳長崎奉行を兼帯、目付岩瀬忠震と長崎に出張

○安政四年八月二十九日(1857年10月16日) 日蘭追加条約 長崎で締結

(ドンケル・クルチウス、水野忠徳、荒尾成允、岩瀬忠震、自由貿易への移行を前提とした貿易規制の緩和、出島への商人の出入りと取引自由：日本で最初の通商条約と云われます。)

○安政四年九月七日(1857年10月24日) 日露追加条約 長崎で締結

(チャーチン、水野筑後守忠徳、岩瀬忠震)

4. 近代都市長崎

(1)長崎の岬の丘は、近代を通して、遺跡としての江戸期の遺跡としての長崎の“土地の造形”が比較的よく保持されたと推測します。

(2)長崎の岬の周辺部は、長崎港湾改良工事や中島川の変流工事により埋立や開削が行われ、近代の遺跡としての“土地の造形”が出現します。

(3)昭和20年(1945年)8月9日午前11時2分長崎市に原爆投下：正午過ぎ第二次火災で長崎県庁他30カ町が全焼します。 当該遺跡は、原爆被爆と二次火災の遺跡です。

(4)近世近代の都市長崎は、日本の近代の始まりと日本の近代の終焉の地です。

5. 現代と長崎

(1)日本開国と世界

日本開国は、幕府が選択した我が国にとって重要な国策であり、長崎において生じる様々な事象を契機とします。日本開国は、我が国の歴史上の過去と未来に係る将来に亘って普遍的な結節点です。

日本開国と、続く明治の御一新以降の日本の国民国家及び主権国民国家としての存続が、現在の西欧文明諸国以外の国々の主権国民国家としての形成と在り方の先駆であり、この意味で日本開国が地球規模の現代の世界の社会の在り方に広範な影響を与えている、と考え得ます。

日本開国の後、明治の日本では自由民権運動が勃興し、大日本帝国憲法が発布されて立憲政治が発足、孫文、黄興、章炳麟等は、東京で中国人留学生達を基盤に中国革命同盟会を結成し、日本の自由民権運動関係者達は之を支援、辛亥革命が成功して孫文達の国民党政府は中国で最初の共和国を形成し、第二次大戦後の共産党の中国では、アフリカ諸国を援助してアフリカ諸国の独立を助けたことが知られています。

日本の自由民権運動関係者達は、フィリピンの共和国政府、ロシア革命、インド独立運動、韓国の運動を支援しています。孫文やこの時期の自由民権家達の思想は幕末の長崎の思想に連動している可能性があります。

IV. 長崎奉行所西役所等遺跡群の遺跡の実態

1. 長崎奉行所西役所等遺跡

記念物として、遺跡の外周の石垣が良く保存され、土地造成の水平面もおよそ保存されていると推測でき、複数の絵図や古写真や原子爆弾被爆後の写真などの遺跡の補完資料との比較により、踏査等によって遺跡としての“土地の造形”的全体が概略把握できます。

2. 大波止遺跡

埋蔵文化財として、絵図や先人の研究成果により、踏査等によって概略の位置や形状が把握できます。

3. 築地遺跡

埋蔵文化財として、絵図や先人の研究成果により、踏査等によって概略の位置や形状が把握できます。

4. 「内町」と「外町」の“土地の造形”について

慶長元年(1596年)二ノ堀と三ノ堀を掘削し、後に云う「内町」を形成します。

「内町」と「外町」は、地割の大きさや石垣の高さや土地平面の段数など“土地の造形”に於いて大きく異なります。この“土地の造形”又はその相違はローマ・カトリック時代の土地の造成に由来する可能性があることに留意が必要です。

私達当会は、長崎奉行所西役所等遺跡群について、東アジアの遺跡群、長崎地域の先史時代、中世、近世の内町-総長80町-外郭機能拠点、近代の遺跡群、又、世界の歴史との関係性に於いて比較検証、理解されることが必要と理解します。

V. 長崎奉行所西役所等遺跡群の位置付け

私達当会は、長崎奉行所西役所等遺跡群は、歴史的経過により、人々に、その地が、長崎の現代社会に於いては長崎地域の人類の社会の活動の、長崎地域の遺跡群に於いては、先史時代、中世、近世の内町-総長80町-外郭機能拠点、近代の遺跡群の、地政上の中核ハブ(hub)としての位置付けを認識されており、東アジアの遺跡群に於いては、古来、東アジア交易文化圏の海洋性内陸連絡拠点の一つであり、出島遺跡や養生所-精得館の分析窮屈所遺跡と共に、日本の社会と歴史に於いては、日本開国と体系的な近代化及び近代西洋国民主権国民国家形成の始点、世界の社会と歴史に於いては、近代西洋国民主権国民国家システムの地球規模の拡散の始点と理解します。

VI. 【「長崎国際歴史文化都市構想」「日本開国」-日本遺産・世界遺産へ向けて】について

2019年(平成31年)1月20日曜日より、私達当会は、皆様に、長崎市の中心市街域について、遺跡でもある旧市街域、行政経済機能の新市街域(浦上川河口東岸域)、抽象文化活動拠点としての長崎水辺の森一帯、とそれぞの地域の土地利用の履歴の性格の継承及び地域の特色とその関係性を考察し、ゾーン(zone)型の都市を構想する【長崎歴史文化都市構想-創造環境の共有(share)-】を、又、北部で浦上-茂里町地区を想定する【長崎原子爆弾被爆遺跡整備構想】を、南部で柳埠頭一帯を想定する【長崎国際第二中華街構想】を、之を総合する【長崎国際歴史文化都市構想】“日本開国”-日本遺産・世界遺産へ向けて】を提案し、要望しています。併せてご高覧いただけますよう、お願い申し上げます。

以上

起工式

2019年(令和元年)8月27日 火曜日

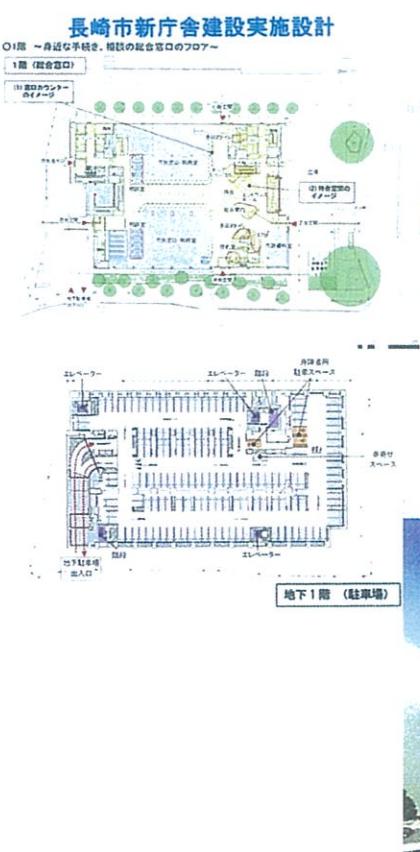
養生所を考える会 代表 池知和恭

- 養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より -



長崎市 魚ノ町遺跡:撮影 2019年(令和元年)8月27日 火曜日

長崎市 新庁舎建設実施設計



【長崎地域の地方公共団体が魚ノ町遺跡での長崎市新庁舎建設の為に建設事業者による「起工式」に出席】

長崎市は、長崎市魚ノ町の公会堂が立地する同市所有の公有地に於いて、長崎市新庁舎建設等、土地の利用の変更を想定し

2013年(平成25年)遺跡の予備調査を実施して遺跡の存在を確認、2017年(平成29年)1月より当該遺跡の予備発掘調査、

4月より東部前庭部の発掘調査、6月より長崎市公会堂建物の解体に着手した後、残余の敷地全体の発掘調査を実施、2018年(平成30年)末に発掘調査を終了し

弥生後期の土器残欠散布遺跡又江戸期から近代にかけての町家遺跡であることを明らかにし、当該の長崎市の魚ノ町遺跡で

2019年(令和元年)8月27日 火曜日 当該遺跡に於ける当該遺跡を破壊して行う長崎市新庁舎建設に関し、長崎市長他関係者が

建設事業者が執行する「起工式」(修祓の儀、降神の儀、献鉢、祝詞奏上、敷地祓の儀、地鎮行事(草刈初の儀、撤入の儀、鑿取の儀)、玉串奉獻、献車、昇神の儀、又、関係者挨拶)に発注者として出席しました。

当該遺跡は、凡そ弥生時代として3000年前以来の遺跡(文化財として、記念物、並びに、埋蔵文化財)です。

6年の歳月をかけて遺跡等調査により遺跡の存在と実態を段階的に確認し明らかにした当該遺跡の活用は計画されていません。

私達 当会は、皆様に、2019年(平成31年)1月18日 金曜日 以降『長崎国際歴史文化都市構想』(改訂2版: 2019年(令和元年)7月24日 水曜日)を記し、

1. 当該魚ノ町遺跡について、周辺地区の遺跡整備を優先し前提とする再開発を総合的に計画し漸次実施しつつ、西へ緩やかに傾斜する“土地の造形”を、そのまま活かし

(西部に踏馬場を設置し)長崎くんちの催事等が実施できる「今紺屋町中紺屋町本大工町遺跡記念催事広場公園」として整備し、当該遺跡を保存し、公開し、継承し、伝え、関わることを、提案し要望し

2. 同時に、長崎市新庁舎建設を、現代都市機能を集約し効率化高機能化する新市街域、並びに、公共居住区へと要望する浦上川河口東岸域(長崎県庁~長崎駅~三菱重工業株式会社長崎造船所茂里町工場跡一帯)に実現することを、提案し要望しています。 3. 私達 当会は、6年の歳月をかけて明らかにした遺跡調査の成果により、当該の長崎市魚ノ町遺跡を活用することを、提案し要望します。

神聖な儀式が進行する様に見えます。

私達 当会は、この土地の、この地域の、この国の、神々のことを考えることが、この土地の、この地域の、民俗、風土、民族、国、人類の在り方、と理解します。

私達 当会は、この国の神々について、その土地と地域の精靈達と先祖神である、と理解します。

神聖な儀式で、誰が、誰に、何を捧げ、何を奉るのでしょうか?

私達 当会は、遺跡の保存(現状保存)と活用と継承こそ、この土地の、この地域の、この国の、神々への奉仕である、と理解します。

今、私達 人類には、この土地の、この地域の、この国の、神々の姿が見えているでしょうか?

私達は、私達の活動の空間に於いて、この土地の遺跡が送り続けるメッセージを受けとめることが出来ているでしょうか? 遺跡は、人々のそして現代の私達の生と死の証です。

旧市街全体・世界文化遺産

— 養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より —

2019年(令和元年)5月5日 日曜日

養生所を考える会 代表 池知和恭

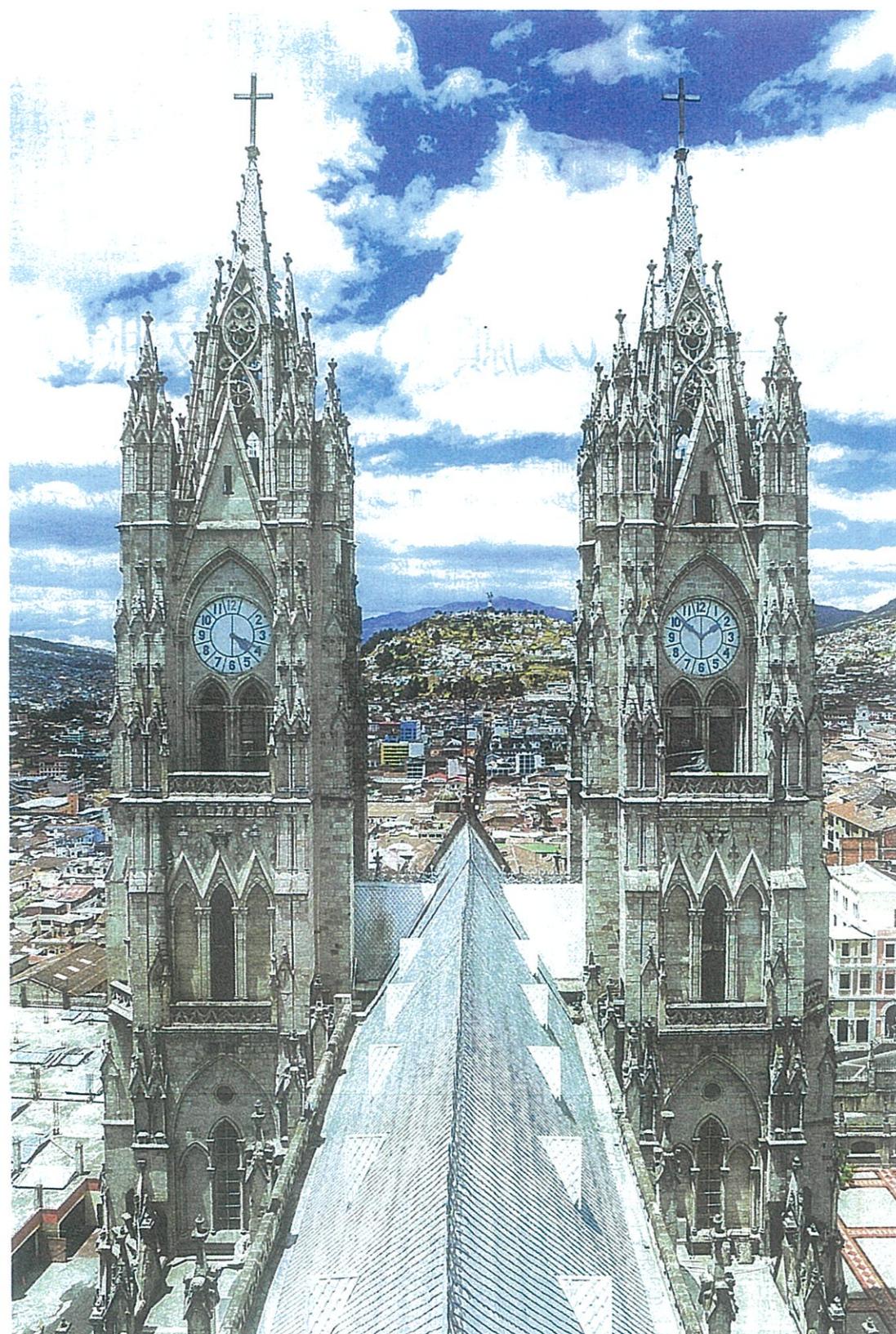
【第三種郵便物認可】

日本経済新聞社

2019年(令和元年)5月5日(日曜日)

24

The STYLE /



Photo/Robert Harding

旧市街を望む エクアドル

エクアドルの首都キトにあるヴォト国立大聖堂、その屋根から旧市街を望む。キリスト教聖堂の建築様式の一つであるバシリカ式聖堂で、南米最古のものと言われている。旧市街全体がユネスコの世界文化遺産に登録されている中で、ひときわそびえるランドマークだ。
（行き方）成田空港→マリスカル・スクレ空港（米アトランタ経由）→バスかタクシーで約2時間

五輪ではシドニーやアテネ、世界陸上ではエドモントンやヘルシンキを訪れた。でも、思い出深い街として真っ先に思い浮かぶのは、オランダのハーグ。国際司法裁判所で有名な街だ。

23歳のとき、ここを拠点に欧洲での転戦を始めた。どこの国の大企出場枠が取れたら飛行機で飛び、レースを走ってまたハーブに帰ってくる。当時、そんな日本人選手は朝原宣治さんと僕ぐらいだった。

滞在は1ヶ月ほど。エージェントが用意した3LDKのマンションには、国籍

様々な8人ほどの選手が詰め込まれていた。「俺が買った朝食、誰が食べたんだ!」ともめたりして。

ハーグの建物は似た造りが多く、すぐ近くに迷う。市民の足は自転車。オランダは人口よりも自転車の台数が多いらしい。僕も乗ってみたけど、迷子になるのが怖くて近づくをうろろしただけだった。

練習する競技場への道は、さすがに迷わなくなつた。中心街からバスに乗って北海側へ30分降りてから住宅街を500mほど歩く。そばに小学校があって、朝は登校する子どもたちと一緒になる。

早くに練習を終えて、そのまま夕方までぼーっとしている日があった。

午前中は小学校の子どもたちが体育の授業で出てきた。昼はおじちゃんやおばあちゃんがベタソク（金属球を投げて目標に寄せるスポーツ）に興じる。午後3時になると、学生の陸上クラブの練習が始まつた。もうちょっとたつと、お父さんがサッカーボールを蹴りだす。そしてみんな、わらわらと家路につく。

外国人の僕がいても誰も気にしない。

訪れた。こんなに小さかつただけと思つたけど、相変わらず放課後の子どもたちが走るスピードはそれぞれ違うけど、「行くよ」と声をかけてくれる。それと

が走り回っていた。

ころか、散歩しているだけのおじちゃん

もいる。どこまでも分け隔てのない、誰

のものでもないみんなの場所だった。

日本は目的と場所が必ずくついてい

る。「この建物は学校だ」「こっちは公民館だ」僕も陸上競技場は陸上をする場所だ

と思っていたけど、もしかして公園だった

んじゃないかな。そう思はせてくれたハ

ゲの競技場は、今の自分の原点だ。

昨年、10年ぶりぐらいでの競技場を

ためすえ・だい 1978年広島県生まれ。男子400mハードルの日本記録を樹立し、世界陸上選手権のスプリント種目で日本人初のメダルを獲得。現在はスポーツとテクノロジーに関するプロジェクトを手掛けるDeportare Partners代表。

NATIONAL GEOGRAPHIC

『エクアドルの首都キトにあるヴォト国立大聖堂… 旧市街全体がユネスコの世界文化遺産に登録されている中で、ひときわそびえるランドマークだ。…』

私達当会は、皆様に、歴史上の都市長崎、即ち、長崎惣町八十町と関連地域の全体を遺跡として認知・確認・保存・活用・継承し同時に

既に遺跡（文化財保護法上の「記念物」並びに「埋蔵文化財」）として知られる“養生所/(長崎)医学校等遺跡”及び“長崎奉行所西役所等遺跡群”について遺跡である土地に、現代の機能目的建物や道路を建設せず、遺跡を遺跡として保存し、時に再建し、活用し、継承することを提案し要望しています。

私達当会は、是等の、現代の長崎市街中心部に於ける、日本の歴史の現代への画期を成す、当該の主要な遺跡群は現代の長崎地域、並びに、世界に於ける日本地域の、恒久的なランドマークとなる、と理解します。

青山学院大学名誉教授 片桐一男先生（蘭学史・洋学史）は、“養生所/(長崎)医学校等遺跡”について2017年（平成29年）当該遺跡を見学され、長崎市立佐古小学校校舎等施設解体が完了し、遺跡としての“土地の造形”が明らかになった遺跡景観に「ありがとう、資料と説明があったから、よくわかるよ。これはこれでいいね。心の目でみる、ということだよね。」と見解されました。

私達当会は、遺跡について、ICT（information and communication technology）により、人々に、古写真その他の画像を主として、遺跡を紹介し案内することを提案し要望しています。

私達は、私達の活動の空間に於いて、この土地の遺跡が送り続けるメッセージを受けとめることができることが出来ているでしょうか？
遺跡は、人々のそして現代の私達の生と死の証です。

わからないを受け止めよ

2019年(令和元年)6月26日 水曜日

養生所を考える会 代表 池知和恭

— 養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より —

11 ディスラプション

【第三種郵便物認可】

日本 大正 沖縄 第1号

2019年(令和元年)6月26日(水曜日)

Disruption 断絶の先に

第3部 学びのカタチ ④

0.4秒 脳力が勝負を分かつ

長らく日本の情報通信技術を支えてきたNTT東日本研究開発センター(神奈川県厚木市)。ここ地下にはプロ野球球団顔負けの室内練習場があった。足を踏み入れると、乾いた噪音が気持ちいい。マウンドに立つピッチャーより対峙するバッター。よく見るとどこか奇妙だ。2人ともユニホームではなく全身黒タイツのような姿。顎からつま先までセシサーとゴーグルが計16個ついている。位置情報や加速度のデータから、打ったり投げたりする真剣勝負の「脳の様子」を見る。

プロの場合、ボールがピッチャーの手を離れてからバッターに到達するまでの時間はおよそ0.5秒。時速160km超を投げるメジャー・リーガー、大谷翔平選手になるとわずか0.4秒しかない。球速球を打ち返すにはボールが手を離れた瞬間から球筋を見極め、打つか見送るかを判断する。スイングに備え、体の微調整もいる。スポーツ科学プロジェクトを統括するNTTの柏野牧夫フェローによると「選手自身も自覚できてい、無意識的な0.4秒の世界が勝負の分かれ目になる」。

■生徒の「集中度」を色分け

スポーツの世界では「心技体」のうち、肉体を鍛える「体」のトレーニングを重んじる傾向にある。しかし、高校球児を経てプロ野球に入るレベルになると、みな高い身体能力を備えている。それでも一軍、二軍の差がつき、目の目を見ないまま球界を去る選手も少なくない。NTTのチームは、脳を使いこなす「脳力」が一流選手には欠かせないとみる。研究では、脳の力を生かして「心」と「技」を置いてもらう。

トップアスリートの脳を探り新たな鍛錬につなげる。こうした取り組みは世界でも珍しい。女子ソフトボールの日本代表が共同研究の契約を結んだ。プロ野球1球団とも協力、メジャーリーグも強い同心を探せる。

最大のパフォーマンスを求めて、スポーツだけでなく教育現場でも脳にアプローチする試みが始まった。

6月中旬、三浦学苑高等学校(神奈川県横須賀市)の1年生、24人の進学クラスを訪ねた。この日は日本史の授業。3人ずつの8グループに分かれ、歴史を語るがした太平洋戦争や戊辰戦争がなぜ起きたかを議論した。

生徒全員がハチマキのような装置を頭に巻いている。記憶



視線を計測する機器などを装着して野球の投打を解析する。(神奈川県厚木市のNTT東日本研究開発センター)



脳活動計測装置を頭に装着して授業を受ける生徒たち。一人ひとりの脳の活動量をリアルタイムで画面に表示する。(神奈川県横須賀市の三浦学苑高校)

や思考をつかさどる脳の前頭前野に近赤外線をあて山脈から

脳力を推し進む。「授業の理解度と集中力が関連するかどうかを検証していく」と東京大学の間一夫教授。教師の手元に

あるパソコン画面には、生徒全員の「集中度」が6段階の色

別に示される。議論が盛り上がったチーム3人の色は、全員

が赤、夢中になっていたようだ。

脳の機能が測れるようになった先には、その動きを操る時代が開ける。海外ではトップアスリートたちが脳を操る技術「ブレインテック」で脳を操作始めた。電極を頭に貼って微弱な電流を数十回路で「リフレーニング」する。日本でも重度のうつ病などの治療に使う医療装置の面倒版だ。数年前から市販され誰でも手に入る。スキーのショノブ選手の跳躍

力が大幅に改善したとの報告で人気は火をついた。プロのアスリートがソロボーリ選手やメジャー・リーガーも利用しているそうだ。東京五輪まで1年余り。英科学者オイラーは「脳ドーピングにあたるのではないか」と問題提起した。

生徒全員がハチマキのような装置を頭に巻いている。記憶

や能(AI)を開拓しユニークな意識が宿る機械を作る。また永遠のテーマだ。脳は宇宙と並び最後のプロジェクトだと「技術的には可能だ。マッドサイエンティスト(狂気の科学者)

と呼ばれるかもしれないが、何としても「死」は避けたい」

■意識を機械にアップロード

人の脳は記憶だけなく、意識や思考の軸でも宿ると言われる。まさに人間そのものだ。しかし脳科学でみると「一千億個以上の神経細胞(ニューロン)が連なる全長100万mの巨大な情報ネットワークにすぎない。この10年余、画像解析やセンサー、光通信などといったテクノロジーの急速な進化でおぼろげにその空が見えてきた。動物実験では複数記憶を消したり入れ替えたりすることもできるようになった」。

20年後、脳科学者東京大学の渡辺正峰准教授は自分の脳と機械とを接続して一体化するつもりだ。意識と機械にアップロード(移植する)し、命を迎え身体が蘇り、後も機械の中で永遠に生き続ける。危険無害ともいえるが、成功すれば「シングルアリティ(技術的特異点)」と呼ぶ概念で今

のAI社会を予言した。未来学者のレイ・カーブル氏も人の意識の機械への移植は今世纪半ばに実現するとみていく。シングルアリティは人間を超えるAIの登場だけが脅威というわけではない。人間がつくるテクノロジーがさらなるテクノロジーを次々と生み出し、指数関数的な速度の技術革新が政治や経済、医療や教育、スポーツのあり方を抜本的に変える。ブレインテックはその最たるものだ。

どんな技術にもメリットとデメリットがある。人間の象徴である脳に応用すると影響は計り知れない。予測通りにシングルアリティが2045年に起こりえるとしたら、遠くない将来は「人間とは何か」を問い合わせてきた人間そのものが姿容を失うかもしれない。

人間とはどこからきてどこへ向かうのか。一体何者なのか。人間の脳は意識と知能でできている。2つは異質のものだ。生物は一個違うものだから。

が、脳の中で換ることで生の会話や付き合いができる。昔は学んでも学んでも、情報社会のなかに絡め取られる。昔はしかし、AIは知能の部分を外部化する。意識の部分はデータ化できない。情報社会で意識の部分は置き去りにされている。共感するよりは知識で解決した方がいいという知能至上主義は危うい。

情報社会ではそれぞれの人間が1つの情報になっている。中国のアリババ集団による「信用スコア」は人間が情報化されてしまう。だからこそ、違う人間のことをわからうとするのではなく、違うことを前提に自分1人ではできないことを一緒に作りあげていく、という社会のあり方を学ばなければなりません。

聞き手は編集委員 矢野寿彦、猪俣里美 写真 浦田晃之介
(第3部おわり)

京大総長「わからないを受け止めよ」

私の学生の頃は知識を手に入れるには大学へ来なければならなかった。知識を持つ人間から伝達されるか、図書館で本を読んでその知識を得るしかない。今の時代は密室にいてもインターネットで基本的な情報なら手に入る。そういう意味では大学は知識を手に入れる学びの場ではなくなつた。

生きた知識は対話を通じて生の情報をやり取りすることで初めて得られる。言ったことが誤っていれば、間違っていると言ひ返せる。これによって情報や知識を学ぶこともできる。情報になったものを受け取るだけだと勝手に解釈されてしまふ。インターネットでは情報は伝達できても、情報から得る大切なものはやり取りできない。講義も聞くだけでは意味がない。対話によってやりとりするアクティブラーニング、考え方や考えたこと、考えることを学ぶ。実験やフィールドワークを通じ、生の経験を共有しながら学んでいく。

多くの人は、「わかること」が「学び」とだと勘違いしている。「わからない」ということを「知る」ことが学びだ。友達ならずっと付き合っていけばわかりあえると思っている人がいるが、人間なんてわかりあえない。わかりあえないことをいろいろやり取りしているところが学びだ。

知識だって同じで、いくら得てもわからないことはたくさんある。わからないということを学びながら、高みに上がる、深みに入っていくということを面白いと感じなければ学びではない。

人間は言葉によって、世の中に因果関係があるという物語を作った。原因と結果を理解する長大なプロセスを短くするため、知識を利用する。知識が誤っていたり未熟だったりすると、結果は本物ではなくなる。結果をすぐに求めようと、都合のいい知識を当てはめて、世界はわからない。世界はそれだけ諂ひ満ちている。

■一人ひとりが情報化される時代

もうどうする。変化を追いかえすれば良くなると考えるのは、現代資本主義、新自由主義の弊病かもしれない。日本も明治以降、とにかく変化を求めてきた。そのために科学技術は使われてきた。今は大きな転換期。私たちが捨て去った19世紀や20世紀に起きていたものをもう一度見直して再現する方が幸せかもしれない。そういう考えも学びの結果だろう。

生物は一個違うものだから。生物は一個違うものだから。が、脳の中で換ることで生の会話や付き合いができる。昔は学んでも学んでも、情報社会のなかに絡め取られる。昔はしかし、AIは知能の部分を外部化する。意識の部分はデータ化できない。情報社会で意識の部分は置き去りにされている。共感するよりは知識で解決した方がいいという知能至上主義は危うい。

情報社会ではそれぞれの人間が1つの情報になっている。中国のアリババ集団による「信用スコア」は人間が情報化されてしまう。だからこそ、違う人間のことをわからうとするのではなく、違うことを前提に自分1人ではできないことを一緒に作りあげていく、という社会のあり方を学ばなければなりません。

聞き手は編集委員 矢野寿彦
(第3部おわり)

【 Disruption 断絶の先に第3部 学びのカタチ ④ 京大総長「わからないを受け止めよ」】

1. 今の時代は密室にいてもインターネットで事本的な情報なら手に入る。そういう意味では大学は知識を手に入れる学びの場ではなくなつた。
2. 生きた知識は対話を通じて生の情報をやり取りすることで初めて得られる。(アクティブラーニング、実験、フィールドワーク)
3. 多くの人は「わかること」が「学び」とだと勘違いしている。「わからない」ということを「知る」ことが学びだ。
友達ならずっと付き合っていけばわかりあえると思っている人がいるが、人間なんてわかりあえない。わかりあえないことをいろいろやり取りしているところが学びだ。
知識だって同じで、いくら得てもわからないことはたくさんある。わからないということを学びながら、高みに上がる、深みに入っていくということを面白いと感じなければ学びではない。
4. 人間は言葉によって、世の中に因果関係があるという物語を作った。原因と結果を理解する長大なプロセスを短くするため、知識を利用する。知識が誤っていたり未熟だったりすると、結果は本物ではなくなる。
5. わからなくなつたときに原点に立ち返らず、先へ先へと進もうとする。変化を追いかえすれば良くなると考えるのは、現代資本主義、新自由主義の弊病かもしれない。日本も明治以降、とにかく変化を求めてきた。そのために科学技術は使われてきた。今は大きな転換期。私たちが捨て去った19世紀や20世紀に起きていたものをもう一度見直して再現する方が幸せかもしれない。そういう考えも学びの結果だろう。
6. 人間の脳は、意識と知能でできている。2つは異質のものだが、脳の中で操ることで生の会話や付き合いができる。しかし、AIは知能の部分を外部化する。意識の部分はデータ化できない。情報社会で意識の部分は置き去りにされている。共感するよりは知識で解決した方がいいという知能至上主義は危うい。
7. 情報社会ではそれぞれの人間が1つの情報になっている。……人間は自ら情報になりたがっているようだ。誰もがデータ化できるとなれば、人間はもう生物ではなくなる。生物は一個一個違うものだから。
8. 学んでも学んでも、情報社会のなかに絡め取られる。昔は、学べばそれだけ頭がよくなつて、世界を知って広がつた。しかし、今は莫大な量の情報の中に浮かんでしまう。絶望的ですらある。だからこそ、違う人間のことをわからうとするのではなく、違うことを前提に自分1人ではできないことを一緒に作りあげていく、という社会のあり方を学ばなければならない。

《私達当会は、皆様に、人類の存在とその未来への行為として、遺跡について、わからないものを流し破棄破壊滅失することを止め、わからないを受け止め、わからないものを保存し伝えることを、提案し要望します》
私達は、私達の活動の空間に於いて、この土地の遺跡が送り続けるメッセージを受けとめることが出来ているでしょうか？ 遺跡は、人々のそして現代の私達の生と死の証です。

二 義生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より



市民祝福

堺の魅力が世界に

This high-contrast, black-and-white photograph depicts a close-up scene. The lower-left portion of the frame shows a surface with a distinct hexagonal grid pattern, likely a metal mesh or a woven fabric. To the right of this patterned area, a bright, curved shape, possibly a piece of paper or a reflective object, is partially visible. The rest of the image is dominated by deep shadows and high contrast, making it difficult to discern specific details.

「日墳守つた」考 古学少年

仁德陵など世界遺産に

【……橋を架ける工事が始まっていた。……古墳は開発で破壊寸前だったが、市民の熱意で残った。橋はその証し。このまま残すべきです。……】

幾多の遺跡が、過去に、既に、破壊されました。遺跡は、そこにはしか、ありません。養生所／(長崎)医学校等遺跡を、市民の熱意で開発から守り、遺跡として残し、明治15年頃竣工の甲種医学校等の(新)講堂、又、“土地の造形”を基盤とする遺跡を再建しつつ、その過程の証として、建設中の学校校舎を、このまま残し、同時に、その一部を、遺跡関連の施設、即ち、医史学博物館や長崎來訪者へのゲストハウス、学术研究機関に、或いは設計変更し、或いは転用して完成させ、活用してはどうでしょうか。

“都市”から“遺跡”へ、“都市”に“遺跡”を！

“遺跡”で伝える

【原爆投下で壊滅した繁華街の遺構の再現・展示・出土品は資料館で保存し、現場にはレプリカを置く案が浮上】

私達当会は、長崎が遺跡であるとの認識を基礎に、皆様に、「長崎国際歴史文化都市構想」「日本開国」「日本遺産」「世界遺産」へ向けて(2019年(平成31年)1月18日 金曜日、改訂2版)、2019年(令和元年)7月24日 水曜日)により、日本遺産世界遺産とする市田町浜「先史時代・古代・備前田氏・中世紀前田治比氏(芦町氏・永源氏・大浦氏・矢上氏・時津氏・大島氏等)等遺跡群」「前市長崎遺跡」、長崎地城全体の「長崎キリシタンの里構想」、北部の「諫上キリシタンの里構想」「長崎原子爆弾被爆遺跡整備構想」、長崎市東一・諫上半島・後村半島に隣する「長崎キリシタンの里構想」を、又、南部では柳原頭を中心とする中国・香港・シンガポール・米露資本による一帯の自由化規光開港「長崎国際第二申章街構想」を提案し要望しています。

私達は、私達の活動の空間において、この土地の運営が送り続けるメッセージを受けとめることが出来ているでしょうか？ 運営は、人々のそして現代の私達の生と死の証です。

遺跡に住もう！

庄園・平和公國内“樂華”向日葵

卷之三

卷之三

第26019号

019年(令和元年)7月28日 日曜日
養生所を考える会 代表 池知和恭

—養生所／(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より

旧中島地区(広島)

2019年(令和元年)7月28日 日曜日

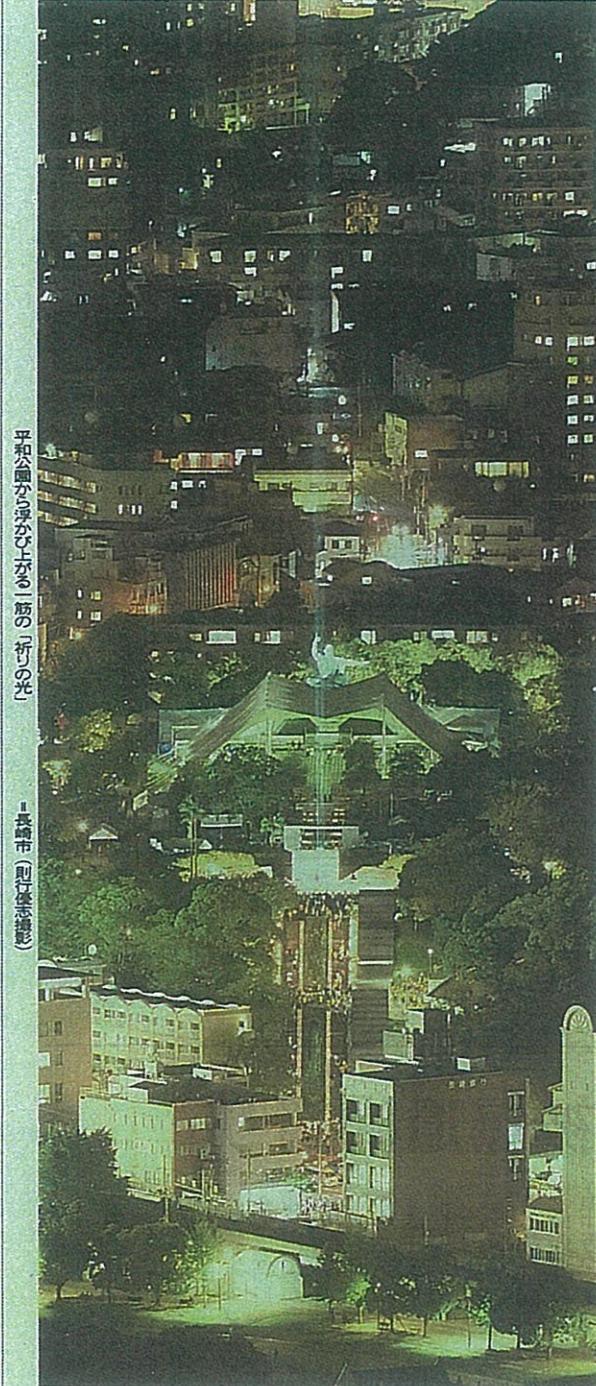
文字は踊る、遺跡は壊す

(1) 2019年(令和元年)8月9日 金曜日

長山一 楽介

昭和21年12月15日第3種郵便物認可

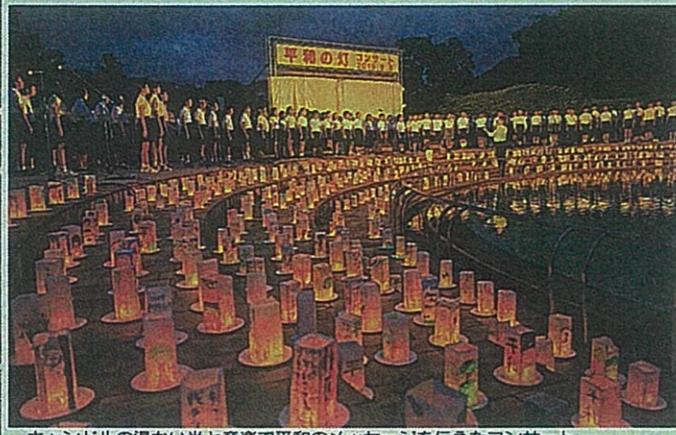
第26031号 (日刊)



平和公園から伸び上がる一筋の「祈りの光」

長崎市 制作委員会

「祈りの光」天高く



キャンドルの温かい光と音楽で平和のメッセージを伝えたコンサート
—長崎市、平和公園（濱崎武撮影）

被爆74周年
長崎原爆犠牲者慰靈平和祈念式典

時間	内容
10:40	被爆者歌う会「ひまわり」の合唱
45	開式、「長崎の鐘」打鐘
46	原爆死没者名奉安
48	式辞（長崎市議会議長）
52	歎水（遺族、被爆者、小学生、中学生、高校生の各代表）
54	獻花
11:02	黙とう
03	長崎平和宣言（長崎市長）
12	平和への誓い（被爆者代表）
19	児童合唱（城山小）
24	来賓あいさつ（首相、国連事務総長代理、知事）
40	「千羽鶴」合唱（純心女子高）
45	閉式

式典には、原爆犠牲者の追憶や被爆者をはじめ、安堵普三首相（米国やロシアなど）、核保有6カ国を含む66カ国の大使らが参列する予定。7月末までの1年間に死亡が確認された3402人の原爆死没者名簿4冊が奉安される。累計奉安数は18万2601人分となる。

原爆がさく裂した前午11時2分に黙とうをささげた。田中富久市長は「長崎止歩条約への署名・批准を訴える。田中富久市長は「長崎平和宣言」で、核保有国に核拡散防止条約（NPT）に基づく核軍縮の履行を求める。日本政府には核兵器禁止条約への署名・批准を訴える。田中富久市長は「長崎平和宣言」で、核保有国に核拡散防止条約（NPT）に基づく核軍縮の履行を求める。日本政府には核兵器

国連・中満氏 核廃絶「発信強化を」

長崎は9日、米国による原爆投下から74回目の「原爆の日」を迎えた。長崎市松山町の平和公園で午前10時40分から「長崎原爆犠牲者慰靈平和祈念式典」が開催される。来賓として参列する国連軍縮担当上級代表の中満泉事務次長は8日、長崎市内で報道陣の取材に応じ、「核兵器が確実に使われないためには廃絶しかない」という原点に戻る必要がある」と述べ、「核兵器廃絶に向けた被爆地の発信強化に期待した」。

【2、3、14、25～27面に関連記事、6面に時の顛】

きょう 長崎原爆の日 74回目

8月9日 (金) 先負 (旧暦7月9日)

事広報部 (095) 844-0394

企画部 (095) 844-0394

編集部 (095) 844-0394

写真部 (095) 844-0394

社会部 (095) 844-0394

文化部 (095) 844-0394

経済部 (095) 844-0394

社会部 (095) 844-0394

文化部 (095) 844-0394

経済部 (095) 844-0394

社会部 (095) 844-0394

文化部 (095) 844-0394

経済部 (095) 844-0394

社会部 (095) 844-0394

文化部 (095) 844-0394

経済部 (095) 844-0394

社会部 (095) 844-0394

文化部 (095) 844-0394

経済部 (095) 844-0394

社会部 (095) 844-0394

文化部 (095) 844-0394

経済部 (095) 844-0394

社会部 (095) 844-0394

文化部 (095) 844-0394

経済部 (095) 844-0394

社会部 (095) 844-0394

文化部 (095) 844-0394

経済部 (095) 844-0394

社会部 (095) 844-0394

文化部 (095) 844-0394

経済部 (095) 844-0394

社会部 (095) 844-0394

文化部 (095) 844-0394

経済部 (095) 844-0394

社会部 (095) 844-0394

文化部 (095) 844-0394

経済部 (095) 844-0394

社会部 (095) 844-0394

文化部 (095) 844-0394

経済部 (095) 844-0394

社会部 (095) 844-0394

文化部 (095) 844-0394

経済部 (095) 844-0394

社会部 (095) 844-0394

文化部 (095) 844-0394

経済部 (095) 844-0394

社会部 (095) 844-0394

文化部 (095) 844-0394

経済部 (095) 844-0394

社会部 (095) 844-0394

文化部 (095) 844-0394

経済部 (095) 844-0394

社会部 (095) 844-0394

文化部 (095) 844-0394

経済部 (095) 844-0394

社会部 (095) 844-0394

文化部 (095) 844-0394

経済部 (095) 844-0394

社会部 (095) 844-0394

文化部 (095) 844-0394

経済部 (095) 844-0394

社会部 (095) 844-0394

文化部 (095) 844-0394

経済部 (095) 844-0394

社会部 (095) 844-0394

文化部 (095) 844-0394

経済部 (095) 844-0394

社会部 (095) 844-0394

文化部 (095) 844-0394

経済部 (095) 844-0394

社会部 (095) 844-0394

文化部 (095) 844-0394

経済部 (095) 844-0394

社会部 (095) 844-0394

文化部 (095) 844-0394

経済部 (095) 844-0394

社会部 (095) 844-0394

文化部 (095) 844-0394

経済部 (095) 844-0394

社会部 (095) 844-0394

文化部 (095) 844-0394

経済部 (095) 844-0394

社会部 (095) 844-0394

文化部 (095) 844-0394

経済部 (095) 844-0394

社会部 (095) 844-0394

文化部 (095) 844-0394

経済部 (095) 844-0394

社会部 (095) 844-0394

文化部 (095) 844-0394

経済部 (095) 844-0394

社会部 (095) 844-0394

文化部 (095) 844-0394

経済部 (095) 844-0394

社会部 (095) 844-0394

文化部 (095) 844-0394

経済部 (095) 844-0394

社会部 (095) 844-0394

文化部 (095) 844-0394

経済部 (095) 844-0394

社会部 (095) 844-0394

文化部 (095) 844-0394

経済部 (095) 844-0394

社会部 (095) 844-0394

文化部 (095) 844-0394

経済部 (095) 844-0394

社会部 (095) 844-0394

文化部 (095) 844-0394

経済部 (095) 844-0394

社会部 (095) 844-0394

文化部 (095) 844-0394

経済部 (095) 844-0394

社会部 (095) 844-0394

文化部 (095) 844-0394

経済部 (095) 844-0394

社会部 (095) 844-0394

<p

2019年(令和元年)8月9日 金曜日

養生所を考える会 代表 池知和恭

【遺跡都市=平和都市】

- 養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より -

開
局
県
事
業
総
合
地
域
会
議
2019年(令和元年)8月9日 金曜日
(23)

都市再生緊急整備地域へ

県と長崎市が初会合



沿岸部を含む区域
は、URIZに指定される。

民間の都市開発事業に対して優遇措置が講じられる「都市再生緊急整備地域」に長崎市中心部の指定を目指すと、県と同市は、官民連携による準備協議会の初会合を開いた。出席した委員たちは都市開発や産業振興について活発に意見を交わした。

都市再生緊急整備地域は、国が都市開発を推進すべきと判断した地域を指定。指定エリア内には一定の要件を満たした民間の都

市開発事業に財政支援や低利融資、税の軽減といった優遇措置がある。全国で55地域が指定を受けている。市中心部は1つ目を候補地域に选んだ。

会合で県と同市は、指定エリアの準備方針の素案を示した。エリアは松が枝、出島、浜町、新大工町、長崎駅周辺、吉町など6の地区を含む約400万平方㍍。方針には都市機能の集約化の促進や、防災の重要性などを盛り込んでいる。

出席した委員たちは、指定エリアの範囲を疑問視する。

る意見や、方針などに九州新幹線長崎ルートの暫定開業を見据えた視点が欠けていると指摘する声が上がった。また、同市の人口流出延止め方から現状を踏まえ、「著者の雇用をどう確保するか」という方針を持つべき必要がある「東京や福岡に負けない」という根拠が必要だと譲歩が及ぶた。

県と同市は年度内に会合を複数回開き、素案を修正していく予定。来年度中の地域指定を目指していく。
(岩佐誠太)

「「都市再生緊急整備地域」に長崎市中心部の指定を目指そうと、県と市は…」

【遺跡都市=平和都市】構想とその実現の要望】

過去を顧みる／私達当会は、皆様に、遺跡都市は平和都市である、と提案し、之を「遺跡都市=平和都市」構想として、その実現を要望します。

日本は、381年前、江戸時代、島原の乱の終結以降、230年間、ほぼ、国際上の戦争、相互の干渉、又、内線を停止しました。
遺跡は、その土地の風土と共にあります。風土は、伝統的な事象で、行動を伴います。

私達の風土とその行動は、平和に繋がっている筈ではないでしょうか？

遺跡は、人々の生と死の証です。そして、現代の私達の生と死の証でもあります。

私達当会は、遺跡を破壊するとは、之等を破壊する、又、之等が、既に、破壊され消失していることを示唆する、と理解します。

1. 私達当会は、長崎市中心部一帯、旧市街域一帯について、先史時代より中世は肥前丹治比氏(戸町氏、永崎氏等)深堀氏等に関する遺跡(東アジアの中の長崎地域)、中世末期から近世初頭に至る有馬氏と大村氏とローマ・カトリックによる町建て—西洋式の城塞都市、日本の流通商業自治都市としての遺跡、之を継承する、近世の長崎奉行支配に係る城下町としての長崎惣町80町の遺跡、長崎代官支配に係る属邑又近隣の都市長崎関係拠点又長崎半島-彼杵半島-諫早方面の遺跡
(都市長崎遺跡／長崎キリストンの里構想)、並びに、近代長崎と原子爆弾被爆の遺跡、戦後復興の遺跡
(近代の始まりと近代の終焉、現代への道程)と認知します。

2. 私達当会は、皆様に、「遺跡(remains, ruins, antiquities, dig, dig site, monument, relic, archaeological sites, …World Heritage Site…)、又、遺跡の「人類存在上の価値」について」(2019年(令和元年)5月11日 土曜日)、「再興空間主義宣言」(2019年(令和元年)6月29日 土曜日)、「遺跡の美」(2019年(令和元年)7月4日 木曜日)、「共存」と遺跡」(2019年(令和元年)7月19日 金曜日)、「風土と遺跡」(2019年(令和元年)7月26日 金曜日)、「遺跡と建築—『記憶の空間』より—文化財」(2019年(令和元年)8月12日 月曜日)、「遺跡—人類に於ける正統としての創造と幸福より」(2019年(令和元年)8月16日 金曜日)、「文明のかたちと長崎、提案と要望」(2019年(令和元年)8月21日 水曜日)、「[日記] “文明のかたちと遺跡の保存と継承”」(2019年(令和元年)8月23日 金曜日)、「[日記] “建築と遺跡”」(2019年(令和元年)8月24日 土曜日)、等により、又、その方策として、「長崎国際歴史文化都市構想」(2019年(平成31年)1月18日 金曜日、改訂2版: 2019年(令和元年)7月24日 水曜日)、「[日本遺産][世界遺産]『都市長崎よりの日本開国 世界文明の始発～山と海・坂と空・水・都市遺跡のハーモニー～』」(2019年(平成31年)2月11日 月曜日、改訂1版: 2019年(平成31年)3月3日 日曜日)、「文化財保護法の一部改訂に伴う長崎県の「大綱」への提案と要望」(2019年(令和元年)5月1日 水曜日)により、遺跡の遺跡としての存在(実態)と機能(過去を顧みる)と遺跡としての景観、並びに、現代の都市として目的と機能と空間の構成又各施設の目的と機能と空間を、双方が全き存在として“共存”する措置を執ることを、提案し要望しています。

3. 私達当会は、皆様に、当該の遺跡である、長崎市中心部、即ち、旧市街域一帯に於ける「都市再生緊急整備地域」の指定に先立ち、優先して、2019年(平成31年)4月1日施行の文化財保護法の一部改訂に伴い、長崎県が計画している「大綱」、又、本紙、又、本紙1、2による、当該遺跡の認知(把握)、確認(発掘等調査)、現状保存(保存)、遺跡に人々の生活の中での機能を与えること／過去を顧みること(活用、公開、整備)、語り継ぎ関係し行うこと(継承)の総合的な実施計画の策定を行うこと、を提案し要望します。

4. 私達当会は、皆様に、遺跡である、長崎市中心部、即ち、旧市街域一帯に於ける「都市再生緊急整備地域」の指定に関する民間の都市開発事業に対する優遇措置について、之を、当該の遺跡の遺跡としての存在と機能並びに遺跡としての景観の保全、時に再建、存在の把握(認知)・発掘等調査(確認)・保存(現状保存)・活用・公開・整備・継承、又、現代の建物の範囲、地上の高さ又地下の深さの範囲、並びに、地上地下の設計/構造の規制等の為に活用することを、地方行政上、規定し、又は、誘導する条例を制定すること、を提案し要望します。

インフラツーリズム

2019年(令和元年)8月12日 月曜日

養生所を考える会 代表 池知和恭

- 養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より -

21 特集

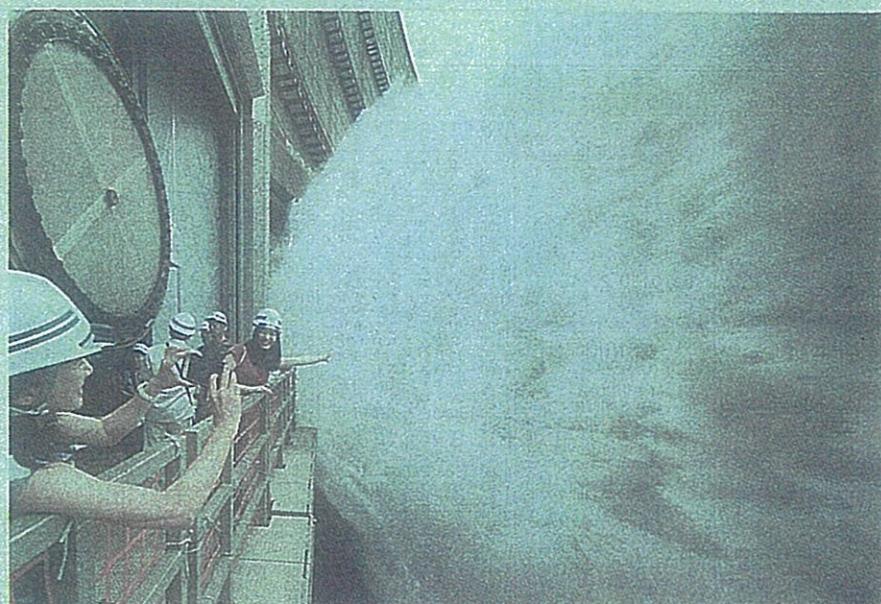
【第三種郵便物認可】

日本経済新聞

2019年(令和元年)8月12日(月曜日)



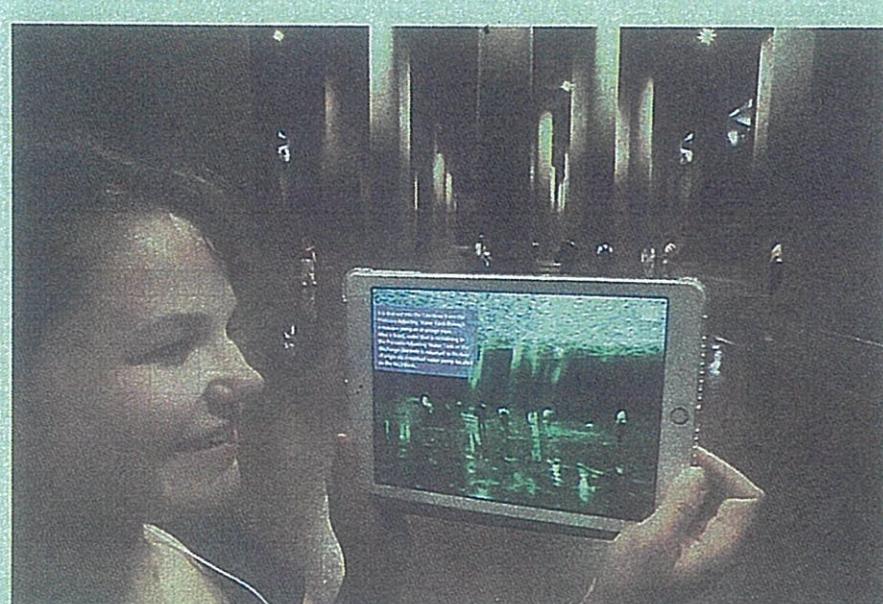
第二海堡の砲台跡。灯台が立つコンクリートには「FORT No.2」の文字が残っていた



豊平峡ダムでは放流口から約3㍍の距離まで近づけるツアーを年1回実施。毎秒2㌧の水が噴き出し、参加者からは「怖いくらいの迫力」と声があがった(札幌市南区)



横須賀港から船で25分。島からは東京湾が360度見渡せた(第二海堡)



首都圏外郭放水路のツアーでARアプリを使う米国から参加したダイアン・スタンさん。「日本の水害対策を知ることができ勉強になった」と話す(埼玉県春日部市)



水位調整で夏季だけ現れるダム湖の滝。ライトアップは9月下旬まで毎日行われる(岩手県西和賀町)

IN FOCUS

国内の秘境 インフラ観光

写真が語るニュース

「明治時代の戦争に備えた島が今も残っているななど」と驚いた。洋子は写真撮影を楽しむ人だ。『軍の軍艦島』とも呼ばれる「軍艦島」とも呼ばれる長く立ち入り禁止だった「第二海堡(かいほり)」(千葉県鷹島津市)。旧日本陸軍が東京湾に建設した人工島への上陸ツアーが今春から始まった。現在は国土交通省が管理し灯台が設置され航路監視業務などに使われている。ダムなどのインフラを観光資源に活用するインフラツーリズムが広がっている。民間旅行会社のツアーが年々増加。普段は立ち入れない施設見学で人気呼び込み、地域活性化につながる動きある。国交省のポータルサイトの掲載件数は4,871(2019年7月)に上る。

岩手県西和賀町のダム湖「錦秋湖」では水位が低下する7月下旬にイベントを開催した。町は大規模な投資をせずにさわ

いを創出できること今年からワイ

トアップに協力。町内宿泊者に

は湖面をステンドグラスドーム

ボード(60㍍)で巡るツアー

も提供し、2日間で町の人々に

迫る約5千人が来場した。

受け入れる施設側も工夫を凝らす。「地下神殿」の通称で人

気の首都圏外郭放水路(埼玉県

春日部市)。地下の巨大空間は

洪水対策のための調圧水槽だ。

見学時には見られない排水時

様子を疑似体験するAR(拡

張現実)アリを導入。水がたま

る様子が途中画面映し出さ

れ、多言語で解説も試めら

れる。インフラツーリズムの知

名度は16%。同省調査によると、

また、今後は訪日客の対応に

周辺地域への立ち寄りや宿泊に

まで広げ、約50万人(17年度)

の年間来訪者数を20年度には倍

増させる計画だ。

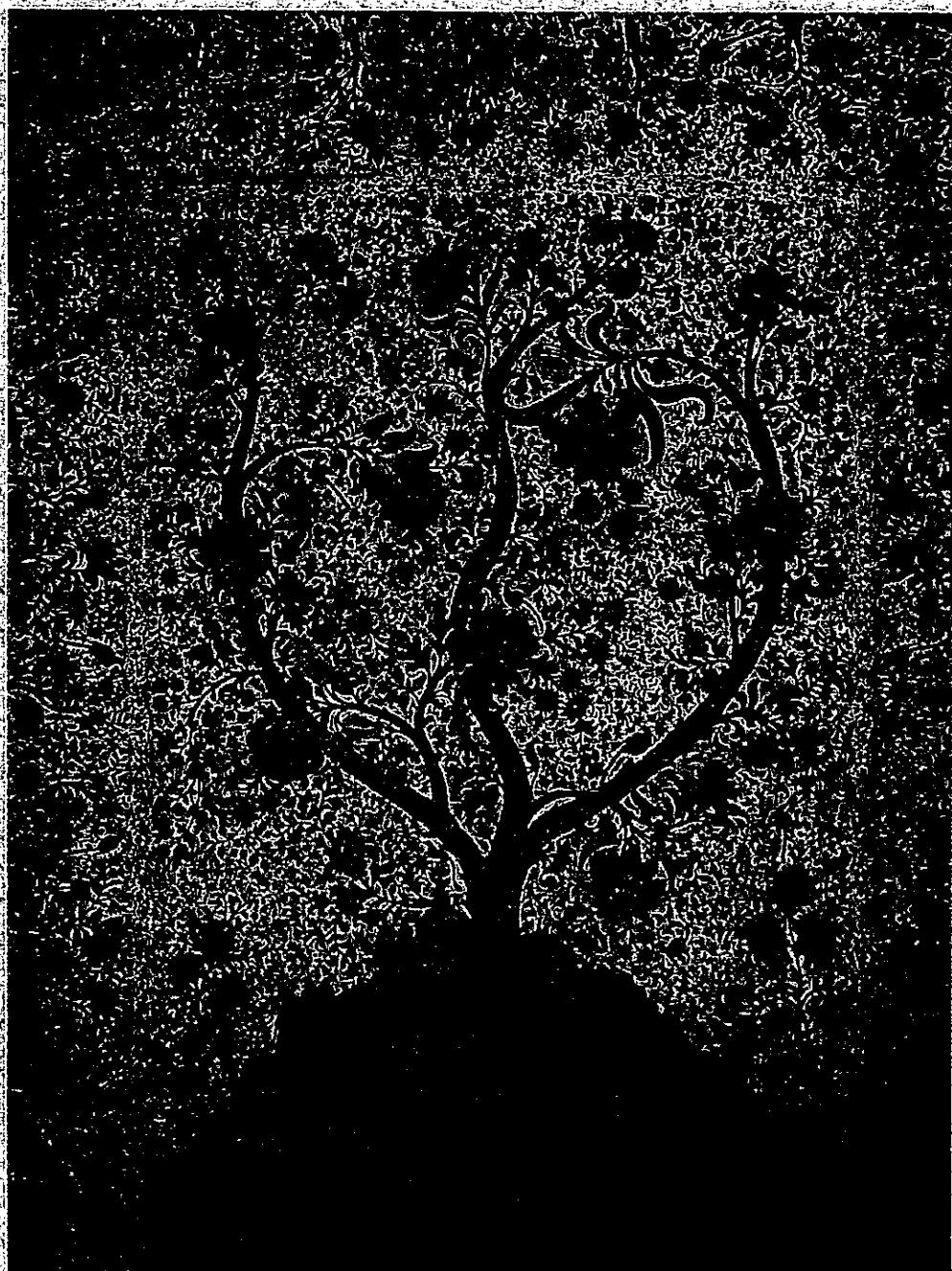
写真・文 棚口 慧 航

経済や社会の変化に焦点を合わせ、第一線の現場を写真で切り取る「IN FOCUS」は、随時掲載いたします。電子版ではさらに多くの写真や映像をご覧になれます。▶トップトピック一覧→その他

デザイン/レイアウト 原田桂子 上原翔大

私達当会が、皆様に、お知らせしている、遺跡としての“土地の造形”は、同時に、現代に継承され、私達の生活に活用されている、歴史的な人類の活動空間としてのインフラです。私達当会は、遺跡又現代生活へのインフラである“土地の造形”的現状保存と再建と継承を基盤とするインフラツーリズムを提案し要望します。主題は「歴史都市長崎のインフラ」です。♪

「生命の樹」



アジアの大衆芸術十選

九州大学教授 後小路雅弘

(10)

咲き乱れる花々、枝を伸ばす山の巨大な樹木。鳥たちは歌い、獣たちは駆ける。香しい空気、雅やかな音楽が満ちる幸福な風景。「樂園」とも見えるこの風景は、どこなのか。ヨーロッパはアジアに憧れ、その珍しい産物を求め、強力な武器を手に、遠い海をやってきた。持ち帰られた珍奇な品々はさらに欲望を煽り、異国趣味が最新の流行となつた。

現実にはどこにもない幻想のアジア、ヨーロッパのお屋敷の壁面を飾るために、英國人が過剰な異国趣味で味付けしてデザインし、インドから英國東インド会社のインドから、の輸入品の花形は綿製品である。やがて、もうと過剰な異国情緒が求められるようになる。ひとは、「インド」といつよりヨーロッパに真実よりは身勝手な幻想を好むものだ。

（1）
この更紗（染織）は、インドや中国、アフリカなどのさまざまな要素を混ぜ合わせ、世界の源としての「生命の樹」を中心に据えた、現実にはどこにもない幻想のアジア、ヨーロッパのお屋敷の壁面を飾るために、英國人が過剰な異国趣味で味付けしてデザインし、インドで現地生産された「インド更紗」なのだ。

【…わたしたちがそこに見ているのは「インド」というよりヨーロッパによる「幻想」なのである。】

……樂園とも見えるこの風景は、どこなのか。

ヨーロッパはアジアに憧れ、その珍しい産物を求め、強力な武器を手に、遠い海をやってきた。

持ち帰られた珍奇な品々はさらに欲望を煽り、異国趣味が最新の流行となつた。

……人は、つねに真実よりは身勝手な幻想を好むものだ。

この更紗（染織）は、インドや中国、アフリカなどのさまざまなもの要素を混ぜ合わせ、世界の源としての「生命の樹」を中心に据えた、現実にはどこにもない幻想のアジア、ヨーロッパのお屋敷の壁面を飾るために、英國人が過剰な異国趣味で味付けしてデザインし、インドで現地生産された「インド更紗」なのだ。

わたしたちがそこに見ているのは「インド」というよりヨーロッパによる「幻想」なのである。

私達 人類は、幾つもの“身勝手な幻想”や“xxによる「幻想」”を胸に抱いて、走り続けているのではないでしょうか？

私達 当会は、遺跡について、人類に関する事象のうち、唯一、再確認できる“事実”である、と理解します。

私達 当会は、皆様に、遺跡、人類に於ける普遍的な正統としての創造と幸福、並びに、平和の最も深い基層で在り得る

その存在について、遺跡の認知（存在の把握）、確認（発掘等調査）、現状保存（保存）、遺跡に人々の生活の中での機能を与えること／過去を顧みること（活用、公開、整備）、語り継ぎ関係し行うこと（継承）、を提案し、要望しています。

私達は、私達の活動の空間に於いて、この土地の遺跡が送り続けるメッセージを受けとめることができているでしょうか？ 遺跡は、人々のそして現代の私達の生と死の証です。

クラフト・ツーリズム

— 养生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より —

2019年(令和元年)8月31日 土曜日

養生所を考える会 代表 池知和恭

新奇山長 2019年(令和元年)8月31日 土曜

(11) 口一カル 紙面編集・今道歩



クラフト・ツーリズム 始動

地域のものづくり文化、続く波佐見焼の伝統技術、や産業を観光に生かす、や人材・食文化、景観などを観光資源として世界へ「クラフト・ツーリズム」を発信。インバウンド獲得を狙う。町内の観光スポット「西の原」(井石郷)を拠点に宿泊施設や体験工房などを整備。海外に向けたアピールができる新商品や食の開発も視野に入れる。

協議会には、町内の窯業、元や商社、観光業など約10団体が参加。日本各地の伝統文化や産業を掘り下げ、来年度に協議会の発足。全国の産地に呼び掛け、来年度に協議会の全国大会開催を目指す。

波佐見町のクラフト・ツーリズムは、400年

波佐見焼産業を観光に

起こし、海外に発信する
経済産業省の「ローカル
クリルジャパン推進事
業」の採択を受け、イン
バウンドを専門とする外
部プロデューサーも参画
する。

【...xx ツーリズム...】
当会が、皆様に、お知らせしている、遺跡としての“土地の造形”は、
人々の生活に活用されている、歴史的な人類の活動空間としてのインフラ（Infrastructure：下部構造、基盤）です。
人類の活動空間としてのインフラである“土地の造形”の現状保存と再建と継承を基盤とする
ツーリズムを提案し要望します。 主題は「歴史都市長崎のインフラ」です。
この土地の遺跡が送り続けるメッセージを受けとめることが出来ているでしょうか？ 遺跡は、人々のそして現代の私達の生と死の証です。

私達当会が、皆様に、お知らせしている、遺跡としての“土地の造形”は、同時に、現代に継承され、私達の生活に活用されている、歴史的な人類の活動空間としてのインフラ(infrastructure:下部構造、基盤)です。私達当会は、遺跡、又、人類の活動空間としてのインフラである“土地の造形”的現状保存と再建と継承を基盤とするインフラツーリズムを提案し、要望します。主題は「歴史都市長崎のインフラ」です。

私達は、私達の活動の空間に於いて、この土地の遺跡が送り続けるメッセージを受けとめることができているでしょうか？ 遺跡は、人々のそして現代の私達の生と死の証です。

一 目

紙面編集・今道歩 2019年(令和元年)9月1日 日曜日 文化 (16)

紙面編集・今道歩 2019年(令和元年)9月1日 曜日 文化 (16)

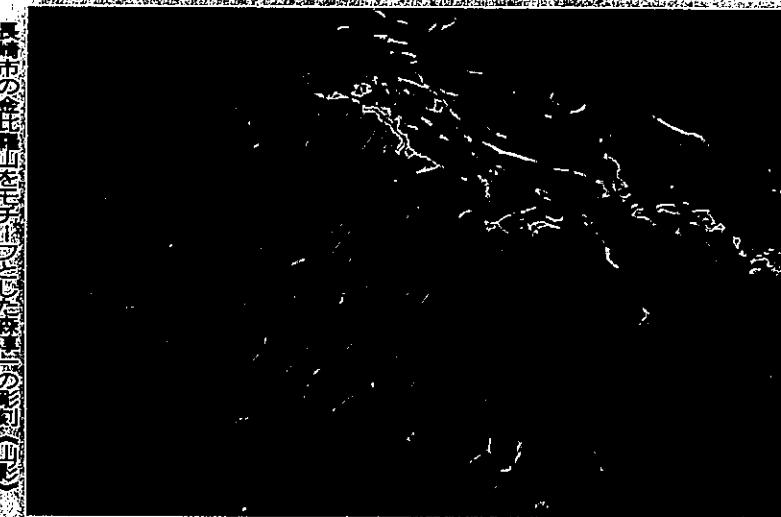
サンディーアート

第1回曜日掲載

古文行

来るオリンピック・パラリンピックイヤーに向け、各界においてさまざまなプロジェクトが進行していることと思う。文化・芸術関係では政府肝いりで文化庁が主導している「日本博」が進行中だ。「縄文から現代」および「日本人と自然」をコンセプトに据えたこのプロジェクトは、公式プログラムとして認定された展览会や公演など、全国各地で開催される多様な催しによって構成される。私が勤務している長崎県美術館にも日本博がらみの展览会開催の打診がチラホラと来て

長崎県美術館学芸専門監のなかま野中明



本県作家3人も参加

いるが、また何とも言えないと、いふ状況……。

あまの上品な話ではないが、この日本博のプログラムとして採択された事業にはかなりの額の採択金が交付される。なので、少しでもコンセプトに引っかかりそうな手持ち企画があれば応募してある価値はある。と言つても、そもそもマジバフ、予算規模、企画力すべてにおいてそれなりの体力を貢献していないと、応募するという行為に至る……とする難しい。

そうなると、やはり中心となるのは国立系の施設で開催されるイベント。首都圏所在の施設では、2020年は話題や集客の面で日本博からみの企画とぶつかり合つたから、無理をせずにおとなしくしておこう「」という判断をしているところも多い。といふところも多かったりう話を聞くと、こんな中で、長崎にどうしてうれしい情報を一つ。文化庁の新進芸術家海外研修制度の成果を発表する「DOLMANI・明日展」というグループ展が毎年六本木の国立新美術館で開催されている。2020年は日本博参画プロジェクトとして企画性の高い展覧会になるとのことだが、参加する12人（物故者含む）のうちの3人を長崎県出身の作家が占めている。森淳一氏、栗林憲氏、栗林隆氏。「傷ついた風景の向こうに」という展示会のテーマ設定によると、これも大きがもうが、素晴らしい出来事であることに変わりはない。

欠けていることから…

2019年(令和元年)7月13日 土曜日

養生所を考える会 代表 池知和恭

- 養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より -

27

読書

2019年(令和元年)7月13日(土曜日)

電車男 や君の名は。」
手掛けた映画アートを
世界から猫が消え
たならなどのヒット消え
て、新作を元
照的思い出を掘り起
て、新作記を元
憶を持つ小説家でもある。
テ・マ・は「認知症」と題した
「5年ほど前、久々に会
うた祖母から、「あなたれ
?」と言われた」。ショソ
クたつたのと同時に、「どう
答えば自分を証明できる
のかとも思った。改めて記
憶を確認していくといか

あと
あと
あと

「百花」川村 元氣氏

記憶という人間の本質問う



読
書

書

【…つまり、人間の個性は覚えていることより、欠けていることから生まれる】 そう考え…】

私達当会は、遺跡について、一般に、人類の活動の痕跡と理解され、“土地の記憶”とも表現できる、と理解します。

私達当会は、遺跡について、一般に、痕跡、と表現し得る処より理解できるとおり、完全な状態や機能を附隨して遺存することは稀であると理解します。

私達当会は、遺跡について、個別の遺跡の存在上の個性は、完全であることより、むしろ、欠けていることから生まれる、と理解します。

私達当会は、個別の遺跡について、残存状態が良くないことを、当該遺跡の“価値”的順位に置換し、又、遺跡の破壊や撤去の根拠にすること止め、それぞれの個別の遺跡の現状を、遺跡の存在上の個性として受容し、現状保存し、当該の現状を当該遺跡の存在上の個性として活かし、遺跡の遺跡としての活用を実現することを、提案し要望します。

私達は、私達の活動の空間に於いて、この土地の遺跡が送り続けるメッセージを受けとめることができているでしょうか？ 遺跡は、人々のそして現代の私達の生と死の証です。

…床や天井がゆがみ…

— 養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より —

改訂1版:2019年(令和元年)9月6日 金曜日

2019年(令和元年)8月10日 土曜日

養生所を考える会 代表 池知和恭

日本経済新聞

2019年(令和元年)8月10日(土曜日)

文化 36

アーティストが自らの死に向き合ったときの不安や恐れ、もどかしさを、ともに体験するような展示だった。大空間に赤や黒の糸を張り巡らせるなど、スケールの大きな作品で知られる塩田千春の回顧展「塩田千春展 魂がふるえる」が東京・六本木の森美術館で10月27日まで開かれている。

ドイツに、ナチスの迫害を受けたユダヤ人の歴史を伝える「ベルリン・ユダヤ博物館」という場所がある。唐突だが、塩田の展覧会を巡った後、この博物館のことを考えて命がけで亡命したり、隠れ家に潜んで生きのびたり、強制収容所で無念の死を迎えた人々の体験を「建築」で追体験させる施設である。

来館者は、床や天井がゆがみ、視界をさえぎるように柱が交わる迷路さながらの通路をたどる。一筋の光だけが差し込む暗闇の部屋が、わずかな希望を頼りに苦難と絶望を生きた人々の存在を強烈に印象づける。塩田の回顧展もまた、「不在のなかの存在」というテーマをあぶり出しつつ、生と死、身体についての彼女の思考をなぞるように

ドツに、ナチスの迫害を受けたユダヤ人の歴史を伝える「ベルリン・ユダヤ博物館」という場所がある。唐突だが、塩田の展覧会を巡った後、この博物館のことを考えて命がけで亡命したり、隠れ家に潜んで生きのびたり、強制収容所で無念の死を迎えた人々の体験を「建築」で追体験させる施設である。

来館者は、床や天井がゆがみ、視界をさえぎるように柱が交わる迷路さながらの通路をたどる。一筋の光だけが差し込む暗闇の部屋が、わずかな希望を頼りに苦難と絶望を生きた人々の存在を強烈に印象づける。塩田の回顧展もまた、「不在のなかの存在」というテーマをあぶり出しつつ、生と死、身体についての彼女の思考をなぞるように

文

化

糸で織りなす心の風景

めたりした糸の全長は、約280キロメートルに及ぶ。糸はもつれる、絡まる、切れる、結ばれる、張りついているのだ。

◆

1972年、大阪府出身の片岡真美氏だ。「身体性」「生と死という根源的な問いに向き合ってきた」と塩田は語る。他者や社会に向けて糸を投げかけ、もつれあい、人との関係を表す言葉でもある」と塩田は語る。

◆

1972年、大阪府出身の片岡真美氏だ。「身体性」「生と死という根源的な問いに向き合ってきた」と塩田は語る。他者や社会に向けて糸を投げかけ、もつれあい、人との関係を表す言葉でもある」と塩田は語る。

◆

1972年、大阪府出身の片岡真美氏だ。「身体性」「生と死という根源的な問いに向き合ってきた」と塩田は語る。他者や社会に向けて糸を投げかけ、もつれあい、人との関係を表す言葉でもある」と塩田は語る。

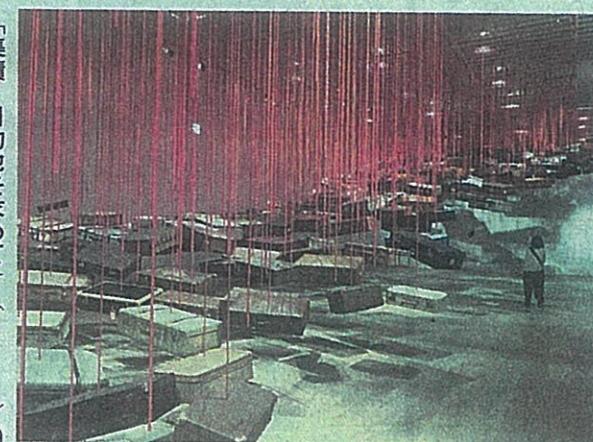
◆

1972年、大阪府出身の片岡真美氏だ。「身体性」「生と死という根源的な問いに向き合ってきた」と塩田は語る。他者や社会に向けて糸を投げかけ、もつれあい、人との関係を表す言葉でもある」と塩田は語る。

◆



「塩田千春展 魂がふるえる」



生と死に向き合う旅路

「不確かな旅」(2016/19年、鉄枠、赤毛糸)

「集積—目的地を求めて」(2016/19年、スース)

「ケース、モーター、赤ロープ」

（編集委員 篠田直子）

【…「建築」で追体験…。…床や天井がゆがみ、視界をさえぎるように柱が交わる…。】

生と死に向き合う旅路

…糸の全長は、約280キロメートルに及ぶ。…

私達当会は、皆様に、『遺跡(remains, ruins, antiquities, dig, dig site, monument, relic, archaeological sites, World Heritage Site)』、又、遺跡の「人類存在上の価値」について(2019年(令和元年)5月11日土曜日)、『再興空間主義宣言』(2019年(令和元年)6月29日土曜日)、『遺跡の美』(2019年(令和元年)7月4日木曜日)、『共生』と『遺跡』(2019年(令和元年)7月19日金曜日)、『風土と遺跡』(2019年(令和元年)7月26日金曜日)、『遺跡と建築』—『記憶の空間』より—『文化財』(2019年(令和元年)8月12日月曜日)、『遺跡—人類に於ける正統としての創造と幸福より』(2019年(令和元年)8月16日金曜日)、『文明のかたちと長崎、提案と要望』(2019年(令和元年)8月21日水曜日)、『[日記]“文明のかたちと遺跡の保存と継承”』(2019年(令和元年)8月23日金曜日)、『[日記]“建築と遺跡”』(2019年(令和元年)8月24日土曜日)、等により、又、その方策として、『長崎国際歴史文化都市構想』(2019年(平成31年)1月18日金曜日、改訂2版:2019年(令和元年)7月24日水曜日)、『[日本遺産][世界遺産]『都市長崎よりの日本開国 世界文明の始発～山と海・坂と空・水・都市遺跡のハーモニー～』』(2019年(平成31年)2月11日月曜日、改訂1版:2019年(平成31年)3月3日日曜日)、『文化財保護法の一部改訂に伴う長崎県の「大綱」への提案と要望』(2019年(令和元年)5月1日水曜日)により、遺跡の遺跡としての存在(実態)と機能(過去を顧みる)と遺跡としての景観、並びに、現代の都市として目的と機能と空間の構成又各施設の目的と機能と空間を、双方が全き存在として“共生”する措置を執ることを、提案し要望しています。

私達は、私達の活動と私達の活動の空間に対して、私達と私達人類の生と死に向き合うことが出来ているでしょうか？ 遺跡は、人々のそして現代の私達の生と死の証です。

“危機”

私達 当会は
遺跡との事象また遺跡の存在について
私達 人類が
“危機”即ち人類社会に潜在しまた顕在して発現
する危機をよりよく抑制し回避し克服する
つまり 私達 人類が人類社会に危機への耐性を
形成するその基層で在り得ると考えます。

遺跡はどこにでもあります。
私達 当会は 皆様に 人類の過去の事実そのもの
である遺跡の調査と改変のない現状保存と整備
と活用を求めていきます。

私達 当会は 遺跡の改変のない現状保存を
私達 人類に対する一つの誠意であると考えます。

2018年(平成30年)9月14日 金曜日
養生所を考える会 代表 池知和恭

改訂1版 2018年(平成30年)9月15日 土曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭



“危機 II”

危惧が、現実のものとなり
遺跡が=遺跡としての存在が
人々の意図的措置により
完全に破壊されようとしています。

私達 人類は？ 破壊されないのか？

遺跡はどこにでもあります。

私達 人類は、大地と共に歩んできました。

遺跡は、人類の活動の痕跡であり、土地の利用の変遷であり、履歴です。

現代の私達は、この流れ：歴史を継承して存在しています。

私達 当会は、歴史を私達 人類の基層であると認識します。

遺跡は、具体的であり“可視”です。

歴史は、抽象であり“不可視”です。

私達 当会は 皆様に、人類の過去の事実そのものである遺跡
大地と共にある遺跡

その調査と改変のない現状保存と意図的な破壊に対する原状回復と
歴史上の損壊に対する憶測の余地のない再建と
活用と公開と整備を原則とし求めます。

遺跡は、都市のオープン・スペースとしても活用できます。

2018年(平成30年)12月3日 月曜日
養生所を考える会 代表 池知和恭



“突然ですが”
活用は、“遺跡”
でなければ意味がありません。
私達 当会は
発生、源流、変化、継承を重視します。
神話・物語・歴史
即ち
発生、源流、変化、継承は
人類の基層であり
教育の原点
でもあるのではないでしょうか。

遺跡はどこにでもあります。
私達 人類は、大地と共に歩んできました。
遺跡は、人類の活動の痕跡であり、土地の利用の変遷であり、履歴です。
現代の私達は、この流れ：歴史を継承して存在しています。
私達 当会は、歴史を私達 人類の基層であると認識します。
遺跡は、具体的であり“可視”です。 歴史は、抽象であり“不可視”です。
私達 当会は 皆様に、人類の過去の事実そのものである遺跡
大地と共にある遺跡
その調査と改変のない現状保存と意図的な破壊に対する原状回復と
歴史上の損壊に対する憶測の余地のない再建と活用と公開と整備を原則とし求めます。
遺跡は、都市のオープン・スペースとしても活用できます。

2018年(平成30年)12月3日 月曜日
養生所を考える会 代表 池知和恭



“遺跡は”

1. 人類の基層である歴史と相対する唯一普遍的に歴史上の個別の事実です。
2. 人類が文字を獲得する以前から存在し人類の歴史の尺度です。
3. 具体的で“可視”である存在です。
4. 大地と共に在ります。
5. 人類の土地の利用の変遷であり人類の履歴です。
6. 私達 人類がどこから来て、どこへ行こうとするのか、修正が必要か、私達 人類が之を知ることを助けます。
7. いつも、私達 人類の傍にあります。
(遺跡はどこにでもあります。)
8. 人類の活動のオープン・スペースとして活用できます。

私達 当会は、皆様に、遺跡の調査と一部でも損壊や滅失によって失われることのない現状保存と意図的措置による破壊に対する原状回復と歴史上の損壊に対する憶測の余地のない再建と活用と公開と整備を提案し要望します。

2018年(平成30年)12月3日 月曜日
養生所を考える会 代表 池知和恭



“江戸—長崎”

地球規模の世界

日本—江戸—長崎

南アメリカ 日本の開国

明治の御一新

自由民権

フィリピンの共和国

孫文達の共和国 ロシア

インド

中国共産党

アフリカ

現代は・世界に

近代の主権国民国家の概念が広がっています。

Rollin' Stone

石は転がっていないか？

私達 当会は、皆様に、“養生所/(長崎)医学校等遺跡”“長崎奉行所西役所等遺跡群”“都市長崎遺跡”的
保存と活用を、提案し要望します。

遺跡は、都市のオープン・スペースとしても活用できます。

私達 当会は、大地と共にある人類の事実／履歴であり恒久的な資産である遺跡の保存と活用を、皆様に提案し要望しています。

2018年(平成30年)12月4日 火曜日

養生所を考える会 代表 池知和恭



“文化財と活用”

文化財～遺跡(記念物及び埋蔵文化財)
の姿という事は
その保存や修理や整備に於いて
自ずから個別の然るべき姿があり
選択肢は多くありません。

一方

文化財～遺跡の
活用という事は
無限の選択肢と可能性がある
ということではないでしょうか？

私達 当会は、世界と日本の歴史及び長崎に於ける台場遺跡や陣屋遺跡や長崎奉行所西役所等遺跡群や小曾根家造営遺跡や養生所/(長崎)医学校等遺跡や長崎製鉄所遺跡を中心に捉え広範囲の時代の
各々様々な遺跡や歴史を背景に“日本開国”を切り口として
地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリー
を文化庁が認定する「日本遺産」の取得を、皆様に、提案し要望します。

2019年(平成31年)1月19日 土曜日
養生所を考える会 代表 池知和恭



“文化財と活用 II”

一つには

人は文化財によって活かされ得る
と考える事ができます。

同時に、文化財を活かすのは人である
と考えることができます。

私達は、今、文化財を考え
過去の人々の関わりによる文化財と
現在の私達との関わりを捉え直し
再構成する事を
考える時かもしれません。

文化財を考えることは
私達に、是迄とは少し違った現在と未来を
与えてくれるのではないかでしょうか。

日本は、歴史が永く連続する国です。

一方、長崎地域では

古代より中世まで連續的な歴史を経た後、中世末より現代まで歴史が複数回交代し
各々の歴史は忘却されてきたと考えられます。

幸いに、人の関わりによって遺された文化財～遺跡は多く滅失しながらも、一部に遺存します。

遺跡は、人類にとって、ほぼ唯一の、絶対的な過去の事実であると考えることができます。

現代の私達は、日本の伝統と近代西洋由来の様々な学術手法によって
一定水準に於いて、是迄に忘却された各々の歴史と文化を再生し、人は皆、その現代上の意義を確認し認識し
私達は、認識と共に、遺された人類の遺産を私達の現代の生活の中に活かす事ができるのではないでしょうか。

私達 当会は、“長崎くんち”が皆様の近くにあるように、文化財が皆様の近くにあること、を提案し要望します。

2019年(平成31年)1月20日 日曜日
養生所を考える会 代表 池知和恭



“文化財～遺跡を”
その歴史を
その文化を
その自然を
その街を
その姿を
見せる！魅せる！美せる！
“都市長崎”
実せる！

私達 当会は、皆様に、斯く、提案し要望します。

2019年(平成31年)1月21日 月曜日
養生所を考える会 代表 池知和恭



“遺跡は II”

遺跡はただ保存するだけでなく
遺跡を遺跡と身近に
将に“認識する”処にこそ
現代の人類人々私達の生活にとっての
意義が生ずる
ということではないでしょうか。

遺跡は、過去のその地での人々の関わりにより形成され、「そこにしかない」、事象です。
その土地に依拠して動かせず世界で唯一の個別の存在です。

遺跡は、その現代における存在に関して
遺跡から検出され別に保管された遺物や伝存の品々と異なり動かせず
文献や絵図や写真と異なり人類の概念や判断を介在しないことで

誤謬や作為や恣意が排除され
正しく見ることを前提に、人類の唯一の絶対の歴史上又過去の事実です。

遺跡は、その地の環境や風土に由つて存在します。
私達 当会は、私達人類が、様々な要因で人々の認識の外に忘却された遺跡を調査し再発見し保存し、そして、活用するとは
現代の人類 私達の誰もが、そう望めば、遺跡を遺跡と認識できる環境を形成することに他ならないと考えます。
遺跡は、私達 人類に、私達 人類がその地その時代に生活し活動するその環境や風土をも示唆し
私達 人類が、その地の私達 人類の生活と活動を理解する契機となるはずです。

遺跡は、日本の国の法律では文化財保護法において、状態により「有形文化財」「記念物」「埋蔵文化財」である「文化財」であり
国際条約では世界遺産条約における「(世界の文化)遺産」です。

私達当会は
遺跡がその一部でも損壊や滅失によって失われることや、遺跡に直接的、間接的な被害を及ぼすような意図的措置をとることや、
遺跡に現代生活上の機能目的型建造物を挿入することは、遺跡の遺跡としての構造と空間と存在の破壊であり、その機能と目的
により空間と景観において人々が遺跡を遺跡と認識することを阻害し、同時に、遺跡としての全体の“存在”を部分に解体し目印
や言語や文字と同様に“記号化”し、遺跡の私達 人類の現代の生活の中での意義と機能を破壊する行為であると理解します。

遺跡を滅失した歴史は長い年月に臍となり忘却され、文献等で歴史を再現されても実体感を有せず、遺跡を遺存する歴史は忘却
されても、その地にその歴史が再生され、又、再生産される傾向にあるようです。
遺跡は“可視”であり、“不可視”である歴史に、具体的な実体感を与えると考えることもできそうです。

私達 当会は、様々な要因によって現在に遺存する希少な様々な遺跡群について、皆様に、之を調査し再発見し保存し、そして、
活用し、私達 人類の現代の生活の中での意義と機能を与える政策と措置と行為を積極的に選択することを提案し要望します。

2019年(平成31年)1月25日 金曜日
養生所を考える会 代表 池知和恭

[世界遺産]

[日本遺産]

『都市長崎よりの日本開国 世界文明の始発

～山と海・坂と空・水・都市遺跡のハーモニー～』

私達 当会は、遺跡－文化財は、人類が、言語や概念を越えて、知覚できる
その故にこそ、人類に、人類を、人類の、世界の普遍性へ誘導する可能性を
形成する、と理解します。

私達 当会は、遺跡と歴史の保存と活用を皆様に提案し要望しています。

私達 当会は、世界やアジアと共に鳴る長崎の古代から現代まで広範囲の時代の
各々様々な遺跡など文化財や歴史や風土や人々の在り方や習俗を背景に
遺跡を遺跡として活かし“日本開国”を切り口として、地域の歴史的魅力や特色を
通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定する『日本遺産』の
取得 又 世界遺産条約による『世界遺産』への登録を、皆様に、提案し要望します。

**2019年(平成31年)2月11日 月曜日
養生所を考える会 代表 池知和恭**



“都市は”

その時
人類とその世界に
どの様な メッセージ(哲学:意思)を
発信し得る構造を有するのか。

私達 当会は
それが、人類とその集まりとその都市の
“存在”の主題である、と理解します。

私達 当会は
それが、2019年4月1日に施行される
文化財保護法の一部改正における
「大綱」の要諦であると理解します。

2019年(平成31年)3月6日 水曜日
養生所を考える会 代表 池知和恭



“私達 当会は”

人類が、人類に関する事実を
その事実であると認識することが
人類が、人類としての幸福に到達する
その第一歩となる、と理解します。

私達 当会は、遺跡が、宇宙や自然の
事実と同様、一初_{いづれ}の（primary：プライマリー：
最初の 原始的な 首位の 主要な 本来の 根本の 初歩の 初等の 第一期の）
人類に関する事実であると認識します。

私達 当会は、遺跡、就中、身近な遺跡
について、調査し、保存活用し
整備公開し、継承し、認識することを
皆様に、提案し要望します。

（その自然、その遺跡は、機能製品と異なり、そこにしかなく、代替がありません。）

2019年(平成31年)3月10日 日曜日
養生所を考える会 代表 池知和恭



“例えば”

まず、“見る”
ということが
先史時代より此の方
現生人類の
存在の在り方では
なかつたでしようか？
現生人類は、いつから
まず、“見ない”
ようになつたでしようか？
“遺跡”は
いつも
そこに見えています。

2019年(令和元年)6月28日 金曜日
養生所を考える会 代表 池知和恭



“私達 当会は”(Ⅱ)

遺跡を、人類 又は 地域の人々 にとって
いつのまにか、気付かないうちの
なくてはならない存在の筈、と理解します。

私達 当会は、私達 人類が、遺跡に関し
開発と保存との調整や調査、保存、保護
の措置、活用、整備、公開、又、経済効果
を目的に議論する事象を、一時的、且つ
過渡的な現象であって欲しいと願います。

私達 当会は、遺跡を、人類の、静かな
そして、善き隣人である、と仮定します。

私達 当会は、私達 人類の行為について
過去、現在、未来に“橋を架ける”こと
“添う”こと“慈しむ”こと“喜び”“対話”
ではないかと想定します。

2019年(令和元年)7月19日 金曜日
養生所を考える会 代表 池知和恭



WE are

遺跡を破壊NO!

遺跡にビルレNO!

遺跡に道路NO!

遺跡を伝えるGO!!

未来へ



WE are

遺跡を破壊NO!

遺跡にビルNO!

遺跡に道路NO!

遺跡を伝えるGO!!!

未来へ



長崎奉行所西役所等遺跡群の 調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情書 IV

(サン・パウロ教会等跡/長崎奉行所西役所跡/長崎県庁跡・大波止跡・築地跡等)

2019年(令和元年)9月6日 金曜日

長崎市議会議長 佐藤正洋様

陳情人

〒852-8127

長崎県長崎市大手二丁目十七-四十六-一〇二

養生所を考える会 代表 池知和恭

連絡先 携帯電話 [REDACTED]

長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情 IV (サン・パウロ教会等跡/長崎奉行所西役所跡/長崎県庁跡・大波止跡・築地跡等)

I. 遺跡保存へのプリンシプル

米国セントルイス・ワシントン大学教授 ジョナサン・B・ロソス氏は、生物の進化について、短期的には収斂進化の現象より必然であり予測可能とするが、長期的な予測については否定的であり、自然界の複雑性により偶然であり予測は難しいと考える様です。
『生命の歴史は繰り返すのか? [原題:Improbable Destinies]』ジョナサン・B・ロソス(的場知之訳、化学同人):2019年(令和元年)7月20日 土曜日 日本経済新聞書評欄)

私達 当会は、生物の進化、変化が、短期的に存在の必然であり予測可能でも、長期的に、対象世界の複雑性により偶然であり予測不可能ならば
私達 人類の未来への変化、適応も、短期的に必然であり予測可能でも、長期的に偶然であり予測不可能と考え得る、と理解します。

私達 当会は、私達 人類の未来が、長期的に存在の必然でなく偶然であり予測不可能であるならば

私達 人類が、未来に於いて、私達 人類にとって、その存在上の、望ましい世界、社会、生活に到達するには、人類の放縱と未熟に任せず

私達 人類自身が、常に、慎重に、望ましい姿や方向感に向かって、判断と行為と修正と再認識を、私達の世界に於いて、広範囲に、蓄積するしか方法がない、と理解します。

私達 当会は、例えば、人類にとって、科学技術は手段の一つである為、その運営について、広範に関連する望ましい方向感への判断又行為が、上位概念として、より重要な、と理解します。

私達 当会は、遺跡について、自然と人工の中間領域に位置する特異な存在であり 人類にとって、自然と人工がその存在上、現在を提示する処、遺跡は、その存在上、過去、即ち、時間の経過を提示し、特異な事象である、と理解します。

私達 当会は、遺跡について、人類に関する事象のうち、唯一、再確認できる“事実”である、と理解します。

私達 当会は、遺跡が、自然と人工と並んで、私達 人類の、個体と社会の、望ましい姿 例えば、創造と幸福、平和、に対して、自然、人工、遺跡の夫々の存在とその特異性、性格によって、夫々の有意な影響を与え、又、役割を担い得る、と理解します。

私達 当会は、遺跡の取扱いについての、本来の在り方は、認知、調査確認、現状保存、活用、整備、公開、継承である、と理解します。

私達 当会は、遺跡のあるところで、遺跡を保存して継承し、遺跡のないところで、現代の目的機能の為の建物や道路等の構造物を形成すること、を提案し要望しています。

即ち、人類の活動とその空間に於ける、遺跡の存在、並びに、現代の目的と機能の、共存と共栄です。

私達 当会は、私達 人類が、自然、人工、遺跡、並びに、私達 人類 から、最大限の享受を得られることを期待します。

私達 当会は、上記のプリンシップに則って、皆様に、遺跡の、遺跡としての、認知、調査、保存、活用、整備、公開、継承 を提案し要望します。

(補足)

私達当会は、遺跡について、私達 人類にとって、一般に、多く、経済市場とその取引の対象外であり、意識と知能、身体知又経験知又暗黙知(言葉で説明できない知識)と形式知(言葉で説明できる知識)などの認識に於いて、意識並びに身体知又経験知又暗黙知の領域に關係する、と理解する処、文字、数字、データによる思考と理解が拡張する現代社会では、遺跡に関する表現は取上げられることが少ないが、その存在は、人類の個体又その人格形成、並びに、人類の社会又その在り方、様式への影響は大きいと考え得る、と理解します。

私達 当会は、遺跡又身近な遺跡の存在は、人類とその存在にとって重要な位置づけを為し得ると理解し、皆様に、遺跡の、遺跡としての、認知、調査、保存、活用、整備、公開、継承 を提案し要望します。

私達 当会は、遺跡について、一般に、人類の活動の痕跡と理解され、“土地の記憶” “空間の記憶”とも表現できる、と理解します。

私達 当会は、遺跡について、一般に、痕跡、と表現し得る処より理解できるとおり、完全な状態や機能を附隨して遺存することは稀である、と理解します。

私達 当会は、遺跡について、その機能や状態が完全ではないことを前提とする概念である、と理解します。

私達 当会は、遺跡について、個別の遺跡の存在上の個性は、完全であることより、むしろ、欠けていることから生まれる、と理解します。

私達 当会は、個別の遺跡について、残存状態が良くないことを、当該遺跡の“価値”的順位に置換し、又、遺跡の破壊や撤去の根拠にすること止め、それぞれの個別の遺跡の現状を、遺跡の存在上の個性として受容し、現状保存し、当該の現状を当該遺跡の存在上の個性として活かし、即ち、之を包含して、遺跡の遺跡としての活用を実現することを、提案し要望します。

II. 長崎地域の遺跡について

長崎の市街地でも、長崎市公会堂跡魚ノ町遺跡で弥生土器残欠が、長崎県庁舎跡長崎奉行所西役所等遺跡群で縄文土器残欠が確認されています。
長崎地域は、凡そ、1万年前以来の遺跡の地です。

私達 当会は、皆様に、長崎地域に於いて、遺跡について、慎重な遺跡の遺跡としての認知と確認と保存と活用と整備と公開と継承を、提案し要望します。

1. 私達 当会は、皆様に、長崎地域の以下の土地の範囲について、文化財保護法により「周知の埋蔵文化財包蔵地」に決定し、その他の保存の措置を講ずることを、提案し要望します。

(1) 対象範囲の要件は以下の通りです。

①“先史時代/古代福田氏/中世肥前丹治比氏(戸町氏・永崎氏・大浦氏・矢上氏・時津氏・大串氏等)等遺跡群”関連地域

②“都市長崎遺跡”(長崎惣町八十町と関連機能地点)関連地域

③“浦上キリシタンの里構想”関連地域(浦上村山里庄屋懸り・三ツ山一帯)

④“長崎キリシタンの里構想”関連地域(長崎奉行支配:内町外町長崎惣町八十町
長崎代官支配:浦上村山里庄屋懸り-浦上村淵庄屋懸り-長崎村、大村領と佐賀領:
長崎半島・彼杵半島・諫早方面)、その旧観と旧跡

2. 私達 当会は、皆様に、当(1)の対象範囲の要件①②③④について、長崎県が策定する「大綱」に於いて、具体的な、遺跡の遺跡としての位置付け、認知、調査確認、現状保存、原状回復、活用、整備、公開、継承について、記載することを提案し要望します。

3. 私達 当会は、皆様に、当(1)の対象範囲の要件①②③④に関連して、『日本遺産』を取得し『世界遺産』に登録される措置を執ることを提案し要望します。

4. 私達 当会は、皆様に、当(1)の対象範囲の要件①②③④に関連して、「縄文から現代」「日本人と自然」を主題とする『日本博』に参加する(個人の作品である“art”、並びに、社会上のart“遺跡”その他の文化財、“土地の造形”、インフラツーリズムの可能性等、の合同を主題として)ことを提案し要望します。

5. 私達 当会が、皆様に、お知らせしている、遺跡としての“土地の造形”は、同時に、現代に継承され、私達の生活に活用されている、歴史的な人類の活動空間としてのインフラ(インフラストラクチャー:infrastructure:下部構造、基盤)です。

私達 当会は、遺跡、又、人類の活動空間としてのインフラである“土地の造形”的現状保存と再建と継承を基盤とする、インフラツーリズムを提案し要望します。

主題は「歴史都市長崎のインフラ」です。

III. 長崎奉行所西役所等遺跡群等について

1. 長崎奉行所西役所等遺跡群の位置付け

私達 当会は、長崎奉行所西役所等遺跡群は、歴史的な経過により、人々に、その地が、長崎の現代社会に於いては長崎地域の人類の社会の活動の、長崎地域の遺跡群に於いては、先史時代、中世、近世の内町-惣町八十町-外郭機能拠点、近代の遺跡群の、地政上の中核一ハブ(hub)としての位置付けを認識されており、東アジアの遺跡群に於いては、古来、東アジア交易文化圏の海洋性内陸連絡拠点の一つであり、出島遺跡や養生所-精得館の分析窮理所遺跡と共に、日本の社会と歴史に於いては、日本開国と体系的な近代化及び近代西洋国民主権国民国家形成の始点、世界の社会と歴史に於いては、近代西洋国民主権国民国家システムの地球規模の拡散の契機、始点、端緒と理解します。

2. 長崎奉行所西役所等遺跡群等一帯への要望

(1) 私達 当会は、皆様に、長崎奉行所西役所等遺跡群が遺跡であることより、第一義に且つ専ら、遺跡を遺跡として調査・保存・活用・継承し、当該の遺跡に、当該の歴史を証徴させること、を提案し要望します。

(2) 私達 当会は、皆様に、遺跡の発掘等調査に於いて、開発事業による遺跡の破壊を前提とした“記録保存”を目的とした調査ではなく、保存・活用を目的とした調査を行うことを提案し要望します。

(3) 私達 当会は、皆様に、遺跡について、第一義に且つ専ら、遺跡を遺跡として調査・保存・活用・継承し、当該の遺跡に、当該の歴史を証徴させる為に、遺跡地に於いて、現代の機能目的型の建造物を計画せず構築しないことを要望します。

(4) 私達 当会は、皆様に、当該の長崎奉行所西役所等遺跡群について、当該遺跡群に關係する歴史の推移が重層的で多様であることより、遺跡実態調査の上、特定の歴史を表現しない、遺跡と歴史の記念公園、即ち、現代の都市長崎に於ける空地(うち: オープンスペース:open space)とすることを提案し要望します。

私達 当会は、旧長崎県庁舎解体が進行して、国道34号線を北から南へ望む、即ち、市庁舎方面より旧長崎県庁舎を望む、即ち、両側の高層建物群に視線を誘導された先の水平方向に青空を望む景観について、とても、清澄な印象を誘発する魅力的な景観であると理解します。

私達 当会は、長崎に於いて、さらに建物の中高層化が進み空が狭くなる状況下に、直線的な道路と両脇の高層建物により遠近法的に視線が誘導される先に水平に青空が望める景観は、長崎の丘の現状に特有の且つ地形を象徴する特異な景観であると理解します。

私達 当会は、当該の特徴的且つ特異な都市に於ける空地(うち:オープンスペース: open space)の景観は、人類を引き付ける魅力を有すると理解し、この景観を継承し基層的に活用することを、皆様に、提案し要望します。

(5) 私達 当会は、丘の下の、旧大波止、又、旧築地、について、漸次、遺跡としての認知、調査、現状保存、活用、整備、公開、継承を実施することを、提案し要望します。

私達 当会は、大波止遺跡について、遺跡保存、遺跡としての“土地の造形”的保存と再建を前提として蹄馬場をも整備し、長崎くんち本来の「御旅所」として、恒久的に、活用できる、と理解します。

私達 当会は、築地遺跡について、大波止遺跡と共に、長崎奉行所西役所等遺跡と出島遺跡を連結し、或いは、一帯を包含する、遺跡広場区域(エリア:area)として、遺跡保存、遺跡としての“土地の造形”的保存と再建を前提の上、芝生又可能なら樹木植生等の緑地帯、小規模の迎賓館をも計画し(内外クラブとも連携)、海と空、道路からの長崎への来訪者を迎える、玄関口、ランドマーク、休息地、の一帯として、人の流れを自然に蓄積する長崎地域周遊のハブ(hub)区域(エリア:area)、その基層として活用することを、提案し要望します。

私達 当会は、戦前の写真に見ることができる、築町丘の下一帯の、美しい運河と海の、即ち、水辺の景観を再建することを、提案し要望します。

(5) 私達 当会は、皆様に、国道34号線の西に隣接する、旧長崎県警本部-日本生命ビル跡(万才町4番)について、遺跡実態調査の上、長崎奉行所西役所等遺跡に由来のあるイエズス会又は托鉢修道会等による「記念聖堂」と併設する「歴史研究資料館」の設置を提案し要望します。

(6) 私達 当会は、皆様に、国道34号線の東に隣接する、長崎家庭裁判所・長崎簡易裁判所(万才町6番南部:大村町高島秋帆本邸遺跡)一帯について、漸次、遺跡実態調査の上、「大村町高島秋帆本邸遺跡公園」又敷地の一角に「古代中世永崎記念館」「高島秋帆記念館」「近代医学歴史資料館」等を提案し要望します。

(7) 私達 当会は、また、皆様に、「近代医学歴史資料館」について、小島の佐古の“養生所/(長崎)医学校等遺跡”に明治15年頃に竣工した甲種長崎医学校に由来する(新)講堂を再建のうえ之を供用する可能性を提案し要望します。

(添付の『養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情書 X III (旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中心として) 2019年(令和元年)9月6日 金曜日 長崎市議会議長 佐藤正洋 様 養生所を考える会 代表 池知和恭』をご参照下さい)

(8) 私達 当会は、皆様に、当該の長崎奉行所西役所等遺跡について、より消極的な提案として、当該遺跡群の現在の地上遺跡である文化財保護法上の「記念物」「有形文化財」「伝統的建造物群」等としてその様式が江戸中期から後期が中心と考え得る処より、同じ様式を有する“長崎奉行所西役所”建物を、発掘等調査の成果及び古図や古写真等遺跡の補完資料により伝統的な材料と工法を以って再建し、市民活動並びに長崎への来訪者の応接への利用を以って活用とすることを提案し要望します。

(9) 『「長崎国際歴史文化都市構想」“日本開国”－日本遺産・世界遺産へ向けて』について
2019年(平成31年)1月20日 日曜日より、私達 当会は、皆様に、長崎市の中心市街域について、遺跡でもある旧市街域、行政経済機能の新市街域(浦上川河口東岸域)、抽象文化活動拠点としての長崎水辺の森一帯、とそれぞれの地域の土地利用の履歴の性格の性格の継承及び地域の特色とその関係性を考察し、ゾーン(zone)型の都市を構想する[長崎歴史文化都市構想－創造環境の共有(share)－]を、又、北部で浦上・茂里町地区を想定する[長崎原子爆弾被爆遺跡整備構想]を、南部で柳埠頭一帯を想定する[長崎国際第二中華街構想]を、之を総合する『「長崎国際歴史文化都市構想」“日本開国”－日本遺産・世界遺産へ向けて』を提案し、要望し、『長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情書』Ⅱ(サン・パウロ教会等跡/長崎奉行所西役所跡/長崎県庁跡・大波止跡・築地跡等) 2019年(平成31年)2月27日 水曜日 長崎県議会議長 溝口英美雄様／長崎市議会議長 五輪清隆様で紹介いたしました。併せてご高覧いただけますよう、お願ひ申し上げます。

私達 当会は、皆様に、当該の長崎奉行所西役所等遺跡群の保存と活用と継承と一体として相乗効果を創造することを念頭に、『「長崎国際歴史文化都市構想」“日本開国”－日本遺産・世界遺産へ向けて』を提案し要望しています。

私達 当会は、皆様に、『「長崎国際歴史文化都市構想」“日本開国”－日本遺産・世界遺産へ向けて』を実現することを提案し要望します。

(10) 私達 当会は、皆様に、遺跡や歴史の説明は、既存の、又は、私達 当会が、「長崎国際歴史文化都市構想」に於いて提案し要望する博物館等にて、その他の現代の利便や機能は、近隣の民間事業により供給することを提案し要望します。

(11) 私達 当会は、皆様に、旧長崎警察署の保存と活用について、現状保存し、調査により原状をも念頭に整備し、例えば、警察歴史博物館として活用し、近隣の複数の刑務所の遺跡と歴史と情報連携を展開することに可能性がある、と理解します。

(12) 国道34号線長崎の丘南部一帯での日曜日祝祭日の歩行者天国実施の提案

国道34号線については、近代に於いては、歩行者が中心の道路であったと想定出来ますが、現代に於いては、道路拡幅して自動車通行が中心となりました。

しかしながら、日曜日祝祭日には昼間でも、自動車、歩行者の利用ともに僅少です。

私達 当会は、国道34号線の旧長崎県庁舎付近長崎の丘南部一帯について、日祝日に、之を歩行者天国として、バス路線を臨時に変更し、催事等に開放し、長崎市街のにぎわいの創出に資することを提案し要望します。

(13)私達当会は、長崎の岬の丘を中心とする一帯が、歴史を背景とした、遺跡と緑と空と水の憩いの空間として、長崎に暮らす人々、又、長崎を旅する人々を集め、結果として、長崎地域のランドマーク、世界に於ける日本地域へのランドマーク、アイコンとなることを、期待します。

柳の並木はかつてどこにあったのでしょうか？次の時代、世代へ向けて、戦前をも倣い、戦後復興を超える、美しく、情緒豊かな光景を、皆で、創出してはどうでしょうか？

IV. その他

1. 私達当会は、養生所/(長崎)医学校等遺跡について、長崎県が策定を検討する「大綱」に於いて、具体的な、遺跡の遺跡としての位置付け、認知、調査確認、現状保存、原状回復、活用、整備、公開、継承について、記載することを提案し要望します。

2. 私達当会は、当会より、過去に、皆様に申し入れた事項、並びに、皆様との“見解の相違”に係る事項、並びに、当該の陳情の詳細に係る事項について、継続的定期的な対話を提案し要望します。

3. 私達当会は、2019年(令和元年)7月1日月曜日に長崎市長を筆頭の名宛人として長崎市秘書課に「養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する要望書Ⅶ」「長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する要望書Ⅲ」の二件の要望書を提出した後、2019年(令和元年)7月4日水曜日以降、当該要望書、並びに、過去の複数の長崎市長を筆頭の名宛人とする弊会よりの要望書について、長崎市文化観光部文化財課より、当該要望書に弊会が関係者として名宛人として併記した長崎市文化財審議会長に、送達又情報共有されていない事がわかりました。

(1)私達当会は、長崎市の理事者の皆様に、本件につき、以下の通り要望します。

①私達当会は、長崎市長並びに弊会が関係者として記す名宛人が、送達又はその他の手段により情報共有することを要望します。

②私達当会は、過去に、長崎市長を筆頭の名宛人として長崎市に提出した要望書のうち、弊会が関係者として名宛人に併記する長崎市文化財審議会長に送達又情報共有されていない複数の当該の要望書について、速やかに長崎市文化財審議会長に送達又はその他の手段により情報共有することを要望します。

(2)私達当会は、本件につき、長崎市文化観光部文化財課に当該の要望を行った後、2019年(令和元年)7月9日月曜日以降、長崎市秘書広報部広報広聴課に連絡し当該の要望をお伝えしておりますので、長崎市の理事者の皆様におかれましては、長崎市秘書広報部広報広聴課様に御解答御説明いただけますようお願い申し上げます。

V. 添付資料

私達 当会は、次に掲げる添付資料を、本陳情書の第二章として提示します。どうぞ、御一読下さいますようお願い申し上げます。

1.『養生所/(長崎)医学校等遺跡中核区域北部一帯遺跡の 取扱い(調査・保存・保護・整備・公開・継承)に関する提案と要望』

2019年(令和元年)7月9日 火曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

2.『産炭地等における環境汚染等に関する要望書について』

2019年(令和元年)8月5日 月曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
附:『産炭地等における環境汚染等に関する要望書』

2019年(令和元年)8月5日 月曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

3.『遺跡について』 一養生所/(長崎)医学校等遺跡 並びに 長崎奉行所西役所等遺跡群 の保存と活用よりー

2019年(令和元年)9月6日 金曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

4.『養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情書 X III (旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中心として) 2019年(令和元年)9月6日 金曜日 長崎市議会議長 佐藤正洋様 陳情人 養生所を考える会 代表 池知和恭』

2019年(令和元年)9月6日 金曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

以上